

罪を犯した障害者を地域で支える職員の
研修プログラムの開発に関する研究事業

要援助刑余者の地域生活定着支援の実際

社会福祉法人南高愛隣会
(コロニー雲仙)

罪を犯した障害者 を地域で支える職員の
研修プログラムの開発に関する研究事業

要援助刑余者の地域生活定着支援の実際

目 次

開催要綱	2	
講義要旨		
開会挨拶	要援助刑余者の支援—理念と戦略	5
講義—1)	矯正施設との 連携と福祉サービスへの誘導	11
講義—2)	地域での支援機関（組織）との連携のあり方	37
講義—3)	矯正行政の概要と社会復帰に向けた支援の実際	43
講義—4)	更生保護行政の概要と社会復帰に向けた支援の実際	67
講義—5)	犯罪不安社会と要援助刑余者の現状	83
講義—6)	住居と所得の確保のための支援の実際	107
講義—7)	雇用制度の概要と就労支援の実際	131
行政説明—1)	要援助刑余者支援策の概要—「地域生活定着支援センター」の設置	171
行政説明—2)	「触法障害者地域移行支援事業」の概要	173
閉会挨拶	まとめと問題提起	175
講師一覧	177	
委員名簿	178	
資料	179	



罪を犯した障がい者の地域生活支援について

社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙) 理事長 田島 良昭

新受刑者の知能指数

平成18年度 新受刑者 総数33,032名
知的障害者 274名(0.86%)

- IQ49以下 1,349名(4.1%)
- IQ50～59 1,974名(6.0%)
- IQ60～69 4,240名(12.8%)
- IQ70～79 7,510名(22.7%)
- IQ79以下 15,073名(45.6%)
(IQ69以下は 7,563名 22.8%)
- テスト不能 1,765名(5.3%)

矯正施設に収容されている 知的障害者の実態調査(平成18年田島班)

- 15施設サンプル調査 (受刑者数27,024名)
- 410名が知的障害者又はそれを疑われる者(処遇困難者)(1.5%)
- 410名中、療育手帳所持者26名 (6%)
- 親族等の受入れ先がない
満期釈放者は約7,200名(毎年)
うち、高齢者又は障害を抱え
自立が困難な者 約1,000名



モデル的受け入れ事業

	年齢	回数	主罪名	再犯期間	手帳等	出所	区分
A氏	44	初回	窃盗	執行猶予中	有	満期	6
B氏	56	4回	器物破損 (放火)	1か月28日	無	満期	3
C氏	28	初回	覚醒剤	執行猶予中	有	仮釈	3
D氏	47	4回	窃盗	29日	無	仮釈	2
E氏	59	3回	窃盗	6か月27日	無	仮釈	3
F氏	68	10回	窃盗	6か月28日	無	仮釈	2
G氏	20	初回	窃盗	なし	有	仮退	2
H氏	17	初回	強制わいせつ	なし	有	仮退	2

刑務所が「最後のセーフティネット」 という事実

証言



Bさん

店によっては窃盗では警察に連絡してくれない。刑務所に戻るには「車への放火が逮捕されるには一番よい」と教わった



Dさん

出所後はホームレス。男性に襲われたこともあり街の中は怖かった。護身用ナイフを持ち歩いていた。刑務所の中が安心だった。



Fさん

出所後は親身になってくれる人がいなかった。



一般社会での生活は障害者にとってはハードルが高く、生活にしにくい社会になっている。その為、支援が必要。

刑務所出所者地域生活定着支援 ～高齢者又は障害を抱える出所者に対する社会的受け皿の整備～

法務省

厚生労働省

福祉等実施機関

刑務所
 親族等の受入先がない満期釈放者 約7,200人
 うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者 約1,000人

○社会福祉士等を活用し、入所後早期に福祉的支援に係るニーズの把握
 ○社会福祉士等による福祉サービス申請のための手続等の助言

地域生活定着支援
センター(仮称)

都道府県
市町村
(福祉部局・住宅部局)

福祉事務所

保護観察所
 確実な福祉への移行のための生活環境の調整

○保護観察官による調整
 ・刑事施設と連携した出所後の自立方針の作成
 ・自立方針を踏まえた具体的な福祉への移行に向けた地域生活定着支援センター(仮称)との調整
 ・更生保護施設での一時的受入に向けた調整

福祉サービス実施
主体(市町村等)の
決定に向けた調整

福祉サービス受給の
ためのコーディネート、
福祉等実施機関へ
の働き掛け

地域包括支援センター

障害相談支援事業者

社会福祉施策
(特別養護老人ホーム、
グループホーム、
日中活動施設等)

更生保護施設(民間施設)

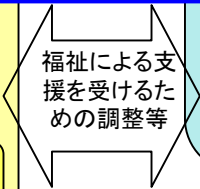
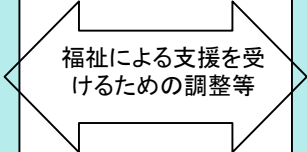
直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、
 更生保護施設での受入れを促進し、福祉への移行準備を行うとともに
 社会生活に適應するための指導・訓練を実施

○社会復帰に係る専門的な生活指導の実施
 ○施設退所後における福祉サービス受給について、関係機関との調整

福祉による支
援を受けるた
めの調整等

医療機関

社会保険事務所



地域生活定着支援センターの設置

「福祉」と「矯正」をつなぐ機関の設置

矯正施設、更生保護機関と福祉サービス事業等をつなぐ架け橋として、都道府県単位で「社会生活支援センター（仮称）」の設置を行い、①相談支援事業
②コーディネート事業③その他

厚生労働科学研究政策提言（平成19年）

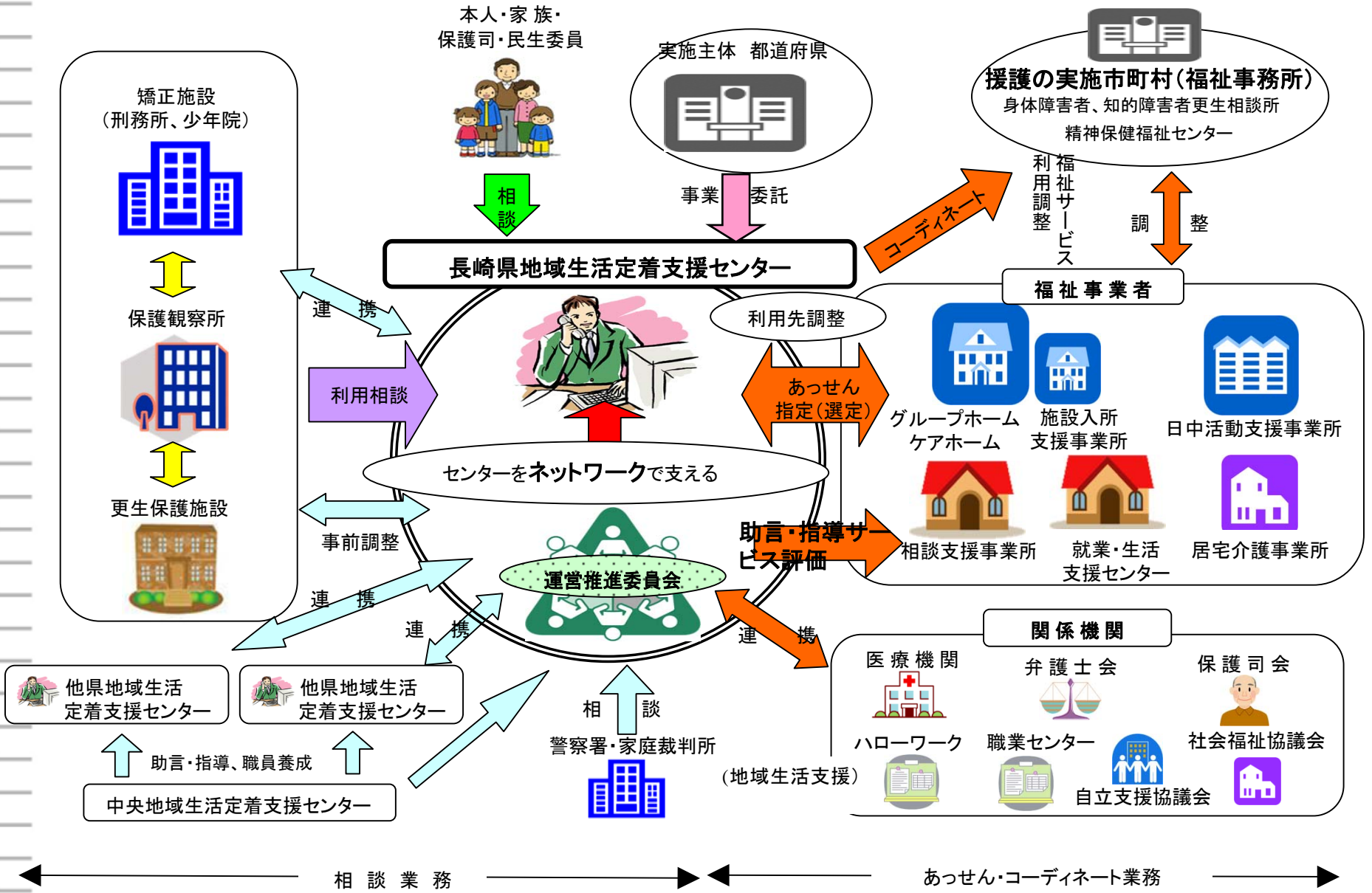
受刑中から福祉サービスにつなぐ支援

➡ 間を置かず福祉施設等に直結（再犯防止）

➡ 負のスパイラルからの脱却

＜長崎県地域生活定着支援センター イメージ図＞

(平成21年 2月 9日現在)



相談業務

あっせん・コーディネート業務

触法障害者地域移行支援事業

■事業の内容

(1)実施主体 都道府県

(2)内容

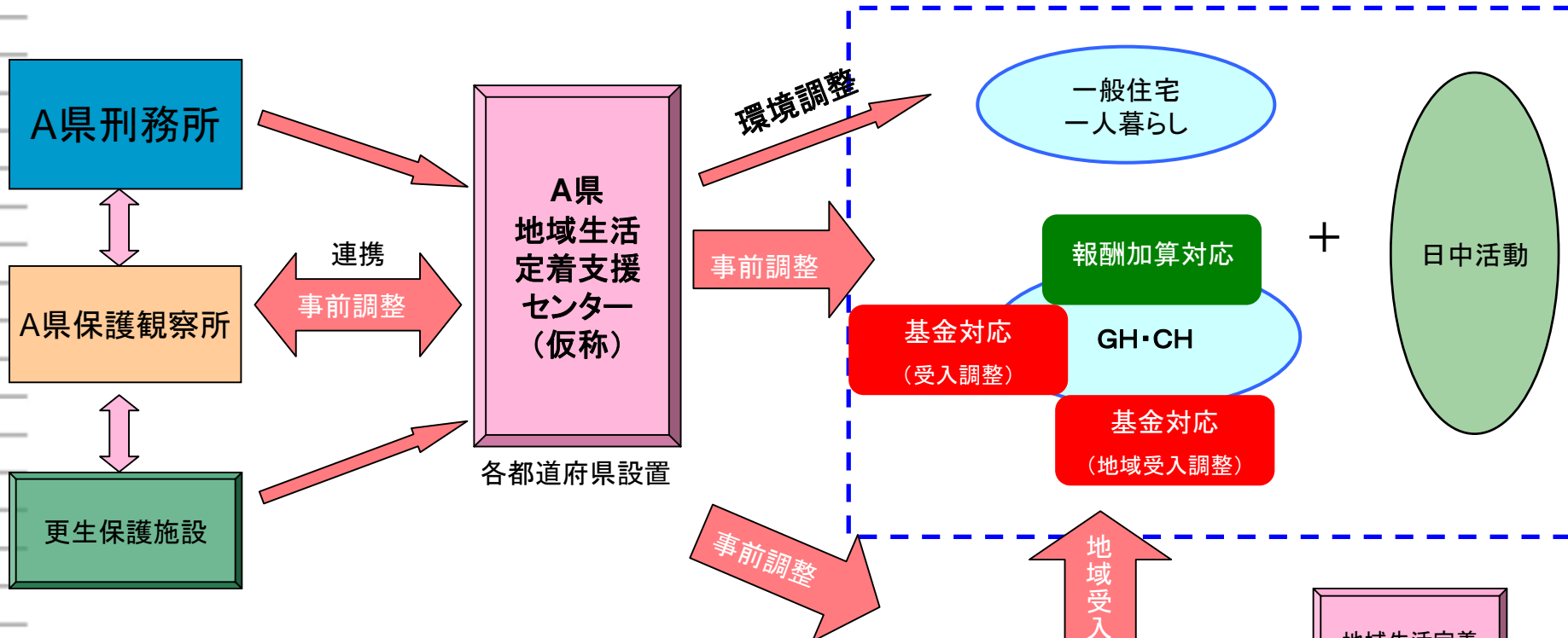
① 刑務所出所者等の障害者支援施設等における受け入れ支援(生活訓練事業者等)

- ・刑務所等との調整
- ・施設における人員確保のための支援
- ・先進地視察や勉強会等の開催の支援 等

② ①での受け入れ後の訓練終了後等に地域で受け入れるための支援(グループホーム・ケアホーム等)

- ・移行先のグループホーム事業者が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・移行先のグループホーム事業者が行う研修や住民の勉強会等の開催支援
- ・地域生活に移行後、定着する間の当面の支援

触法障害者地域移行支援事業



【受入事業者への対応】

基金対応 (受入連携調整) (地域受入連携調整)	報酬加算対応 (事業所の受入対応への加算)
<ul style="list-style-type: none"> センター・保護観察所・移行元等との調整 受入準備・体制確保 人員確保のための調整 研修(勉強会、先進地視察) 	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント 個別プログラム作成 関係者による調整会議



厚生労働科学研究(田島班)によるモデル的実践 (H18~20年度)

社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙) 酒井研究グループ

司法と福祉のモデル的連携事業

合同支援会議の開催

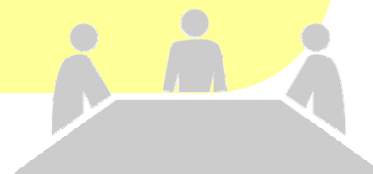
- ・受け入れ対象者の選定
- ・面接者の絞込み
- ・福祉サービス利用の事務的手続すり合わせ
- ・福祉サービス利用までの環境調整の役割分担の共有化
- ・事務的手続上の進捗状況の確認と課題分析等



矯正施設
保護観察所



福祉施設



福祉機関への橋渡しを行う

合同支援会議の構成員

矯正

- ・福岡矯正管区
- ・矯正施設(麓刑務所、長崎刑務所)
- ・長崎少年鑑別所

更生保護

- ・九州更生保護委員会
- ・長崎保護観察所

福祉

- ・社会福祉法人 南高愛隣会

合同支援会議の開催



- 麓刑務所
（佐賀県鳥栖市）
8回開催
- 長崎刑務所
（長崎県諫早市）
4回開催

平成18年12月～平成20年7月

モデル的受け入れ事業

	年齢	回数	主罪名	再犯期間	手帳等	出所	区分
A氏	44	初回	窃盗	執行猶予中	有	満期	6
B氏	56	4回	器物破損 (放火)	1か月28日	無	満期	3
C氏	28	初回	覚醒剤	執行猶予中	有	仮釈	3
D氏	47	4回	窃盗	29日	無	仮釈	2
E氏	59	3回	窃盗	6か月27日	無	仮釈	3
F氏	68	10回	窃盗	6か月28日	無	仮釈	2
G氏	20	初回	窃盗	なし	有	仮退	2
H氏	17	初回	強制わいせつ	なし	有	仮退	2



これまでの受け入れ実践事例から

- 事例① A氏
- 事例② B氏
- 事例③ C氏

実践事例①



A氏（44歳）

- ・ 療育手帳 B2
- ・ 矯正施設 ○○少年刑務所
- ・ 罪名 窃盗（強度のパチンコ依存）
- ・ 刑期 1年8か月
- ・ 入所度数 初回（執行猶予有）
- ・ 母親が引受人拒否のため **満期出所**

（平成18年12月）

受け入れる際の環境調整

- 県更生相談所、精神科医、ソーシャルワーカー、市福祉課、福祉事業所等関係機関とのケア会議とのケア会議
- 措置入所協議→却下→区分6。
- 矯正施設への入所前、面会2回（関係づくり）
- 情報収集（家庭訪問、かつて利用した事業所）
- 警察への巡視、緊急時の協力依頼

実践事例②



B氏 (56歳)

- 療育手帳 なし
- CAPAS (IQ相当) 41
- 矯正施設 ○○刑務所
- 罪名 器物破損 (放火による)、窃盗
- 刑期 1年6か月
- 入所度数 4回
- 身元引受人がないため **満期出所** (平成19年5月)
- その他 アルコール依存症、人格障害 (ドクター診断)

受け入れる際の環境調整

- 矯正施設へは2回面会（関係づくり）
- 生まれ育った環境及び犯罪地環境の徹底調査による情報取得。
- 援護の実施者の確定と手帳の取得。（福祉利用から3か月後）
- 生活保護受託。区分3
- 重度の方たちとのピアカウンセリング。
- アルコールは禁止、火気類厳重管理。

■ 現地調査 事例一② B氏

福祉の壁



- ・ O市の生家へ幼少時の証言を得に。偶然義姉に出会い、療育手帳取得の証言につながる。

- ・ O市役所へ療育手帳の申請に付き添う。→自己申請主義。→負のスパイラルを助長。→累犯障害者

実践事例③



C氏 (28歳)

- ・ 療育手帳 B2 ・ CAPAS (IQ相当) 46
- ・ 矯正施設 ○○刑務所
- ・ 罪名 覚醒剤取締法違反 ・ 刑期 1年8か月
- ・ 入所度数 初回(執行猶予有)
- ・ 身元引受人 福祉事業所所長
- ・ 施設長が身元引受人となり仮釈放 (平成19年9月～平成20年7月)
- ・ 帰住地: M市内のケアホーム

受け入れる際の環境調整ー①

- 仮釈放(10ヶ月) 区分3
- 保護観察所への定期出頭(月1回)
覚醒剤未使用確認のための尿検査及びカウンセ
リング
- 保護司の面接及びレターカウンセリング
- 特別遵守事項の厳守
毎日の就寝時に復唱、記述、自分との向き合い
の時間を大事にする。
担当職員との定期的なカウンセリング。

受け入れる際の環境調整ー②

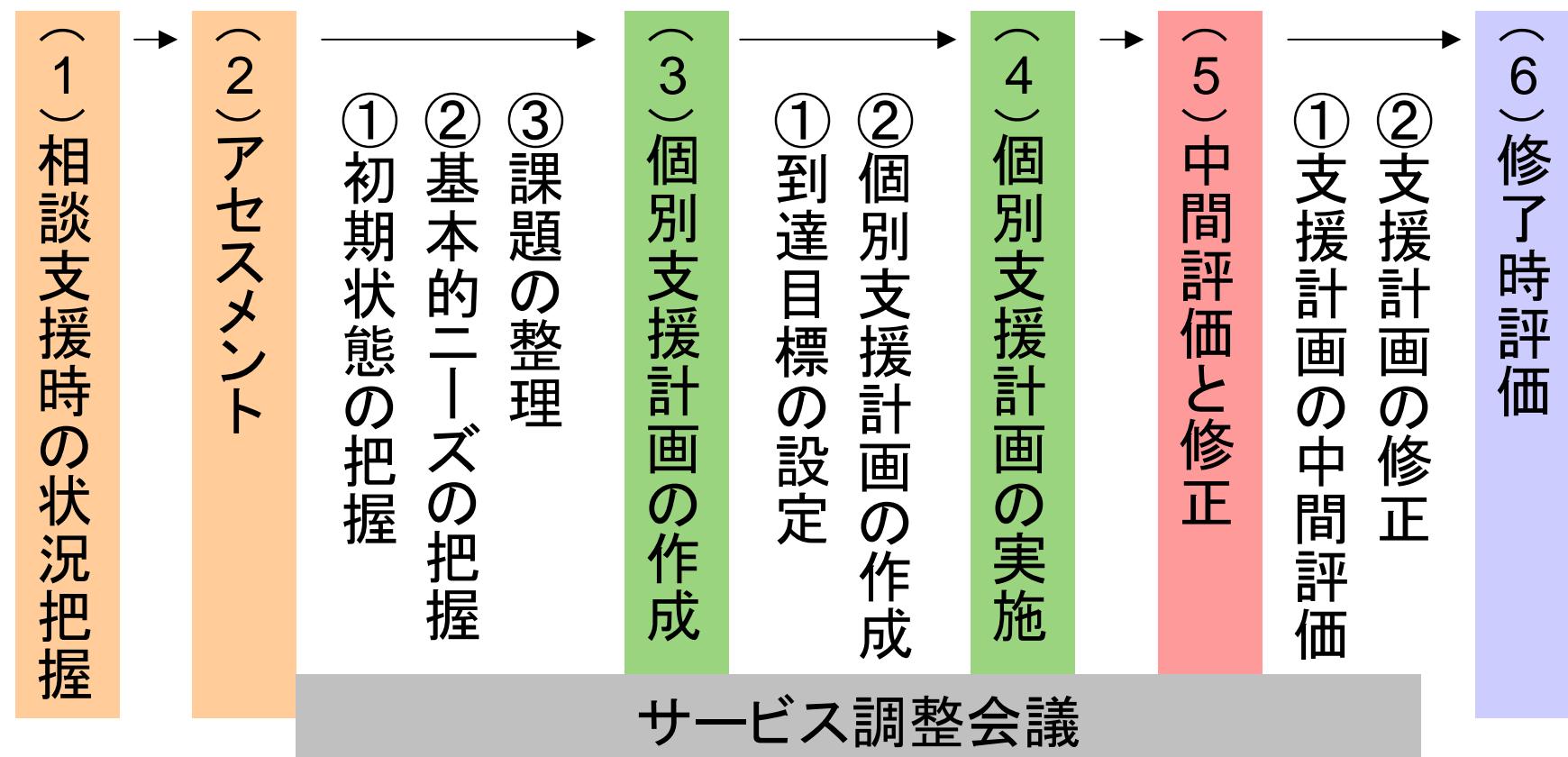
- 精神科ドクターの協力
 - ・ 関係スタッフへの有機溶剤(シンナー)、覚醒剤中毒についての学習会。基礎知識の習得。
 - ・ 不安定な状態によって定期、不定期カウンセリングの実施と、薬物療法によるコントロール。
- 覚醒剤にまつわる反社会的集団(組織)との情報遮断
 - ・ 家庭訪問により実状把握。
 - ・ 家族も含め外部との交流はすべて身元引受人を通じて行うよう徹底。



個別支援計画と実施における特徴

状況・背景の把握と アセスメントにおける留意点

通常の個別支援の流れ



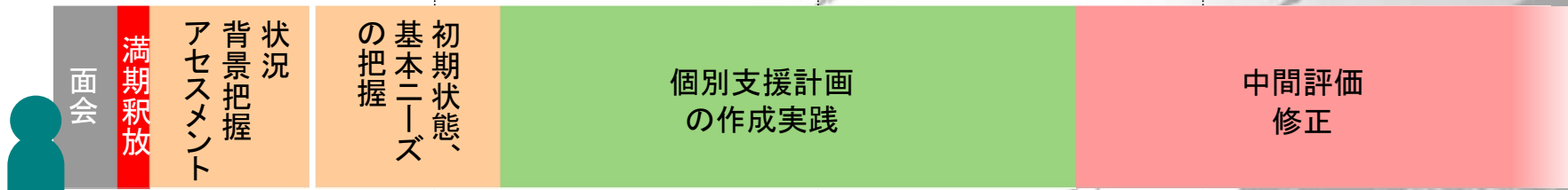
矯正施設

6か月

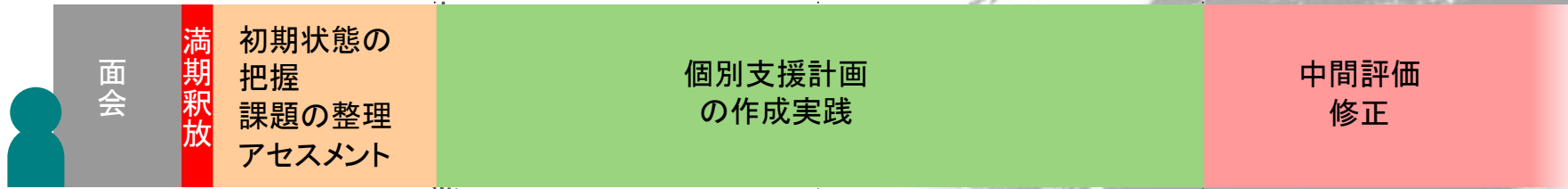
1年

1年6か月

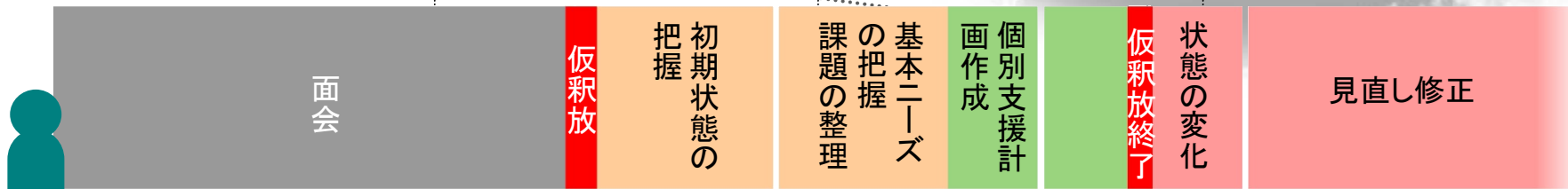
2年



A氏



B氏



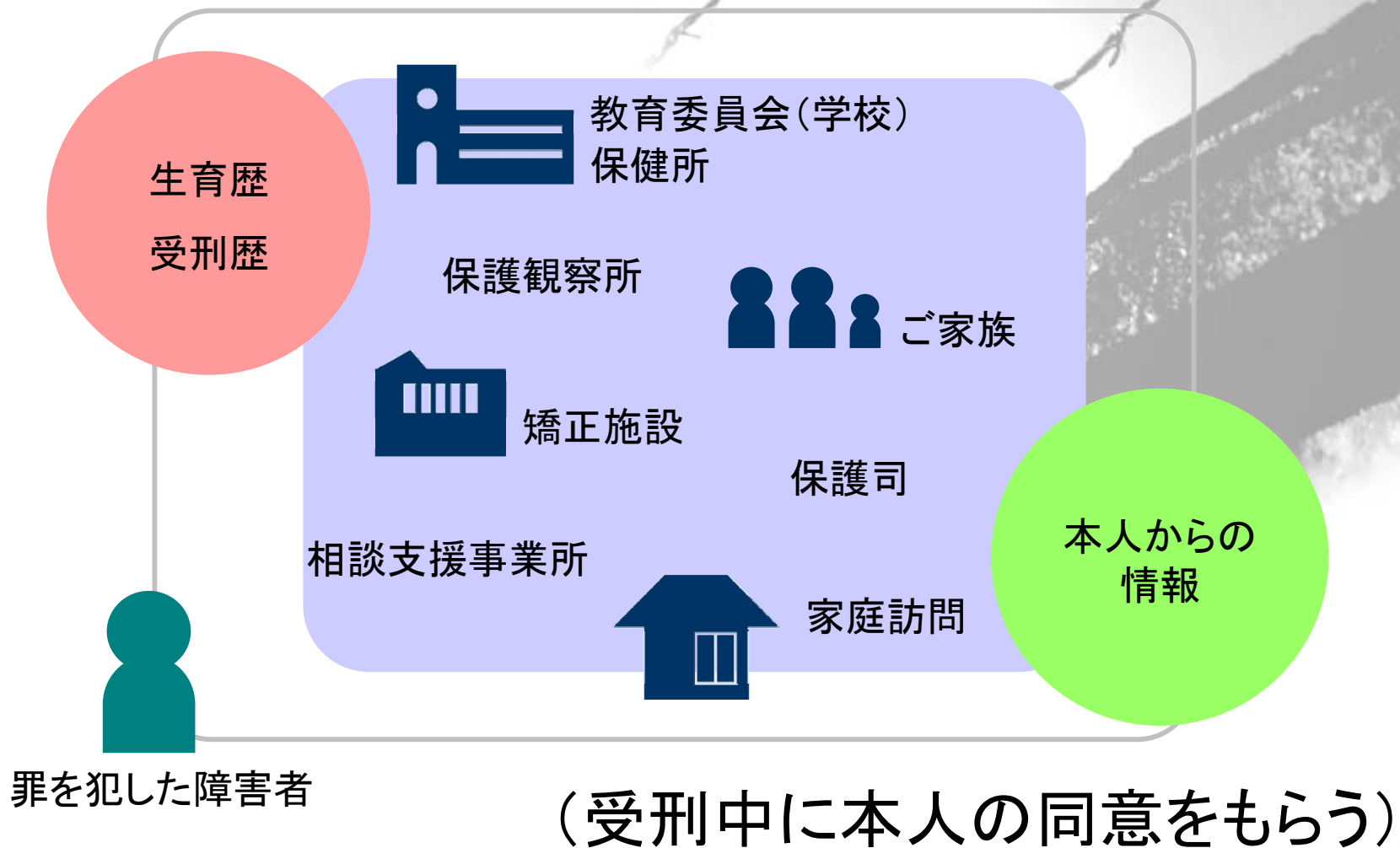
C氏



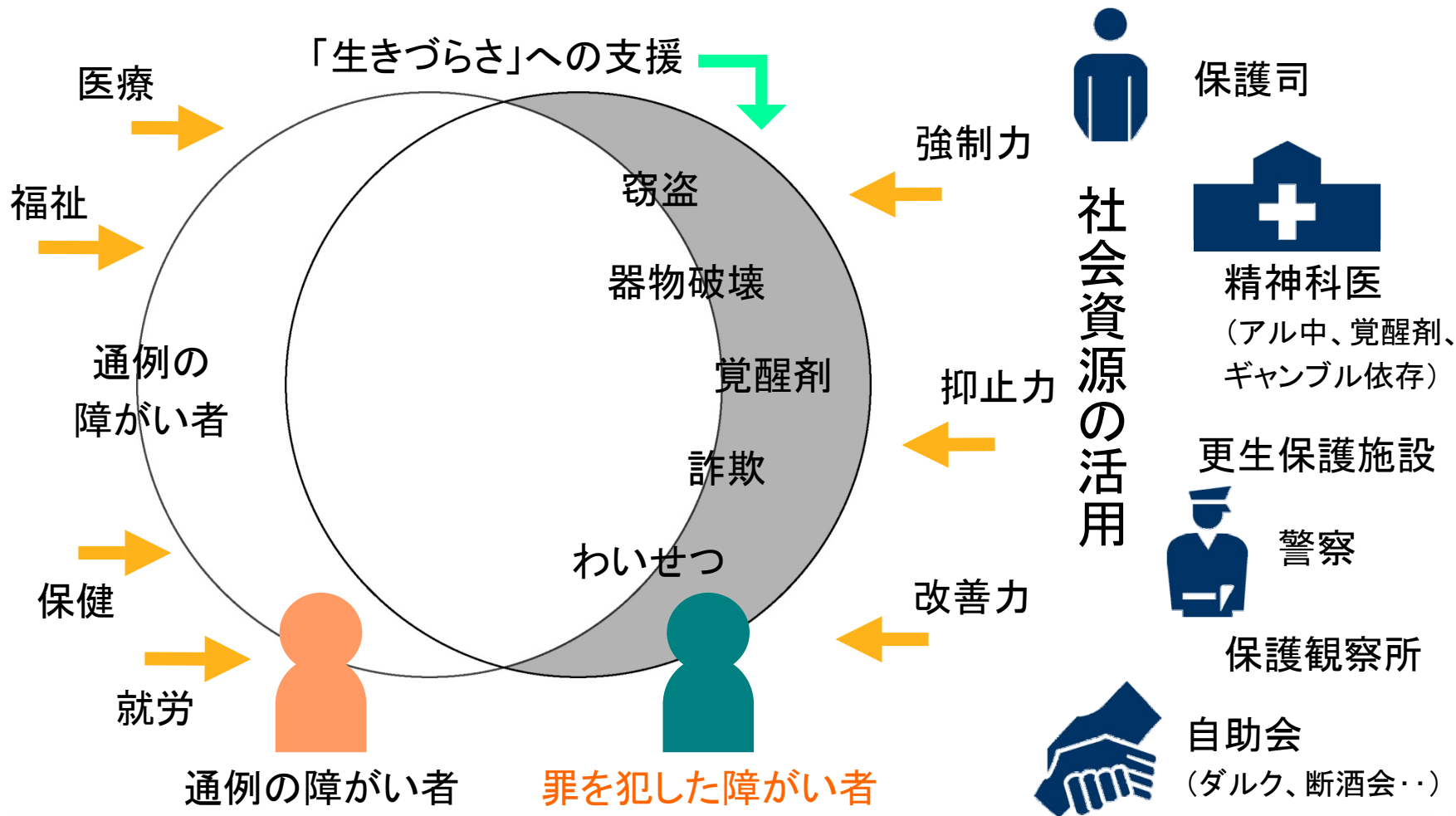
特徴

- 障害+罪を犯したという特異性の裏にある原因を探ることから。
- 個人の背景(全体像)を知ることをしていねいに！
 - ・ どうして罪を犯してしまったのか？
 - ・ 何が原因だったのか？
 - ・ 何が不足していたのか？
 - ・ 何を整えれば、どこを改善すれば同じ罪を繰り返さなくてすむのか？

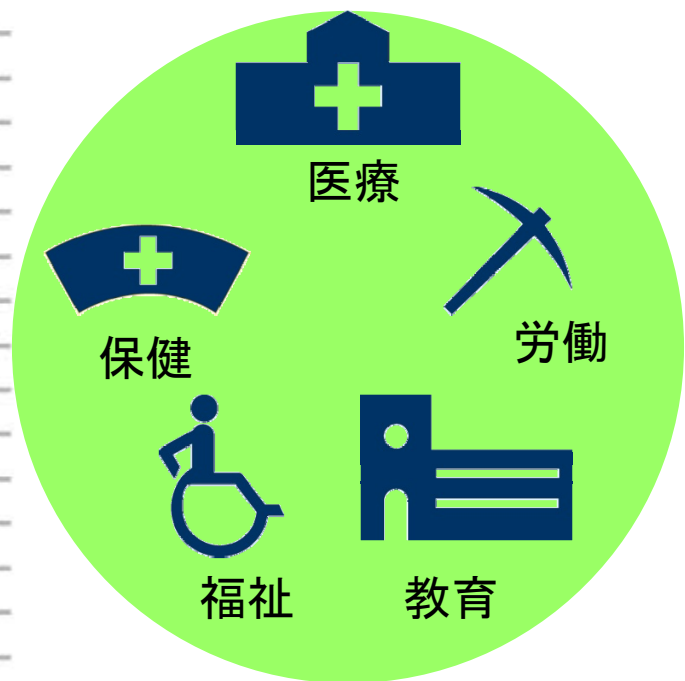
■ 個人の背景の情報収集



個別支援計画における 活用する社会資源の特徴



関連機関との連携（ネットワークの構築）



これまでの社会資源



矯正

+



更生・保護

逮捕

警察、拘置所、鑑別所

起訴（不起訴、起訴、起訴猶予）

実刑判決（刑務所）

仮釈放

保護観察（保護観察所）

更生保護施設（更生保護委員会）

保護司（保護司協会）

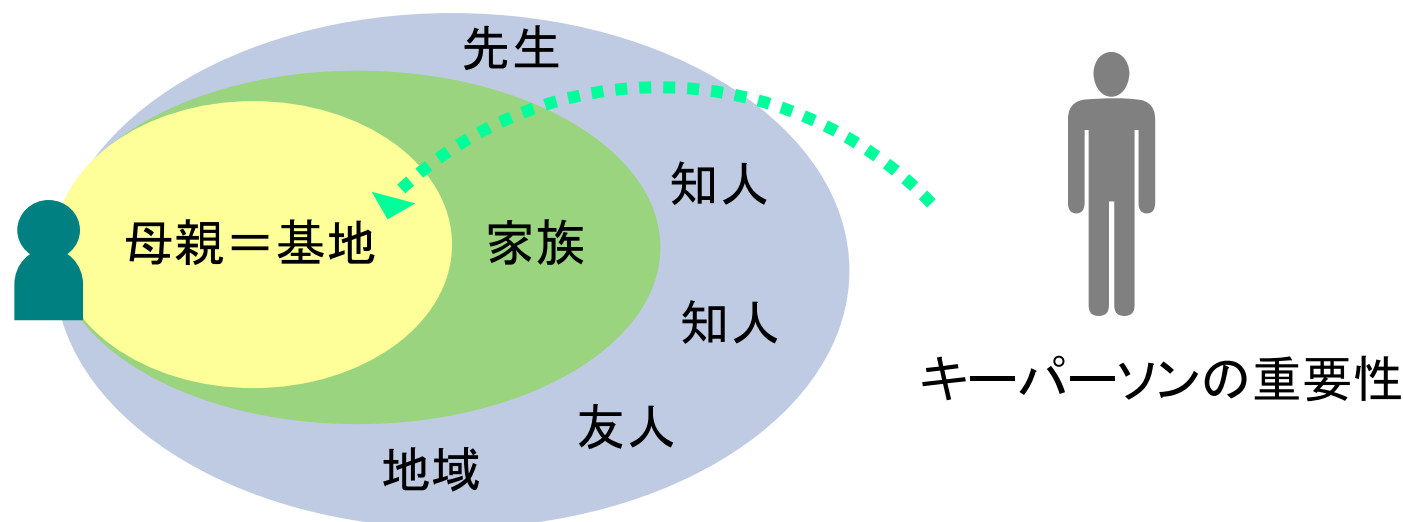
- 資源の視点を広げ法務サイドの資源も活用する。



実践事例から見えてきたもの

自信回復へのアプローチ

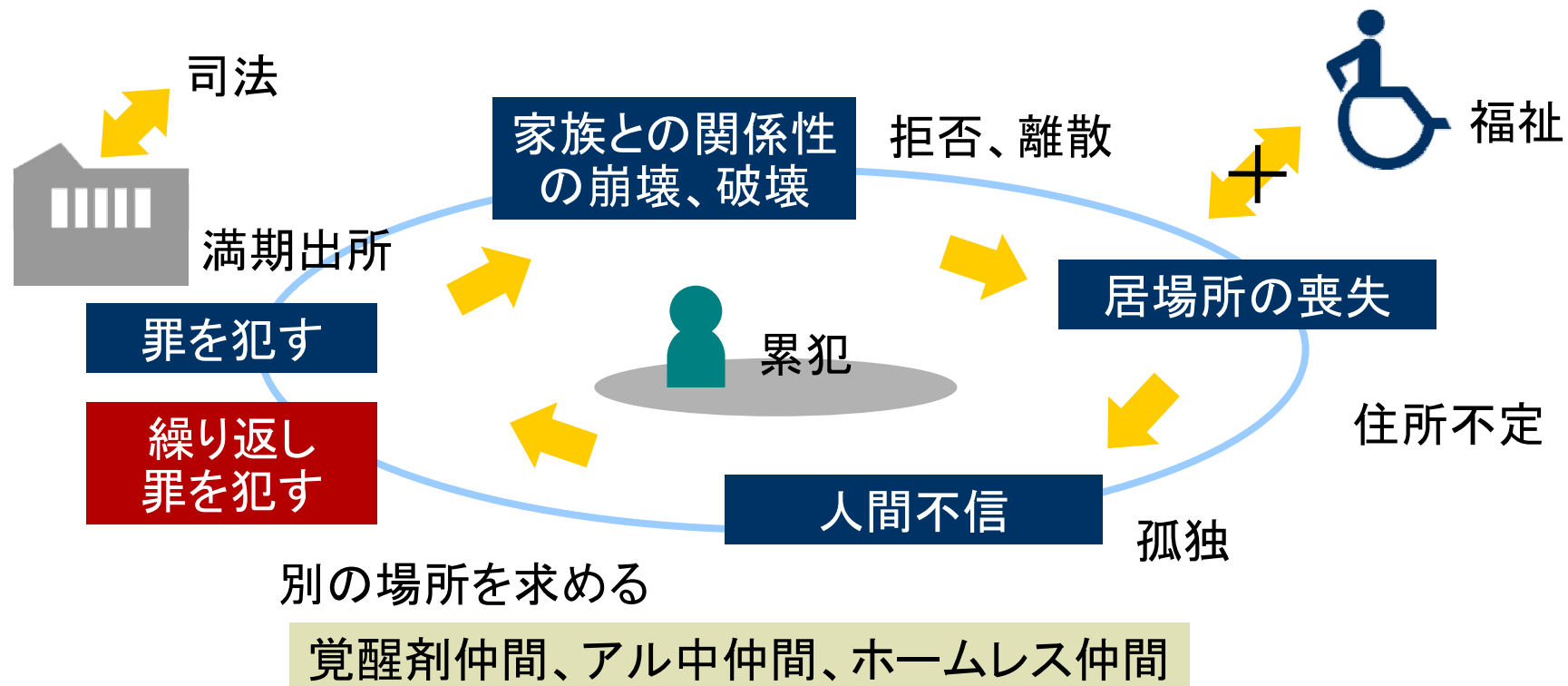
■ 人間＝関係性の中で生きる



- ・生きづらさ(障害)を分かってくれるのは誰か？
- ・誰が信じてくれるのか？

➡ 孤独、人間不信からの脱却

法の狭間の負の連鎖（スパイラル）

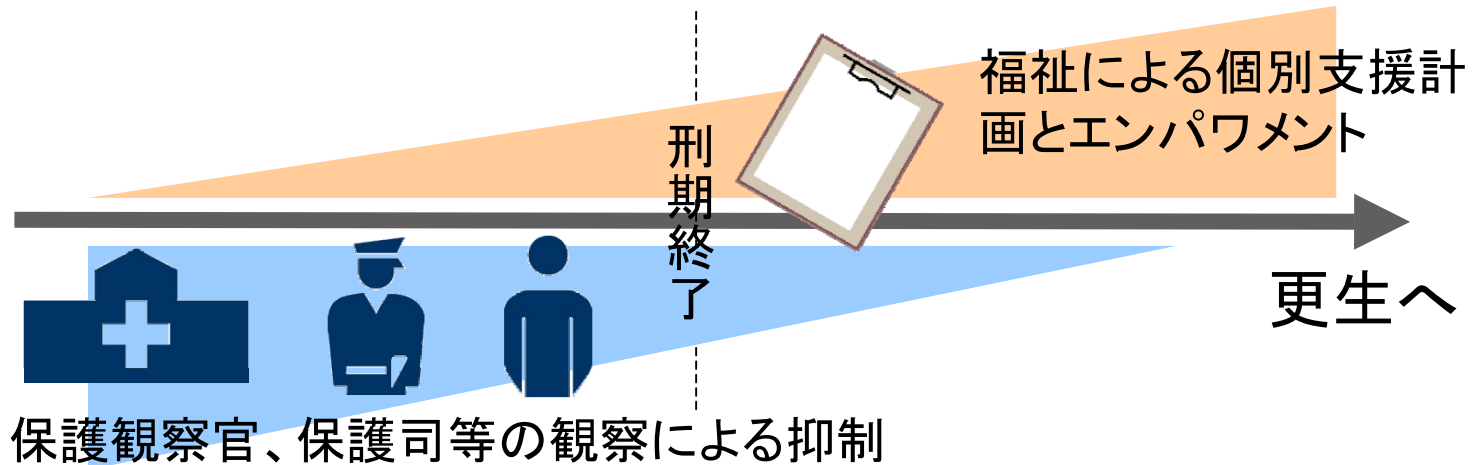


➡ 更に生きづらさが増幅される

「仮釈放」の有効性(ソフトランディング)

福祉の力

司法の力



- 福祉サービスは契約制に移行
- 措置という仕組みに変わる導入方法
- 契約に馴染まない人達への導入期訓練に活用
- 保護観察所等の関与がある
- 罪の意識が高い内に福祉支援に馴染んでいく。

満期出所から「仮釈放」へ、 そして福祉サービスへ

1. 福祉施設（施設長等）が引受人になり帰住地を定める

2. 援護の実施市町村を確定する

住所不定・家族離散・身寄りなし・手帳等なし

↓
保護観察所による環境調整（家族、住民票探し）

↓
住民票抹消等の住所不定で住民票設定が困難な場合

↓
刑務所（入所中）の所在地に住民票を設定

↓
実施市町村の確定

矯正施設収容者に対する 身体障害者法の適用について

……収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込のない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また援護の実施に当たるものであること。

昭和32年6月19日 社発第441号 厚生省社会局長通知

刑務所に入所している者の 住民登録について

- 一、収容者が、施設を住所として住民登録の届出をなしたい旨施設長に申し出た場合は、施設長は、施設所在地の市区町村長にその旨通知する。

昭和36年7月6日 矯正甲610号 矯正局長通知

地域生活定着支援センターの設置

「福祉」と「矯正」をつなぐ機関の設置

矯正施設、更生保護機関と福祉サービス事業等をつなぐ架け橋として、都道府県単位で「社会生活支援センター（仮称）」の設置を行い、①相談支援事業
②コーディネート事業③その他

厚生労働科学研究政策提言（平成19年）

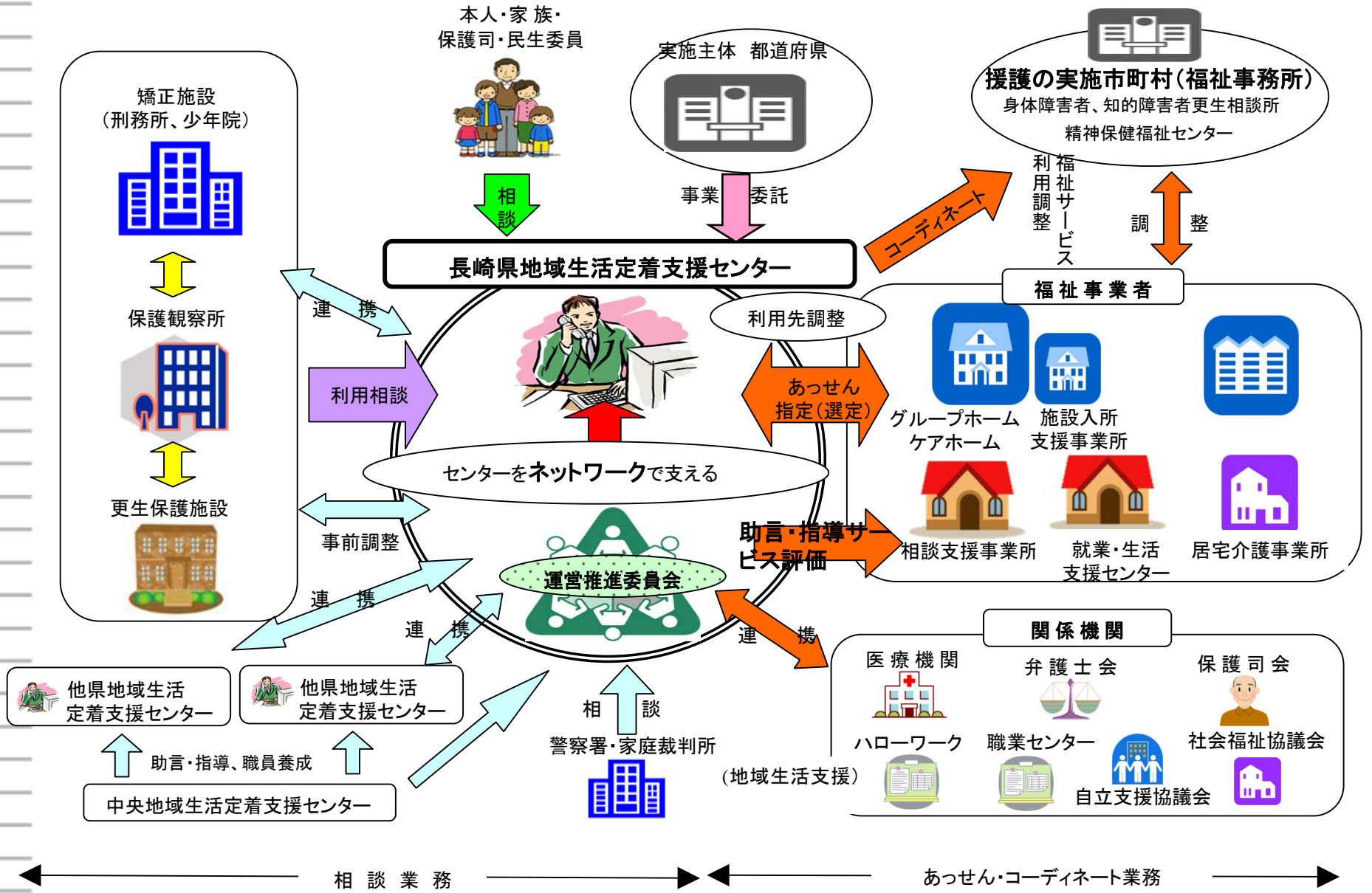
受刑中から福祉サービスにつなぐ支援

➡ 間を置かず福祉施設等に直結（再犯防止）

➡ 負のスパイラルからの脱却

<長崎県地域生活定着支援センター イメージ図>

(平成21年 2月 9日現在)



相談業務

あっせん・コーディネート業務

地域生活定着支援センターの業務

1. 相談支援事業

- ・ 出所後、福祉サービス利用につなげるための各種相談
- ・ 矯正施設での出所後を想定した福祉相談支援の実施等

2. コーディネイト業務

- ・ 福祉施設等の受け入れ先の確保
- ・ 福祉サービス利用までの事務手続き等の実施
- ・ 矯正施設、保護観察所、他県の定着支援センター等との連携による出所に向けた支援

3. 高齢・障害者等の就労支援

- ・ 出所者等の就労支援に関する相談業務
- ・ 職場実習先のあっせん業務
- ・ 職場実習の協力事業所の確保等(登録)



アンケート調査

平成19年度アンケート調査概要

調査対象：全国の知的障害者施設を運営する全国
2,350法人（NPO法人は除く）

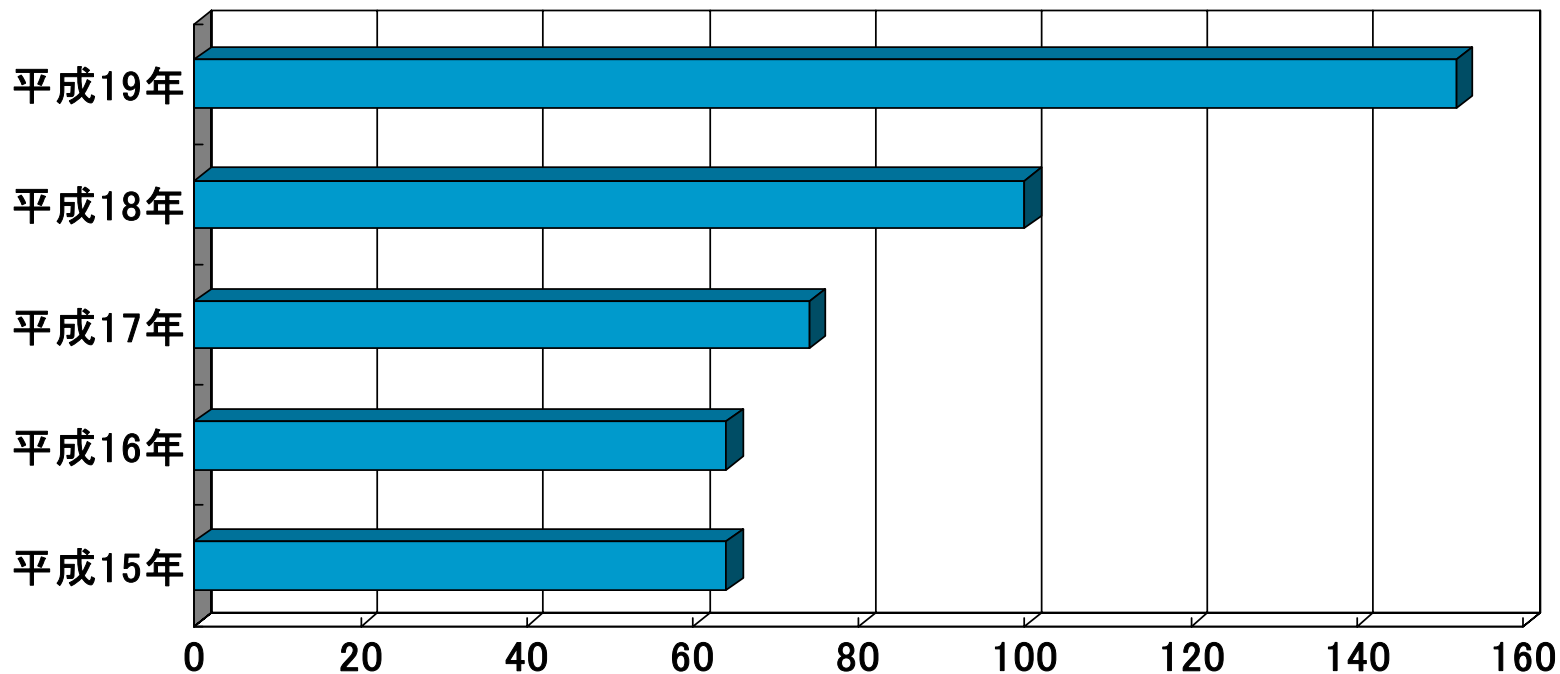
調査内容：①罪を犯した障がい者（対象者）に係る属性、
受け入れ依頼施設等個別の情報に関する
調査（数量調査）

②対象者の処遇上に講じている対策、罪
を犯した知的障がい者の支援に関するご
意見。（記述回答）

調査期間：平成15年4月～平成19年9月

回答率：47.8%（2,350法人中1,125法人）

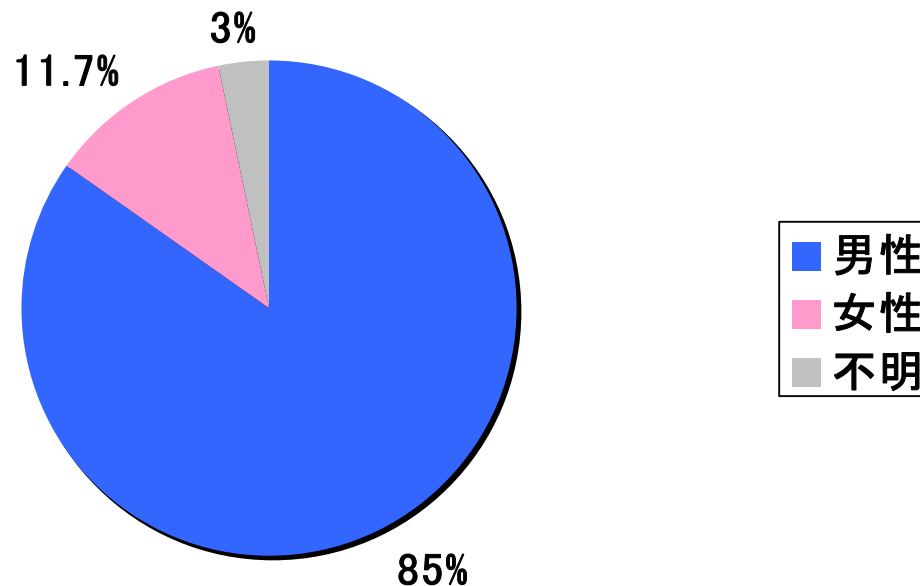
受け入れに関する相談



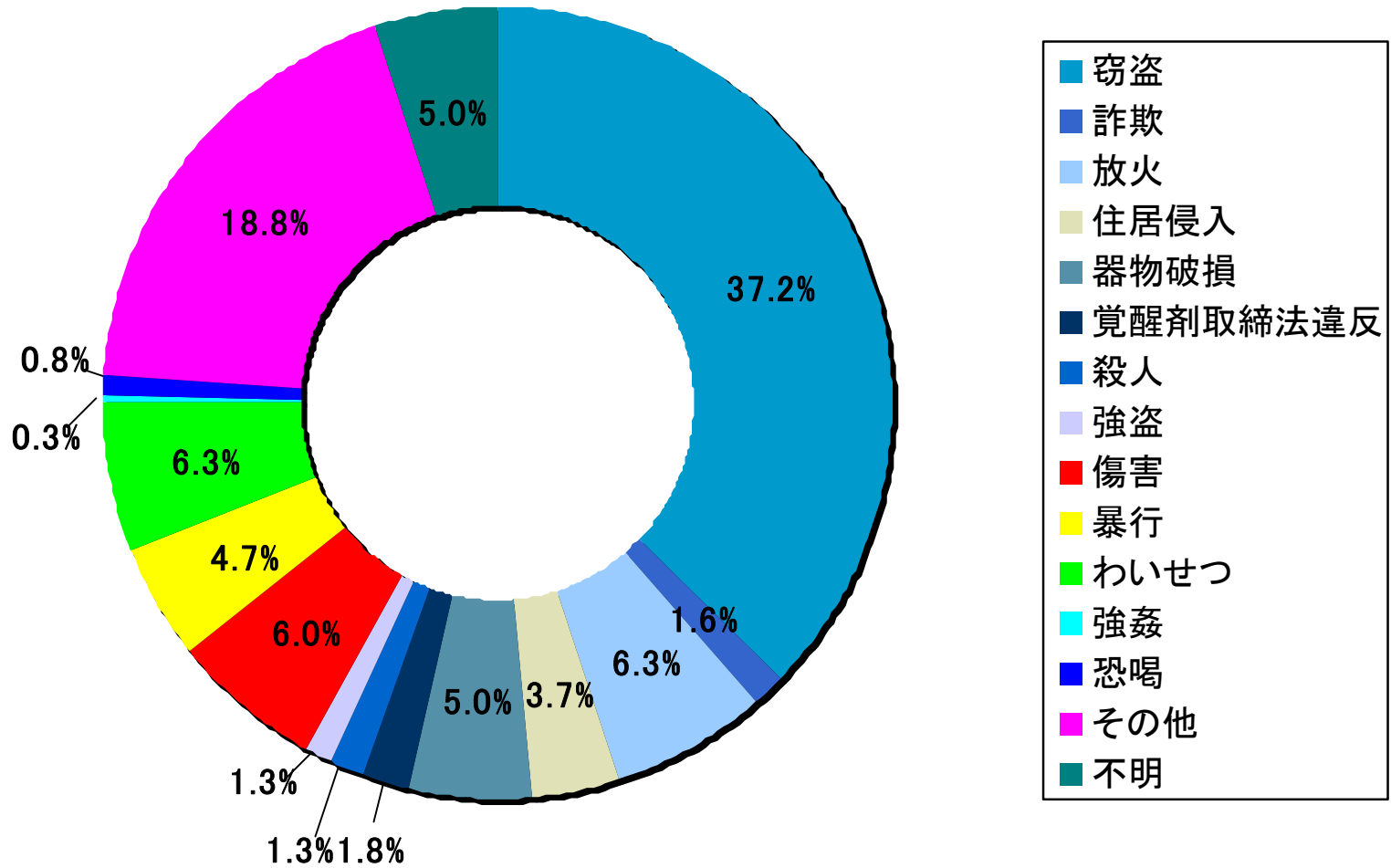
- 相談受け入れ施設 242施設
- 相談件数 454件(平均1.8件) 最多12件

対象者の受け入れ

- 受け入れ施設: 157法人、176施設
- 280名 290事例(複数回施設利用のため)
- 平均 1.6事例 最多16事例

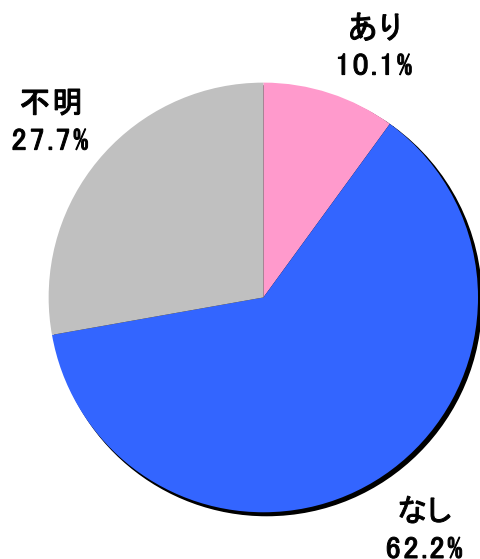


罪名別

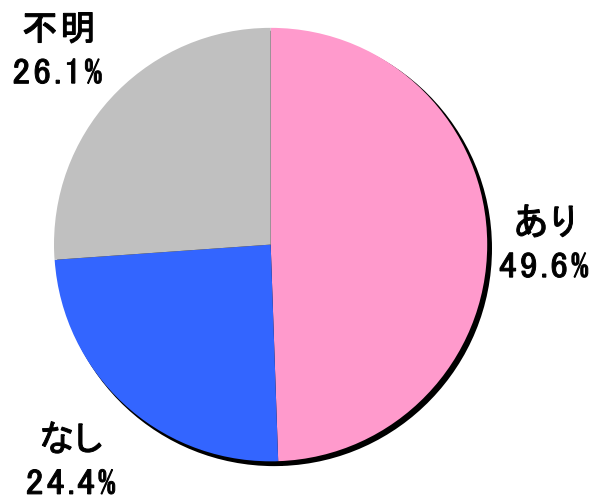


受け入れ時の仮釈放、満期出所

仮釈放での受け入れ

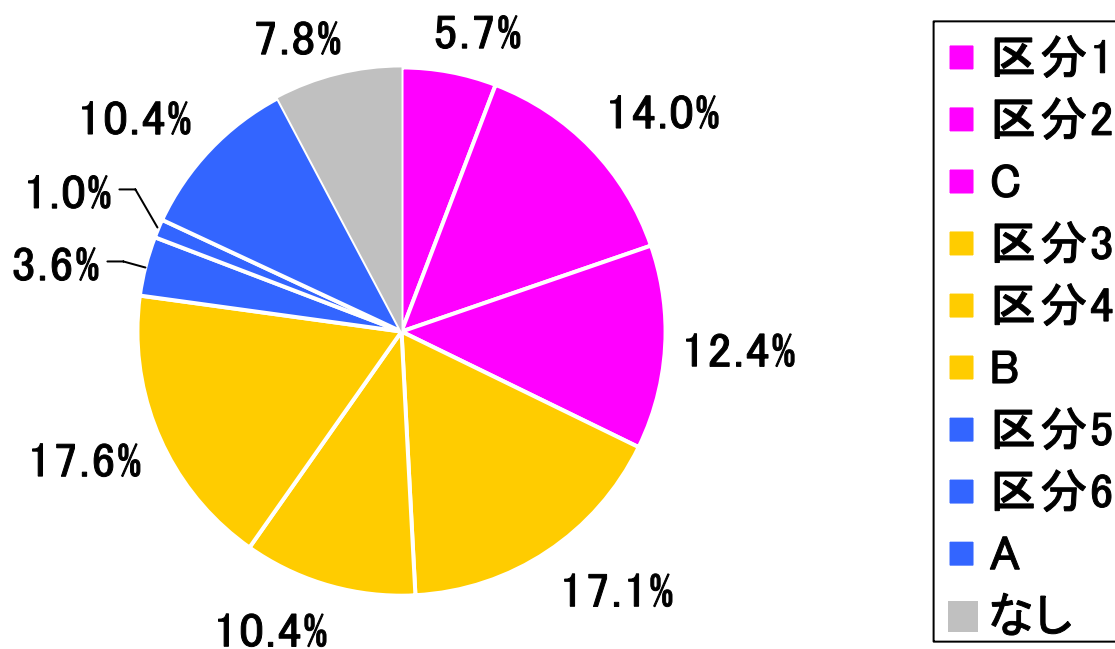


満期出所での受け入れ



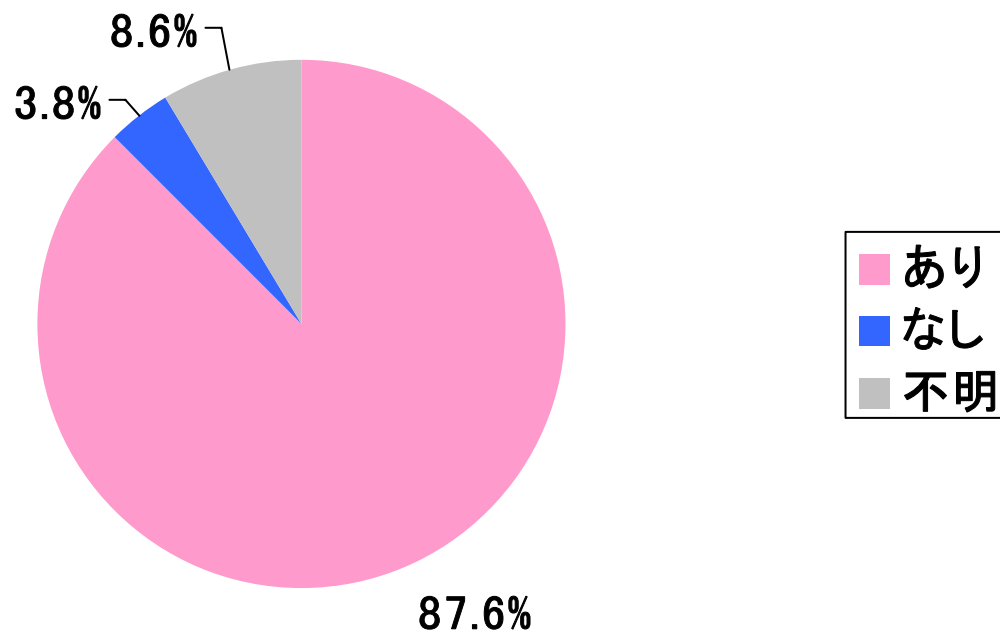
- 仮釈放での受け入れ 12事例 (5.7%)
- 満期出所での受け入れ 59事例 (49.6%)

受け入れ時の障害程度区分



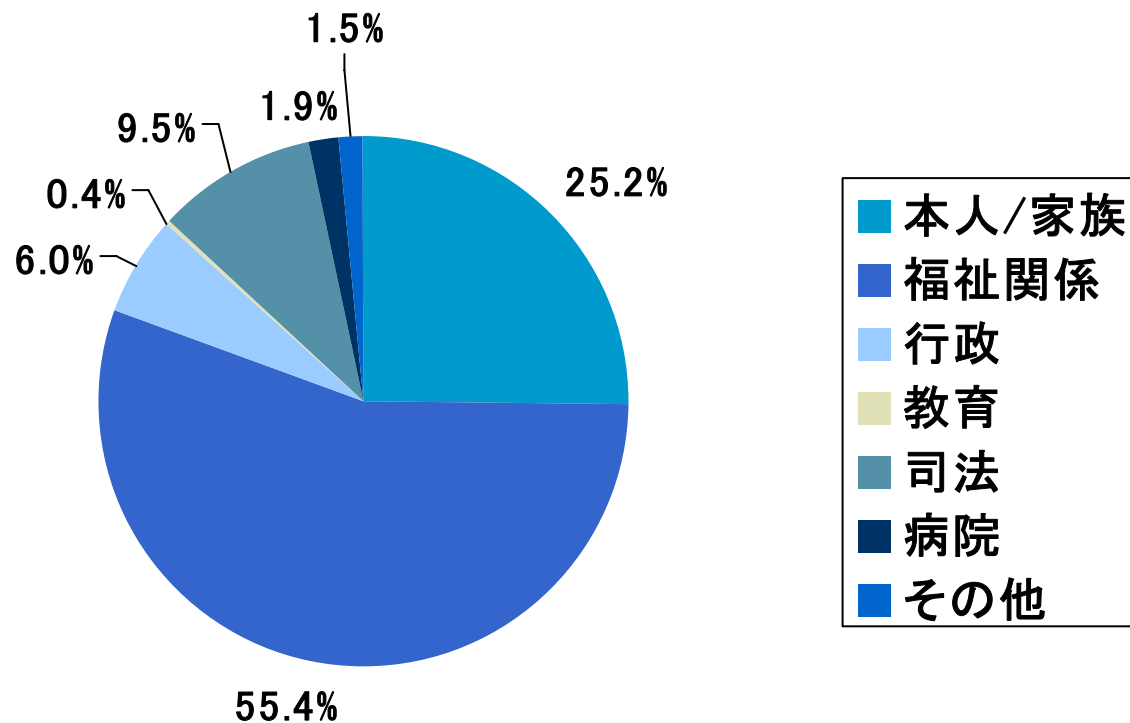
- 軽度（区分1、区分2、C） 62事例（32.0%）
- 中度（区分3、区分4、B） 87事例（44.8%）

療育手帳の所持



- 254事例(87.5%)が療育手帳を所持
- 受け入れ後の取得は3事例

相談を寄せてきた人



- 個別では①「福祉事務所」177件(38.1%)、②「家族」83件(17.9%)、③「相談支援事業所等」63件(13.6%)

まとめ

- ① 罪を犯した障がい者は軽度・中度の者が多い



施設の他の利用者への悪影響が大きい



時には重度利用者に対して高圧的な態度、見えない所でのいじめ等があり、ある重度利用者は自室ドアに南京錠をつけて入室されないようにするなど、ものすごい恐怖を味わってしまったこともあった(入所授産施設)

障害程度区分とのミスマッチによる経済的負担

まとめ

② 受け入れる施設の負担

■ 受け入れで障壁となった事項

①「個人情報不足」76件(22.0%)

②「経済保障」63件(18.2%)

■ 受け入れて困難な事項

①「手がかかる(職員の精神的、体力的負担)」
73件(14.7%)

②「施設利用中の再犯」62件(12.5%)

③「再犯防止プログラムの未整備」55件(11.1%)

平成20年度アンケート調査概要（追調査）

調査対象：

昨年度のアンケート調査にて対象者の受け入れがあった157法人、176施設、280名

調査内容：

- ①対象者に係る属性、受け入れ事業所等個別の情報に関する調査（数量調査）
- ②対象者の処遇上に講じている対策、処遇プログラムに関する調査（記述回答）

回答率：55.4%（157法人中87法人）
42.9%（280名中120名）

手がかかる内容

個別項目

- ①「他の利用者への暴力・暴言」 48件(12.9%)
- ②「虚言」 38件(10.2%)
- ③「盗癖」「情緒不安定」 37件(9.9%)



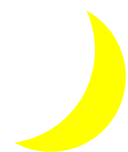
個別支援計画の緊急かつ柔軟な見直しが必要

特別な職員配置

特別な配置をしている職員体制との対比(利用者数)



1.6名<3.3名



1.4名<4.4名



1.1名<4.9名

(触法:一般の利用者)

➔ 必要な職員配置が出来ない事業所も

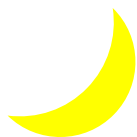


罪を犯した利用者に対して、特に職員配置はしていない。余裕が無い為「出来ない」が実情

処遇を担当する職員の経験年数



12.1年



10.7年



9.7年



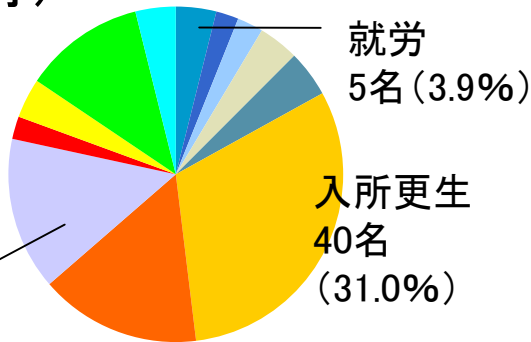
- 資格よりも経験が重視されている。
- 担当する職員の性別は、個別事例によって違いがある。
- 心理職が求められている。(ヒアリング調査)

現在の状況

(受け入れ時)



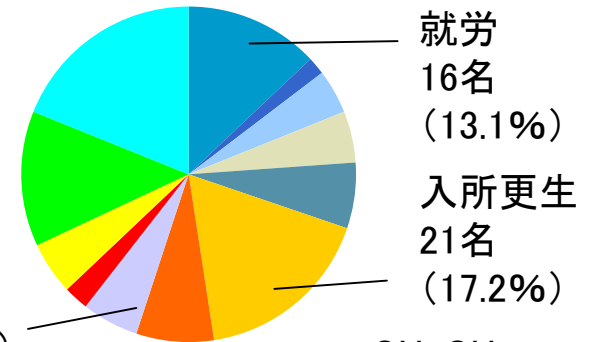
入所授産
20名
(15.5%)



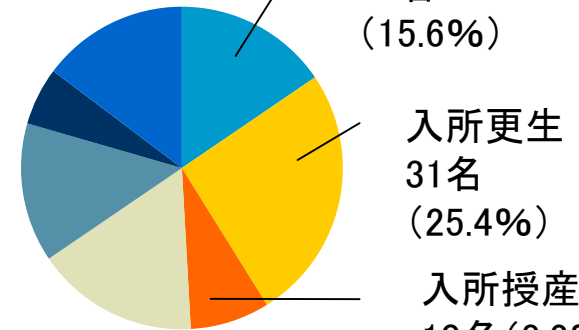
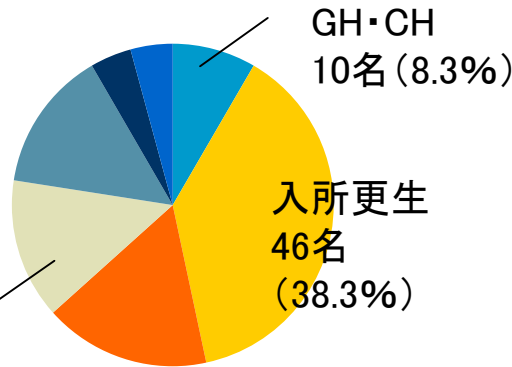
(現在)



入所授産
9名
(7.4%)

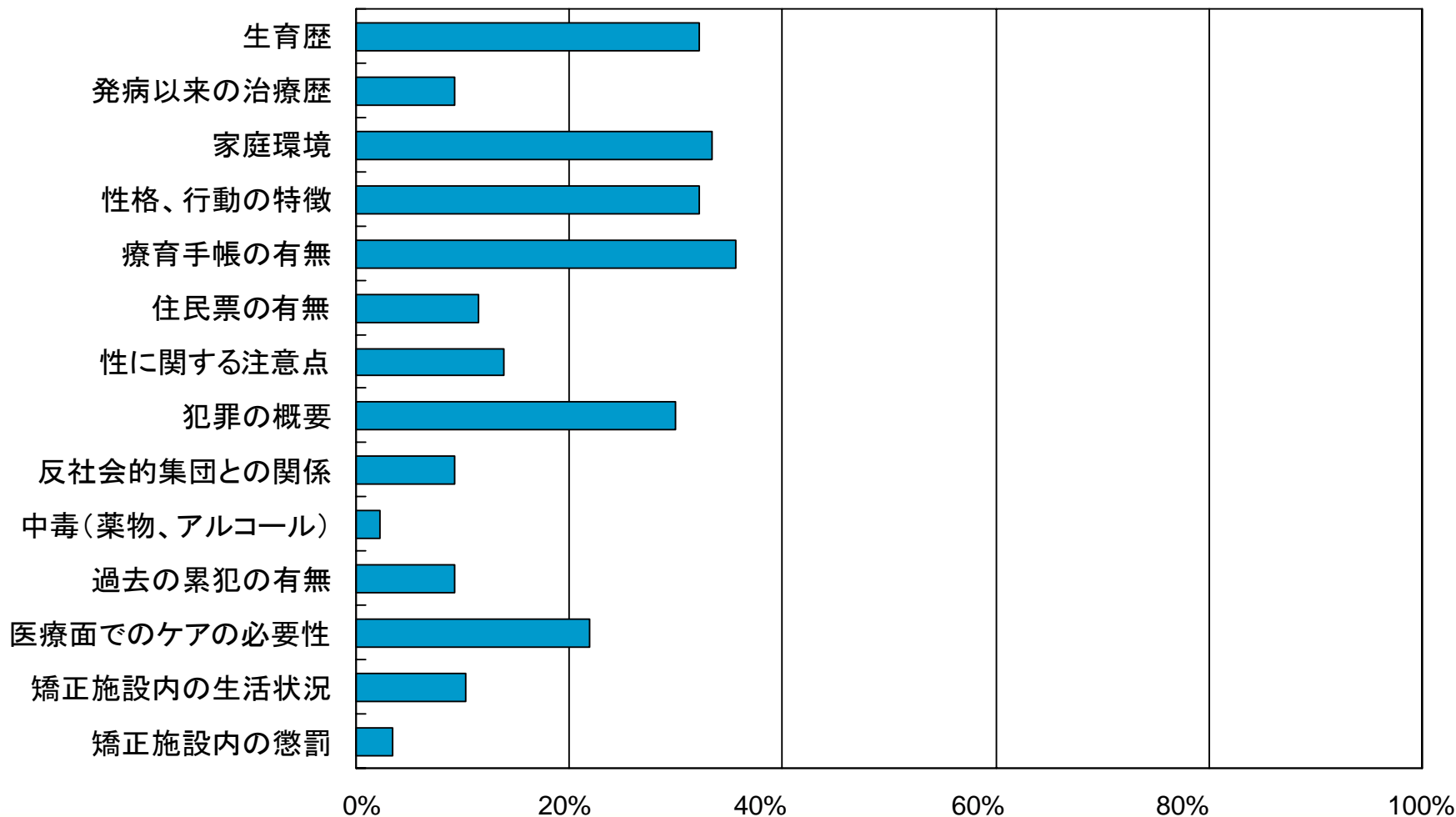


入所授産
20名
(16.7%)



■ 入所施設の利用日中活動30名移行、生活18名移行

提供された個人情報



まとめ

① 受け入れ・観察期に対する加算

- ・対象者の処遇には通常の利用者以上のマンパワーと豊富な経験を持つ職員が必要

理由

- ・アセスメント作成
- ・信頼関係づくり
- ・リスク管理

- ・一定期間で見直し(施設囲い込み防止)



再犯防止より地域生活支援という観点

まとめ

② 個人情報の開示

- 個人情報の入手のために、多くのマンパワーが割かれている
- リスクマネジメント



「個人情報取扱いのフローチャート(案)」と「個人情報記入用紙(案)」の作成

まとめ

③ 社会（環境）適応能力を障害認定区分の調査項目への追加

■ 調査項目の候補

- ・ 犯罪行為
- ・ 対人関係
- ・ 嗜癖（依存行為）等



程度区分判定に際し、地域生活定着支援センターから各市町村への意見書提出が必要となる

講義一2) 地域での支援機関(組織)との連携のあり方

法務省東京保護観察所次長 荒木龍彦

要旨

保護観察所や更生保護施設が連携する機関としてかかわる場合を想定して、これら組織についての概要をご説明する。

保護観察所は、地方裁判所の設置個所に対応して全国50か所に設置された法務省の組織である。

保護観察所では、保護観察官が、市民である保護司や民間団体が運営する更生保護施設職員と協働して、

- ① 刑事施設・少年院被収容者の釈放後の帰住地の生活環境の調整、
- ② 仮釈放・仮退院を許された者などの保護観察、
- ③ 釈放された起訴猶予者・満期釈放者などの更生緊急保護(本人の申し出が前提である。)、

などの業務を行っている。

そのほか、社会復帰調整官が、心神喪等の状態で殺人など重大な他害行為を行った者の生活環境調整・精神保健観察を行っている。

保護観察所がここでいう障害等がある「要援助刑余者」の保護を行うことは、制度発足と同時に常に対象があり、実務上の困難な課題であり続けてきたことであるが、制度として本格的に取り組むという意味では新たな領域ともいえる。保護観察所も更生保護施設も確立された対応の蓄積があるわけではなく、その都度福祉事務所などと協議して対応してきたものであって、保護観察所と更生保護施設が引き受け得た役割は大きくなかったのである。

今般、厚生労働省、法務省ともに、これら対象者に対する保護が円滑に行われる調整機能を整備、強化する施策を推し進めているが、そのことにより「要援助刑余者」の社会の受入れが一挙に改善されるということではないであろう。一つひとつの対処事例を積み重ねることにより、徐々に受入れが幅広い機関や個人に支えられて円滑に行われるように改善していくということになる。そのために重要なことは、相手機関の機能ゆ実情を固定的にとらえて連携をあきらめてしまうのではなく、様々なケースでその都度どう役割分担をしていくか協議、相談を持ちかけあうことであると思う。

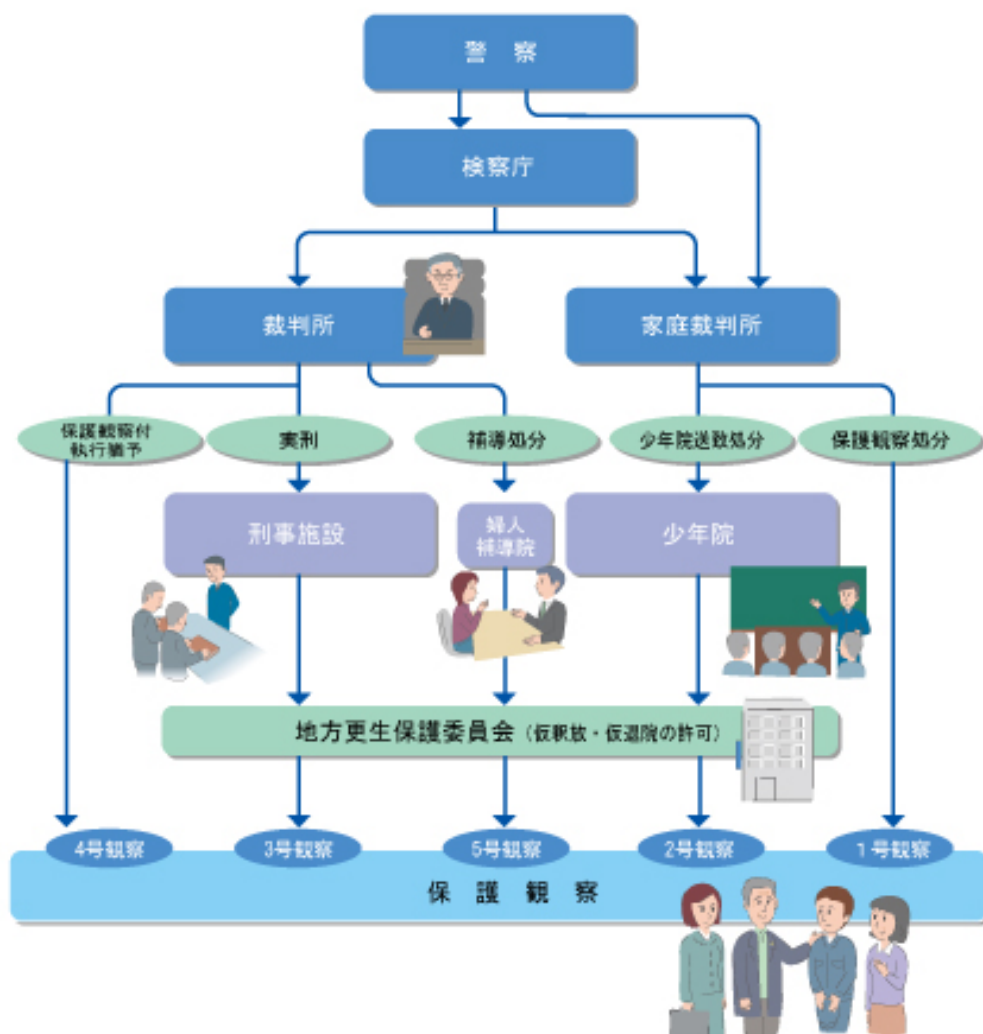
「要援助刑余者」、特にすでに累犯性が見られる者の保護を進める上で格別の留意が必要なのは、犯罪行為が、事実上彼らにとって社会適応の一つの手段として身に付いていることが多いということである。釈放者は、刑務所の生活に戻りたいとは思っていない。しかし、社会での現実の生活の苦しさや単調さ、孤独などに耐えかねて、第三者からは他にいくらでも解決の方法があると思われる状況下で同種の再犯を行うのである。この点において、一般の高齢者、障害者に比較して、保護が中断し、又は生活が破綻する大きなリスク要因を保持しているということである。この点を前提とすることなしに、当該対象者の保護は成果をみないと考えた方がよい。具体的には以下である。

・生活保護などが適用になり、生活が成り立っているようであっても、生活の乱れや不満、人間関係のトラブル、飲酒、不良仲間の誘いなどがきっかけとなって、適切な対応行動がとれなくなり、短絡的に、自棄的となって又は受刑を選択する形で、無銭飲食、ナイフ等不法所持、窃盗、強制わいせつなどの再犯に至る場合があることを意識しておく必要がある。

・一方で受刑することへの抵抗感は強く保持しているものであり、受刑を回避しようとする意志を継続して喚起する働きかけを行う必要がある。そのために、刑事司法機関関係者やその退職者による相談の機会や、受刑経験のある人による自助グループなどが環境としてあることが望ましい。


・再犯した場合の対応については大きな課題であり、被害が軽微にとどまることが明らかな行為の場合にどう措置すべきかを、保護機関も刑事司法機関も今後検討する必要があると思われる。累犯であるがゆえに立件された場合に一律に重罰になる傾向があること、逆に刑事事件としなかった場合に同様の行為の再発をどう防止するか、単に許すだけではない指導をどうとっていくかなどのが課題となる。当面は、関係者による再犯を想定しての事前の協議が重要であろう。保護担当者の連絡先を記載した名札を所持させるなどして、再犯行為が行われて初期の段階から保護担当者が介入できる体制をとっておくことの必要性を感じるところである。

刑事手続の流れと保護観察の種類



- 1 保護観察少年(旧1号観察) 家庭裁判所で保護観察処分となった少年
20歳になるまで、又は決定後2年間のうちのいずれか長期が法定の保護観察期間。解除決定による早期終了がある。
- 2 少年院仮退院少年(旧2号観察) 少年院を仮退院した少年
少年院収容期間の残期間が法定の保護観察期間で、通常は20歳になるまで。退院決定による早期の保護観察終了がある。
- 3 刑事施設仮釈放者(旧3号観察) 刑事施設(刑務所)を仮釈放になった者
全釈放者の約5割。仮釈放期間(仮釈放後の残刑期間)が保護観察の期間。所在不明となった場合にこの期間が停止となる制度があり、当初の刑期が過ぎていても保護観察が終わっていない場合があることに注意(発見後仮釈放が取消しとなり収容される)
- 4 刑執行猶予保護観察対象者(旧4号観察対象者) 刑の執行猶予を言い渡され保護観察に付された者
全執行猶予者の約1割。刑の執行を猶予された期間(1～5年)が保護観察期間となる。
- 5 婦人補導院仮退院者(旧5号観察) 婦人補導院を仮退院になった者
売春防止法に違反し、刑執行猶予とともに婦人補導院に入所させる補導処分を受けた者が入所期間の6か月の一部を残して仮退院した場合に、その残期間に行う保護観察。近年、実施例がない。

補導援護等及び更生緊急保護

種別	対象	期間	措置の内容
補導援護等	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事又は食費の給与 ・ 医療及び療養の援助 ・ 帰住の援助 ・ 金品の給貸与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・ 就職の援助や健全な社会生活を営む（適応する）ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

保護観察に付されている者や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた者で援助や保護が必要な場合には、上の表のような措置を受けることができる。

更生保護関係従事者

□保護観察官

地方更生保護委員会の事務局と保護観察所には、保護観察官が配置されている。保護観察官は、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識に基づいて、更生保護及び犯罪予防に関する事務に当たる国家公務員である。

□保護司

保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動は、国の機関だけでは十分な効果を挙げることが困難であり、保護司等更生保護ボランティアと呼ばれる様々な方々が、更生保護諸活動に参加されている。そして、こうした更生保護ボランティアは、広報活動を始めとして、各地域で特色ある活動を展開し、本運動に積極的に取り組んでいる。

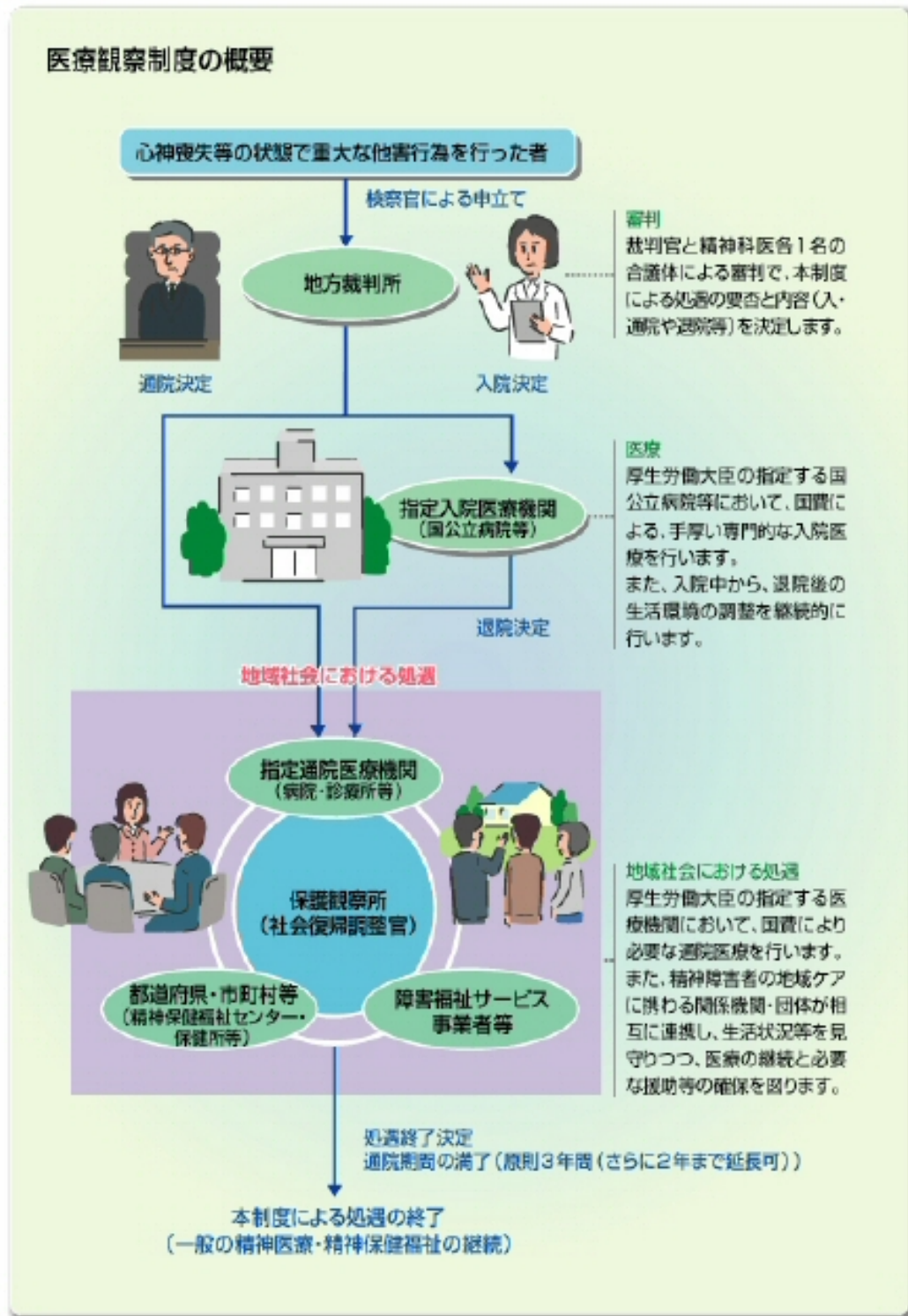
保護司は保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、地域社会から選ばれた社会的信望の厚い方々である。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、本人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の生活環境の調整や相談を行っている。このような保護司は、全国に約4万9,000人いる。

□更生保護施設

更生保護施設は、刑務所から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいない人や、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなど適当な住居のない人を宿泊させて、生活指導、職業補導などを行い、自立を援助している。法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である更生保護法人が運営しており、現在、更生保護施設は全国に101施設あり、その再犯・再非行の防止に貢献している。

医療観察制度

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者の社会復帰の促進を目的とする新しい制度である。入・通院や退院などを適切に決定するための手続、手厚い医療の提供、地域において継続的な医療や援助を確保するための仕組みなどが設けられている。保護観察所は、従来の更生保護の仕事と併せ、本制度に基づく地域社会における処遇等において一定の役割を担うこととされている。





中央研修会 「要援助刑余者の 地域生活定着支援の実際」

講演－3)

矯正行政の概要と

社会復帰に向けた支援の実際



目次

- 1 矯正行政
- 2 成人矯正
- 3 少年矯正
- 4 社会復帰に向けた支援の実際



1 矯正行政

矯正とは

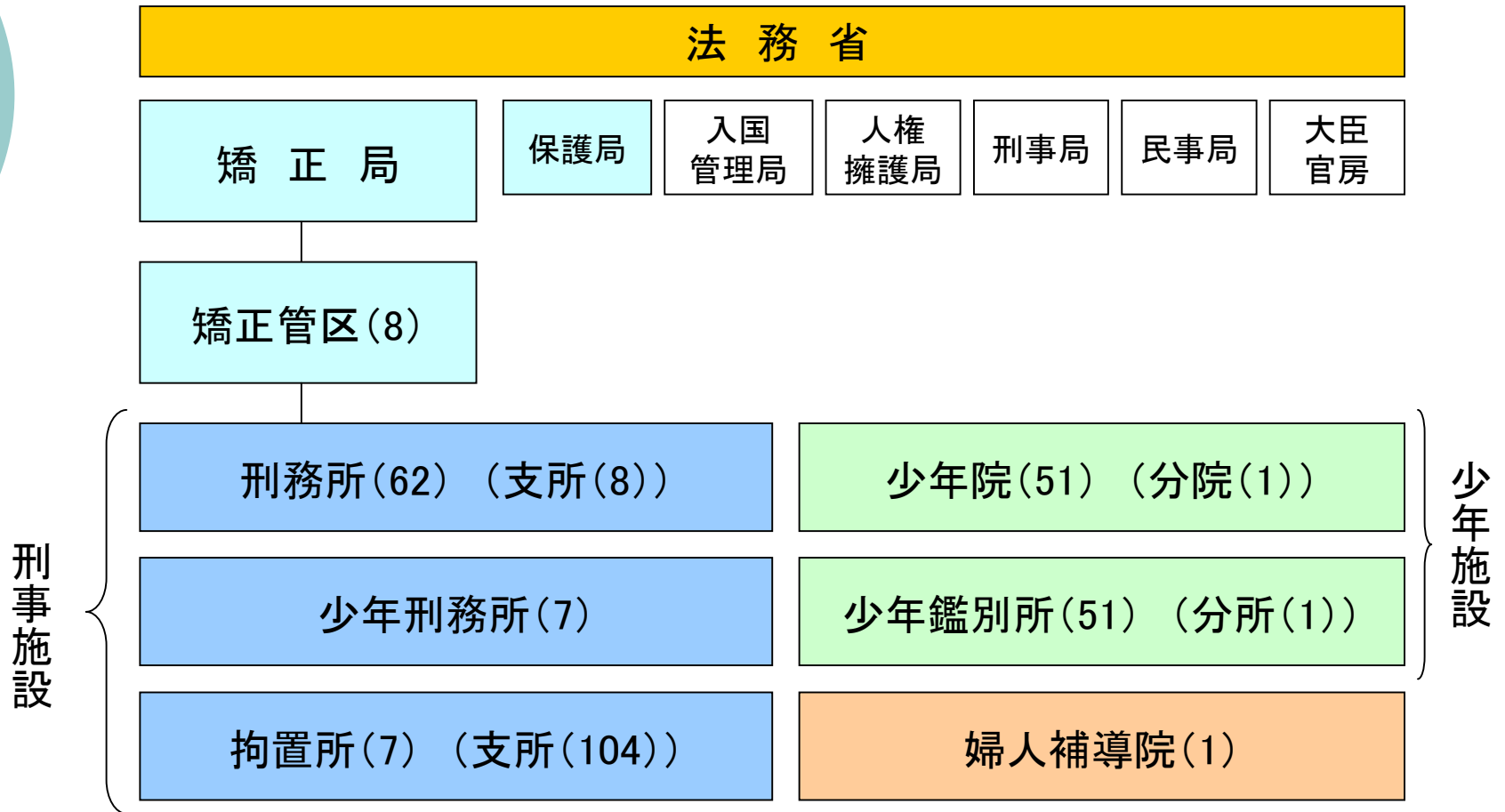
○わが国の「矯正」は、国家行政組織上、法務省の所管に属する1つの行政分野。

○福祉行政との違い

矯正施設(刑務所や少年院等)はすべて国の機関であり、法務省の定める基準や方針によって運営される。

都道府県は矯正施設の運営に関与しない。

矯正の機構図



矯正局と矯正管区

○矯正局

矯正施設の保安警備や被収容者処遇に関する企画立案や指導監督を行う法務省の内部部局。

○矯正管区

矯正局の事務を分掌し、管轄区域内の矯正施設を統轄する地方支分部局。

矯正施設の役割と関係法令

○刑事施設～「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」

拘置所：主に被告人・被疑者など未決被収容者を収容し処遇
刑務所，少年刑務所：主に受刑者を収容し処遇

○少年施設～「少年法」「少年院法」

少年院：保護処分により少年院送致となった少年に矯正教育
少年鑑別所：家庭裁判所の審判等のための少年の資質鑑別

○婦人補導院～「婦人補導院法」

売春防止法違反で補導処分になった成人女子の補導

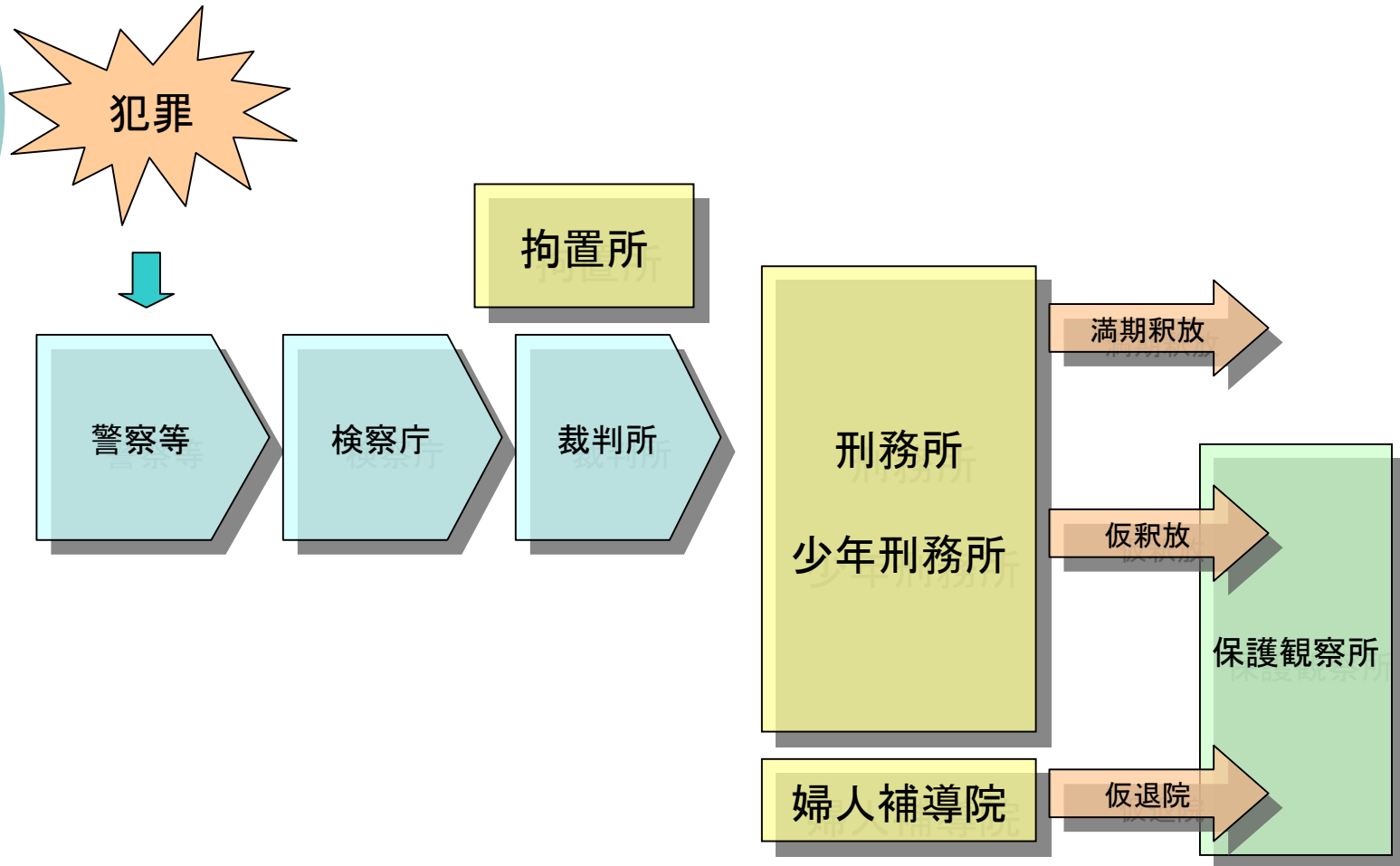
少年院と少年刑務所の違い

	少年院	少年刑務所
設置目的	少年審判により矯正教育の必要があるとして保護処分決定がなされた者を収容して処遇する。	刑事裁判により刑が確定した者を収容して処遇する。(刑事処分)
対象年齢	主として未成年の少年	未成年の少年受刑者はごくわずか。ほとんどは26歳未満の青年 H19.12.31現在の少年受刑者は30名
処遇内容	生活全般を通じた矯正教育	作業を中心としつつ、普通の刑務所よりも、改善指導や教科指導が充実



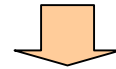
2 成人矯正

犯罪者(成人)に対する手続の概要



受刑者処遇の流れ① *Plan*

入 所



処遇調査

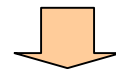
(処遇要領作成のため、受刑者の資質と環境を調査)

処遇要領の作成

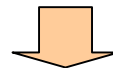
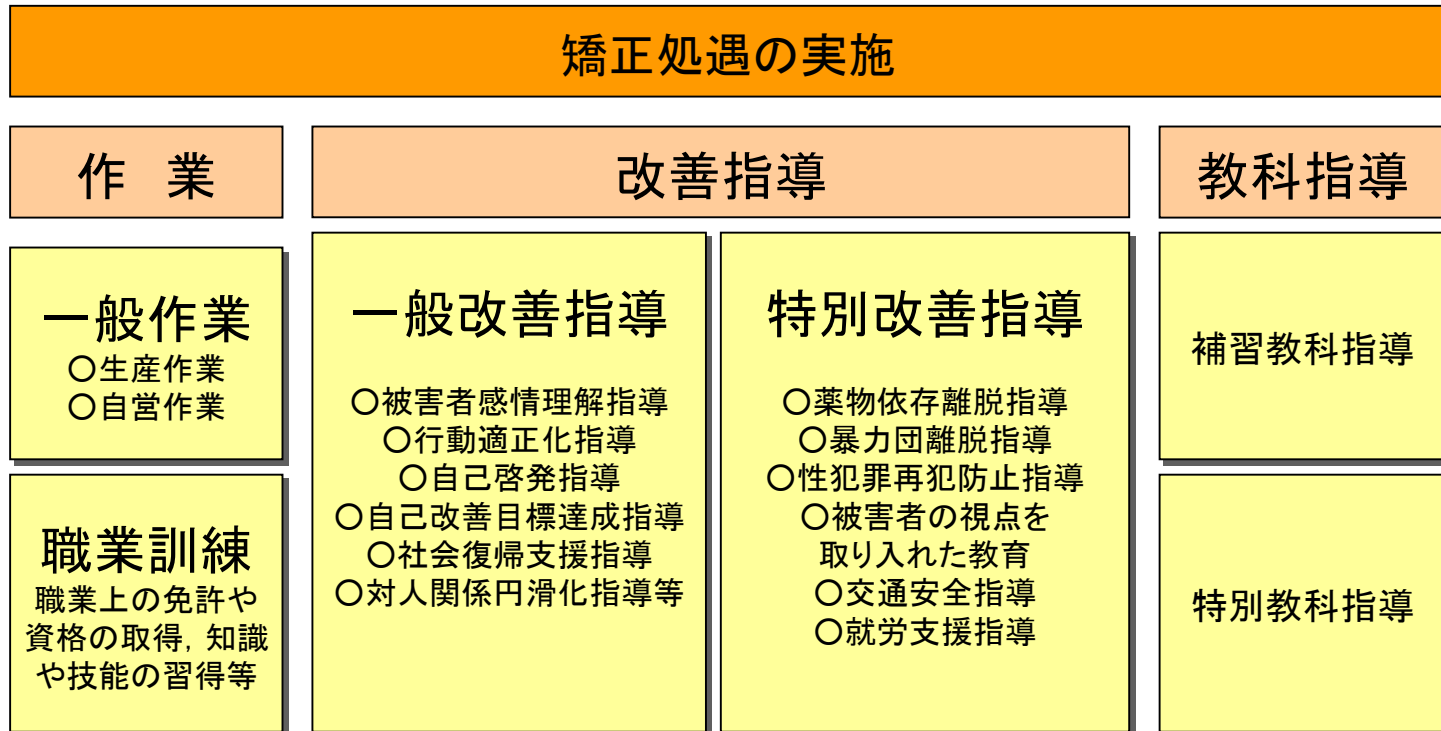
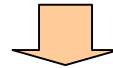
(矯正処遇の目標及びその基本的内容及び方法を策定)

刑執行開始時指導

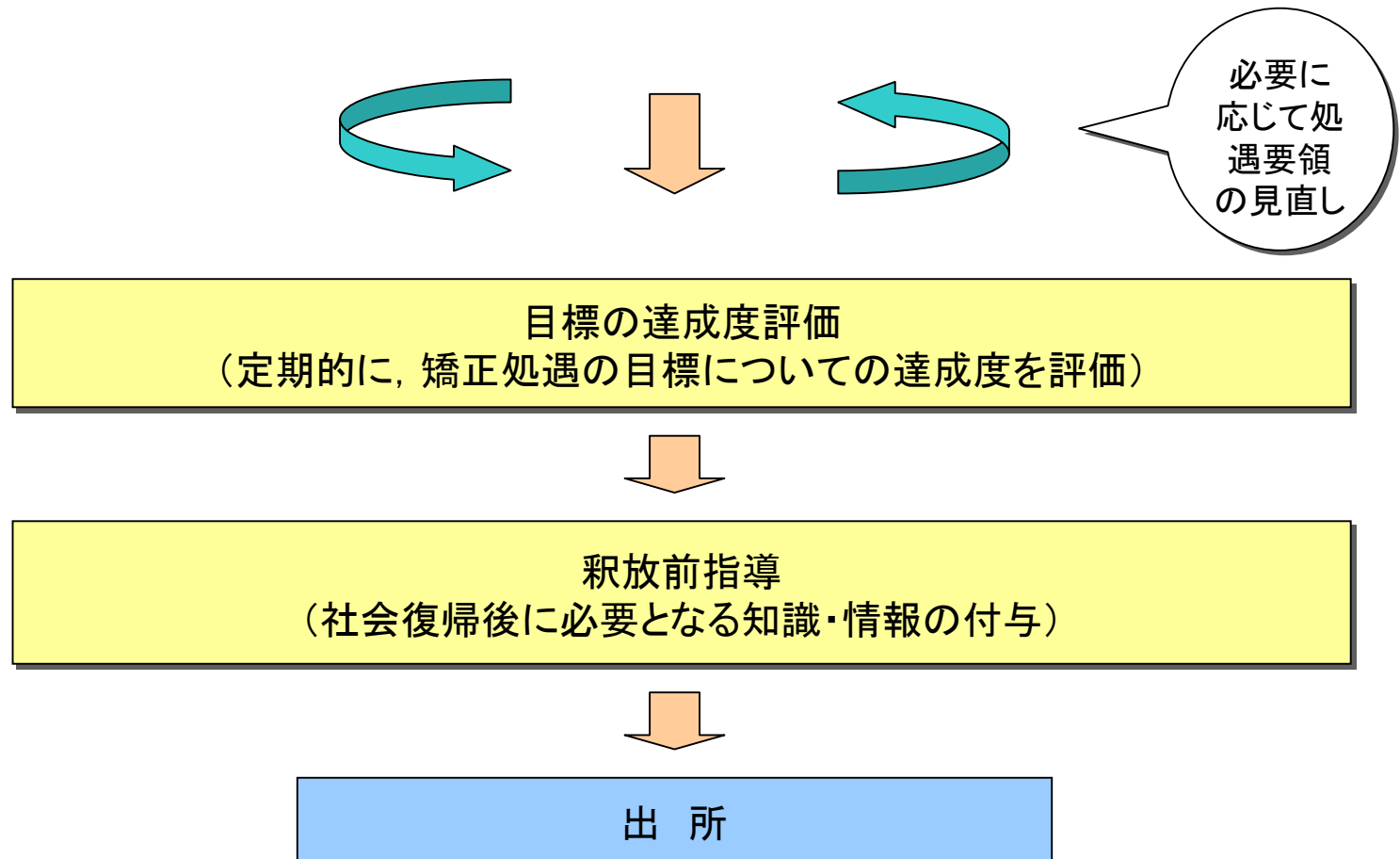
(受刑の意義、矯正処遇への動機付け等に関する指導)



受刑者処遇の流れ② Do



受刑者処遇の流れ③ See



収容状況

【平成19年統計】

○一日平均収容人員 80,684人

平成4年に44,876人と戦後最少を記録したが、平成5年以降、増加傾向にある。

○新受刑者 30,450人

平成4年に20,864人と戦後最少を記録して以降、一貫して増加を続けてきたが、平成19年には若干の減少に転じた。

犯罪名，刑期等

【平成19年統計】

○新受刑者の罪名

男子：窃盗，覚せい剤，詐欺，道交法の順で多い。

女子：覚せい剤，窃盗，詐欺の順で多い。

○新受刑者の刑期

1年以下(22.2%) 2年以下(36.0%) 3年以下
(21.9%) 5年以下(13.2%) 5年超(6.8%)

○新受刑者のうち，男女ともに30～39歳の比率が最も高い。

処遇区分等

【 例 】

- A指標(犯罪傾向の進んでいない受刑者)を収容する施設
- B指標(犯罪傾向の進んでいる受刑者)を収容する施設
- L指標(8年以上の執行刑期の受刑者)を収容する施設
- 女子刑務所
- 医療刑務所

監獄法の全面改正

○監獄法～明治時代の法律

- 監獄の役割は収容の確保
- 懲役刑の執行

○監獄法改正～平成18, 19年(約100年ぶり)

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」

- 作業以外に, 改善指導, 教科指導も義務付けにより実施

性犯罪者処遇プログラム

- 平成17年度に、矯正局及び保護局が連携して「性犯罪者処遇プログラム」を策定(カナダ等で実証研究により効果が認められている認知行動療法を参考)
- 平成18年度から、刑事施設20庁(現在は18庁)で指導開始
- 平成19年度から、知的能力に制約のある対象者用のプログラムを開発・試行中
 - 絵や図を用いた指導, 指導回数を増やす。

PFI刑務所①

○PFI = Private Finance Initiative

× 民営⇒○官民協働(民間の割合 約30~50%)

○施設の設計, 建設のみならず, 運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託する。

→ 施設運営の透明性を図りつつ, 外部に開かれた矯正施設を目指す。

PFI刑務所②

平成19年開庁

○美祢社会復帰促進センター(山口県)

1,000人(男女)

○喜連川社会復帰促進センター(栃木県)

2,000人(特化ユニット(精神障害や知的障害を有する者を収容)あり)

○播磨社会復帰促進センター(兵庫県)

1,000人(特化ユニットあり)

平成20年開庁

○島根あさひ社会復帰促進センター(島根県)

2,000人(特化ユニットあり)

就労支援

- 平成18年度から、厚生労働省及び保護局と連携して「刑務所出所者等総合的就労支援対策事業」を実施（少年院も同様）
- 実施例
 - ハローワーク職員が来訪し、職業講話、職業相談、職業紹介
 - キャリアカウンセラーの配置
 - 雇用情勢に応じた職業訓練科目の実施
 - SSTを用いた職場適応のための指導

高齢受刑者

○新受刑者に占める高齢者(65歳以上)の割合

平成18年 男子:5.6%, 女子:7.6%

平成19年 男子:6.1%, 女子:7.9%

○高齢受刑者の特徴に応じた処遇(「養護的処遇」)
の必要性

○実際の取組

- 軽作業中心の養護工場の設立
- バリアフリー環境の整備
- 庭園型運動場の設置(喜連川センター)


知的障害の受刑者

○15施設サンプル調査(平成18年)

- 受刑者27,024名中, 知的障害又は知的障害が疑われる者410名
- 療育手帳所持者26名
- 窃盗(43.4%), 詐欺(6.8%), 放火(6.3%)

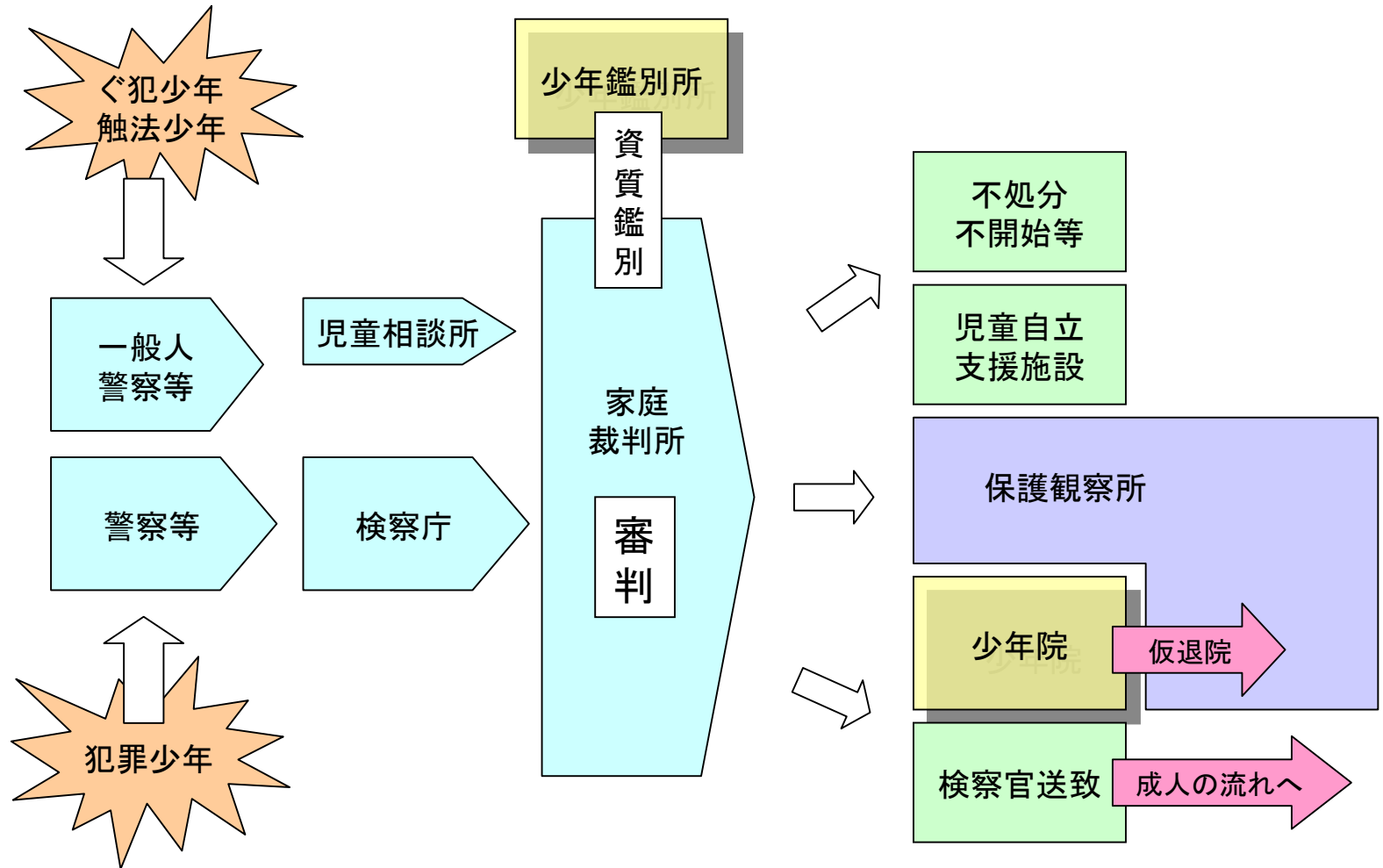
○処遇上の配慮

- 対人適応能力を勘案した居室配置
- 能力・適性を考慮した作業選定
- かみ砕いた説明や指導



3 少年矯正

非行少年に対する手続の概要



少年鑑別所

○資質鑑別

面接，心理検査，行動観察，医学的診断の結果，社会情報等に基づいて鑑別判定（保護観察，少年院送致等の意見）を出す。

○鑑別結果

家庭裁判所の審判の資料とされるほか，少年院や保護観察所など処分決定後の処遇にも活用される。

少年院(種類)

種類	年齢	心身の状況	犯罪傾向
初等少年院	おおむね12歳以上 おおむね16歳未満	著しい 故障なし	—
中等少年院	おおむね 16歳以上20歳未満	//	—
特別少年院	おおむね 16歳以上23歳未満	//	進んでいる
医療少年院	おおむね 12歳以上26歳未満	著しい 故障あり	—

※ 医療少年院を除き男女別に設置

少年院(処遇区分, 処遇課程等)

処遇区分	対象者	収容期間	処遇課程
一般 短期処遇	短期間の訓練, 指導で改善が期待できる者	原則6月以内	○短期教科教育課程 ○短期生活訓練課程
特修 短期処遇	一般短期対象者より非行が進んでおらず, 開放処遇になじむ者	4月以内	
長期処遇	短期処遇になじまない者	原則2年以内	○生活訓練課程 ○職業能力開発課程 ○教科教育課程 ○特殊教育課程 ○医療措置課程

少年院(特殊教育課程)

○特殊教育課程

- ・知的障害者であって専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のない者及び、知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者
- ・情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため、専門的な治療教育を必要とする者

少年院（処遇の流れ）

教育過程	新入時教育	中間期教育	出院準備教育
教育内容	健康診断	生活指導	進路指導
	オリエンテーション	職業補導 (種目:溶接, 木工, 土木, 建設機械運転, 農業, 介護等)	院外活動
	分類調査	教科教育	
		保健・体育	
		特別活動	
処遇段階	2級下 ⇒	2級上 ⇒ 1級下 ⇒	⇒ 1級上

※ 成績評価に基づいて進級させる。

少年院(収容状況)

○戦後の混乱期には、新入院が10,000人台に達した時期もあったが、近年は4,000人～5,000人で推移

○新入院者の非行名(平成19年)

男子:窃盗(38.3%), 傷害・暴行(18.1%),
道交法 (10.2%), 強盗(8.9%)

女子:傷害・暴行(19.6%), 覚せい剤(18.6%),
窃盗(18.1%), ぐ犯(15.6%)

少年院（処遇の個別化と分類処遇）

○処遇の個別化

対象者一人一人の個性，長所，進路希望，心身の状況，非行の傾向等を考慮する。

○分類処遇

処遇の個別化の実現のため，対象者一人一人に科学的な調査を行い，共通の特性及び教育上の必要性を有する者ごとに集団を編成し，それぞれの集団に最も適切な処遇を実施する。

少年院(知的障害の処遇)

○全国の少年院を調査(平成18年度)

在院者4,060名中, 知的障害又はそれに準じた処遇を要する者は130名

○特殊教育課程の少年院の指導例

- 心理療法(箱庭療法, グループカウンセリング等)
- 作業療法(陶芸科, 木彫科, 農園芸科)
- その他(SST, 教科教育, 性教育, 基本的な生活訓練)

少年法改正

○平成12年の改正(平成13年施行)


- 刑事処分可能年齢を16歳以上から14歳以上へ
- 16歳以上の少年の殺人等は, 原則検察官送致(刑事処分へ)

○平成19年の改正(同年施行)

少年院収容下限年齢を14歳以上から, おおむね12歳以上に引き下げ

○平成20年の改正(同年施行)

殺人等の一定の重大事件は, 被害者等による少年審判の傍聴が可能



4 社会復帰に向けた 支援の実際

仮釈放, 仮退院の状況

【平成19年の統計】

○刑事施設

仮釈放	男子 48.8%	女子 74.6%	→保護観察
満期釈放	男子 51.2%	女子 25.4%	

○少年院

仮退院	98.6%	→保護観察
本退院	1.4%	

出所, 出院時調整に関する担当部署

○刑事施設

分類審議室の統括矯正処遇官(保護担当)
など

○少年院

教育部門の統括専門官(分類保護担当)

仮釈放，仮退院時の帰住先調整

○通常の手続

- 引受人，帰住予定地の設定（本人の希望等から）
- 「身上調査書」を帰住予定地の保護観察所に送付
- 生活環境調整報告書の受理
- 仮釈放時の引受人・帰住地の決定

○引受人・帰住予定地のない場合または環境調整の結果「帰住不可」の場合

- 更生保護施設を帰住予定地として身上調査書提出（本人の希望による）

出所，出院時の帰住先がない場合

- 改善更生の意欲があっても，帰住地と引受人がない場合は仮釈放できない。
- 更生保護施設でも引受不可になり，かつ，出所（院）後に自立した生活を送ることが難しい者（高齢者，疾患患者，障害者など）への対応
 - 刑事施設の保護担当の職員，少年院の分類保護担当職員が，引き受けてくれる病院や福祉施設などを探し，福祉事務所に生活保護（医療扶助）などを相談

帰住先がない満期出所者への対応

刑事施設から満期出所する者への支援

○乗車保護

最寄の駅などまで刑事施設職員が送る。

○旅費給与

○更生緊急保護

本人の希望により「保護カード」を交付

→ 保護観察所に出頭すれば、一時的な支援を受けることができる。

帰住先のない知的障害の受刑者の 福祉との調整が困難な背景

- 受刑者の入所前の住所地と刑事施設所在地が遠距離にある場合が多く、福祉機関等と調整しにくい。
- 住民票が抹消されてしまったり、受刑前から住所不定である者については、福祉の事業主体を確定することが困難
- 刑事施設職員の福祉施設や福祉制度等に関する知識不足



刑事施設と福祉施設とが相互理解を深める必要性

高齢受刑者が抱える出所後の不安

【法務総合研究所の調査】

- 初入者と再入者の両方が、金銭的な問題が切実な問題。
- 再入者は初入者に比べて、「出所後頼れる人がいない」との問題を抱える者が多い。



円滑な社会復帰に向けて、更生保護機関との連携は言うまでもなく、医療機関や社会福祉機関等との連携がますます重要。

刑事施設への福祉士の配置

○平成20年度の配置数

- ・精神保健福祉士(8施設)

 - 精神障害, 知的障害の受刑者の保護調整

- ・社会福祉士(8施設)

 - 身体疾患, 身体障害の受刑者の保護調整

○平成21年度の配置計画

- ・全国の刑務所のうち, 大半の施設に社会福祉士を配置

- ・全国の少年院のうち, 3施設に社会福祉士, 2つの医療少年院に精神保健福祉士を配置

知的障害等のある受刑者の 社会復帰支援に必要なこと

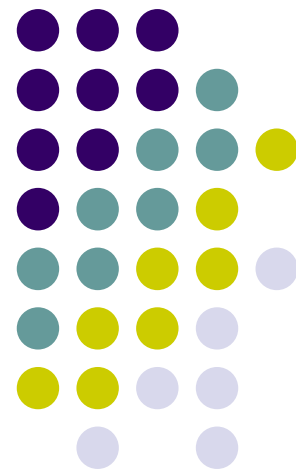
- ・適切な引受人の確保が難しい。
- ・受入可能な福祉施設の情報が少ない。



- 入所後の早い段階で福祉ニーズを把握
- 保護観察所，福祉関係機関と連携し，福祉サービスにつないでいく働きかけ
- 矯正施設の担当職員が福祉制度の知識を獲得
- 対象受刑者に，福祉機関への相談方法などを助言指導

更生保護行政の概要と社会 復帰に向けた支援の実際

法務省保護局観察課 前川洋平





更生保護とは

犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの者が自立し立ち直ることを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進することを目的とする。

保護観察, 更生緊急保護等

保護観察官等

- ・法務省保護局
- ・中央更生保護審査会(委員長及び委員4名により構成。個別恩赦の審査等を実施)
- ・地方更生保護委員会(全国8カ所。主として仮釈放等の事務)
- ・保護観察所(保護観察等の実施)

仮釈放等, 生活環境の調整

保護司

- ・任期2年(76歳未満まで再任あり)
- ・全国約5万人
- ・保護観察, 生活環境調整, 犯罪予防のための啓発活動

更生保護女性会

- ・全国約20万人の会員
- ・非行問題等を地域で考える集会, 更生保護施設等への訪問活動等

恩赦

更生保護施設

- ・全国約101施設
- ・身寄りのない刑務所出所者等への宿泊場所, 食事等の提供, 生活指導の実施

BBS会

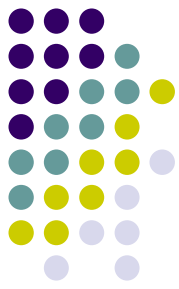
- ・「兄や姉」のような身近な存在として少年たちとレクリエーション活動や学習支援等を実施。
- ・全国約5000人の会員

協力雇用主

全国約6000の事業者

犯罪予防活動

更生保護法(平成十九年六月十五日法律第八十八号)(抄)



(目的)

第一条 この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

(国の責務等)

第二条 国は、前条の目的の実現に資する活動であって民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力をすることができる。

3 国民は、前条の目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない。



実施状況(いずれも平成19年, カッコ内は%)

○保護観察新規受理件数, 罪名・非行名

・保護観察処分少年: 1号観察 30, 554人

1 窃盗(40, 5) 2 道路交通法(16, 2) 3 傷害(13, 1) ※交通短期保護観察を除く

・少年院仮退院者: 2号観察 4, 344人

1 窃盗(40, 0) 2 傷害(13, 5) 3 道路交通法(8, 4)

・仮釈放者: 3号観察 15, 832人

1 窃盗(34, 3) 2 覚せい剤取締法(21, 6) 3 詐欺(6, 9)

・保護観察付執行猶予者: 4号観察

1 窃盗(37, 8) 2 覚せい剤取締法(9, 1) 3 傷害(8, 6)

○終了事由

1号観察(交通短期保護観察を除く) 取消し(14, 1) 解除(76, 4)

2号観察 取消し(14, 1) 退院(19, 3)

3号観察 取消し(5, 0)

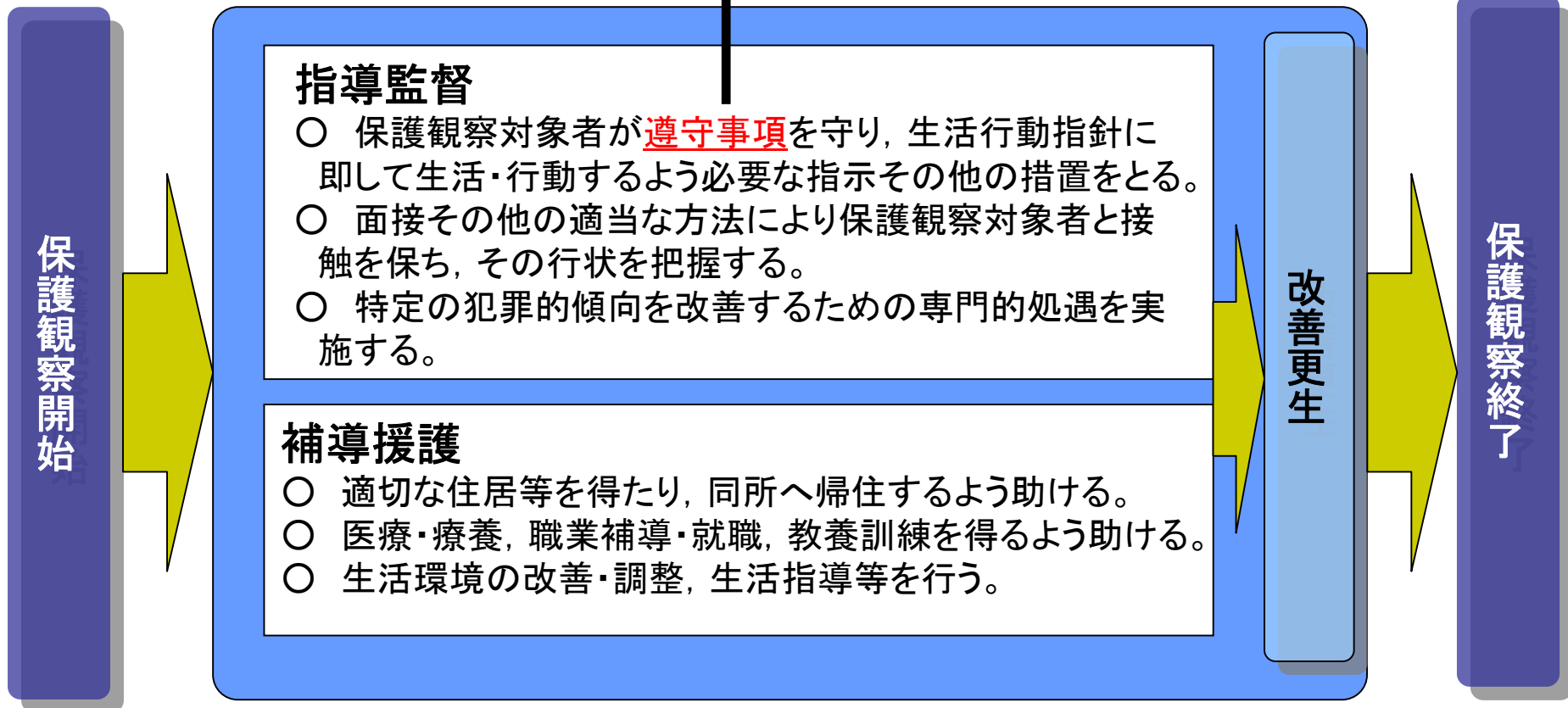
4号観察 取消し(28, 8)

○再処分率(保護観察期間中に再度犯罪・非行をして新たな処分を受けた者の比率)

1号観察(17, 2) 2号観察(20, 7) 3号観察(0, 6) 4号観察(30, 5)

※出典: 保護統計年報

保護観察の方法



覚せい剤事犯者処遇プログラム

対象

- 仮釈放者のうち、保護観察に付される理由となった犯罪事実中に覚せい剤の自己使用の罪に当たる事実が含まれ、なおかつ、保護観察期間が6月以上の者。
- 保護観察付執行猶予者のうち、保護観察に付される理由となった犯罪事実中に覚せい剤の自己使用の罪に当たる事実が含まれ、なおかつ、規制薬物の使用による刑事処分又は保護処分歴があるなど、規制薬物の使用を反復する犯罪的傾向が強い者。

内容

簡易薬物検出検査とワークブックによる教育課程からなる全5課程の専門的処遇。

- 特別遵守事項によってプログラム受講が義務付けられている。
- 原則として2週間に1回(保護観察対象者の個別事情によっては、少なくとも毎月1回)の頻度で保護観察所に出頭させて保護観察官が実施する。

簡易薬物検出検査



- 尿検査又は唾液検査により実施する。
- 陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。

教育課程



- 「ワークブック」に基づき、個別処遇により再び覚せい剤を使用しないための具体的な方法を学習する。

ワークブックの構成

○ 導入 プログラムの目的と方法

プログラムの進め方や実施対象者が守るべきことを説明した上でアンケートを実施し、処遇につながる情報を入手する。

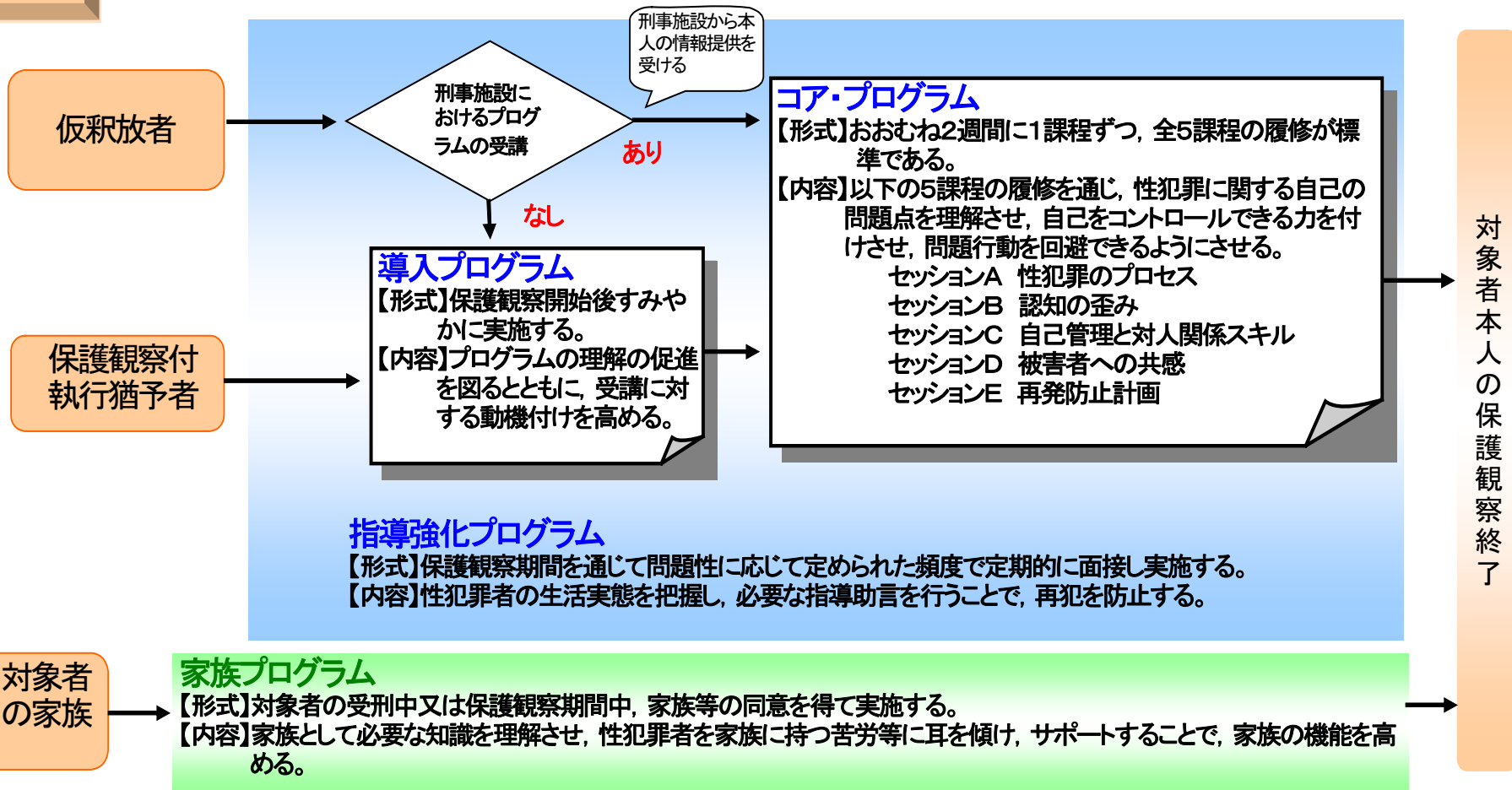
課程	学習内容
1	断薬の意義
	覚せい剤を使用したことによる悪影響を認識させるなどして、断薬の動機付けを高めさせる。
2	危険な状況を事前に避ける方法
	覚せい剤の使用に陥りやすいパターンがあることを理解させ、それを事前に回避する方法を考えさせる。
3	危険な状況からの脱出方法
	覚せい剤の使用に結び付く行動、状況、考えを整理させ、そのような危険な状況からの脱出方法を考えさせる。
4	危機的な状態からの脱出方法
	覚せい剤を使用したいという渴望が高まった状態からの脱出方法を考えさせる。
5	再発防止計画
	各課程の内容を振り返り、断薬を維持するための再発防止計画を立てる。

断薬の継続

性犯罪者処遇プログラム

対象

- 本件処分の罪名又は非行名に、強制わいせつ(刑法第176条)、強姦(刑法第177条)、準強制わいせつ・準強姦(刑法第178条)、集団強姦等(刑法第178条の2)、強制わいせつ等致死傷(刑法第181条)又は強盗強姦及び同致死(刑法第241条)が含まれる者(未遂を含む。)
- 本件処分の罪名又は非行名のいかにかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者(下着盗、住居侵入等)



暴力防止プログラム

暴力
犯罪

暴力犯罪とは

殺人・傷害・傷害致死・暴行・逮捕又は監禁・逮捕又は監禁致死傷・強盗・強盗致死傷・暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(うち暴行・傷害のみ)・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(うち殺人・逮捕・監禁)

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 仮釈放者のうち、
 - ・保護観察期間が3月以上の者
 - ② 保護観察付執行猶予者のうち、
 - ・プログラムの受けることを特別遵守事項に定めるのが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- <①②共通>
- ・本件罪名に暴力犯罪が含まれており、かつ暴力犯罪の前歴を有する者など
 - ・性犯罪者処遇プログラム及び覚せい罪事犯者処遇プログラムが特別遵守事項で義務付けられていない者

任意で受講する者

- ・保護処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者で、本件罪名に暴力犯罪が含まれている者など

プログラム
受講対象者

プログラム内容



○暴力防止ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容を促し、再び暴力を起しそうな危機場面での対処方法や対人関係の技術を習得させる。

○対処方法は、身体の状態の変化を体験したり、対人スキルの練習、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。

○保護観察官が個別処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について



○ 導入 自分が起こした事件をふり返る

自分の行動に向き合い、プログラム受講の動機付けを高める

課程	学習内容
1	自己の暴力について分析する
	行動を「できごと」「考え方」「結果」の3段階に分けて分析させ、結果をコントロールすることを学ばせる。
2	怒りや暴力につながりやすい考え方を学ぶ
	暴力に陥りやすい考え方があることを理解させ、暴力につながりにくい考え方への変化を促す。
3	危機場面での対処方法を習得する
	暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面への具体的な対処方法を習得させる。
4	対人関係のスキルを学ぶ
	相手の立場で考えることや、良好な対人関係のために必要な話し方や態度について学び、習得する。
5	再発防止計画を立てる
	対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てさせる。

同種再犯及び重大再犯の防止



更生緊急保護・応急の救護等

種別	対象	期間	措置の内容
応急の救護等	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある者	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none">・食事又は食費の給与・医療及び療養の援助・帰住の援助・金品の給貸与・宿泊する居室及び必要な設備の提供
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ① 刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ② 親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③ 更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	<ul style="list-style-type: none">・就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合がある。

更生保護施設について

刑事施設からの仮釈放者，満期釈放者等のうち，頼るべき親族がないなどの理由で，直ちに自立更生することが困難な者に対して，宿泊場所や食事を提供しながら，就職の援助，社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うことにより，自立させることを前提とした民間の施設。

更生保護施設の役割

- ・生活基盤の提供(宿泊場所・食事の提供)
- ・社会生活に適応するための生活指導，貯蓄や金銭管理の指導
- ・就労支援
- ・更生保護施設退所後の住居の確保支援，福祉や医療機関への橋渡し



更生保護施設の設置数，収容定員(平成21年1月1日現在)

(1) 全国に101施設あり，各都道府県に最低1施設が設置されている。

- ・男子施設89施設，女子施設7施設，男女施設5施設
- ・成人専用施設20施設，主として少年を対象とする施設4施設，成人・少年ともに保護

する施設77施設

(2) 収容定員の合計(全国)は2,277人で，1施設あたりの平均収容定員は22.5人。



仮釈放等・生活環境の調整

仮釈放・仮退院とは

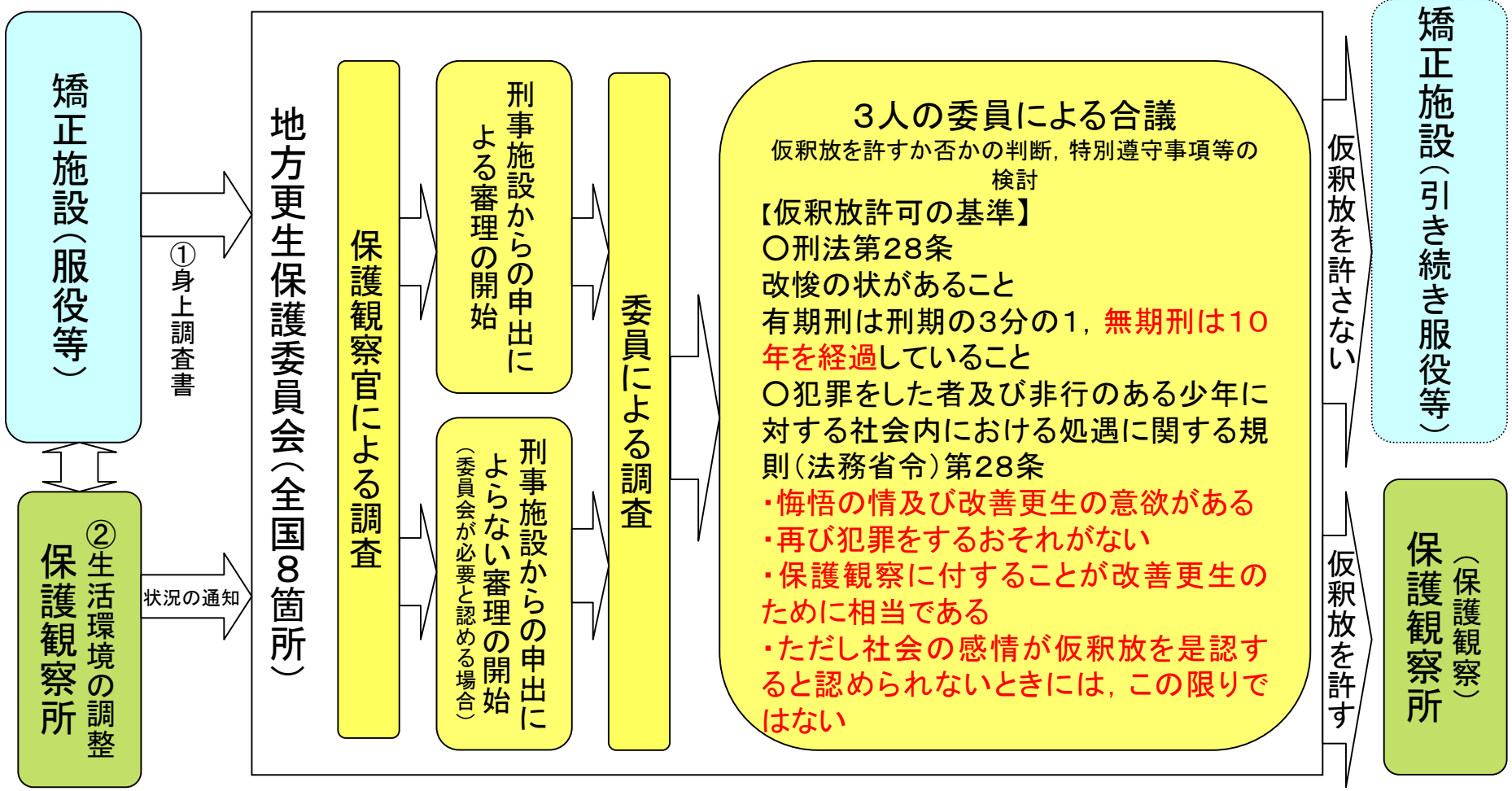
矯正施設(刑事施設, 少年院及び婦人補導院)に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え, 円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度。刑事施設等からの仮釈放, 少年院からの仮退院等があり, 仮釈放等の期間中は保護観察に付される。

生活環境の調整とは

矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調査・調整し, 仮釈放等の審理の資料等にするとともに, 円滑な社会復帰を目指すもの。保護観察所において, 担当する保護観察官及び保護司を指名して行われる。



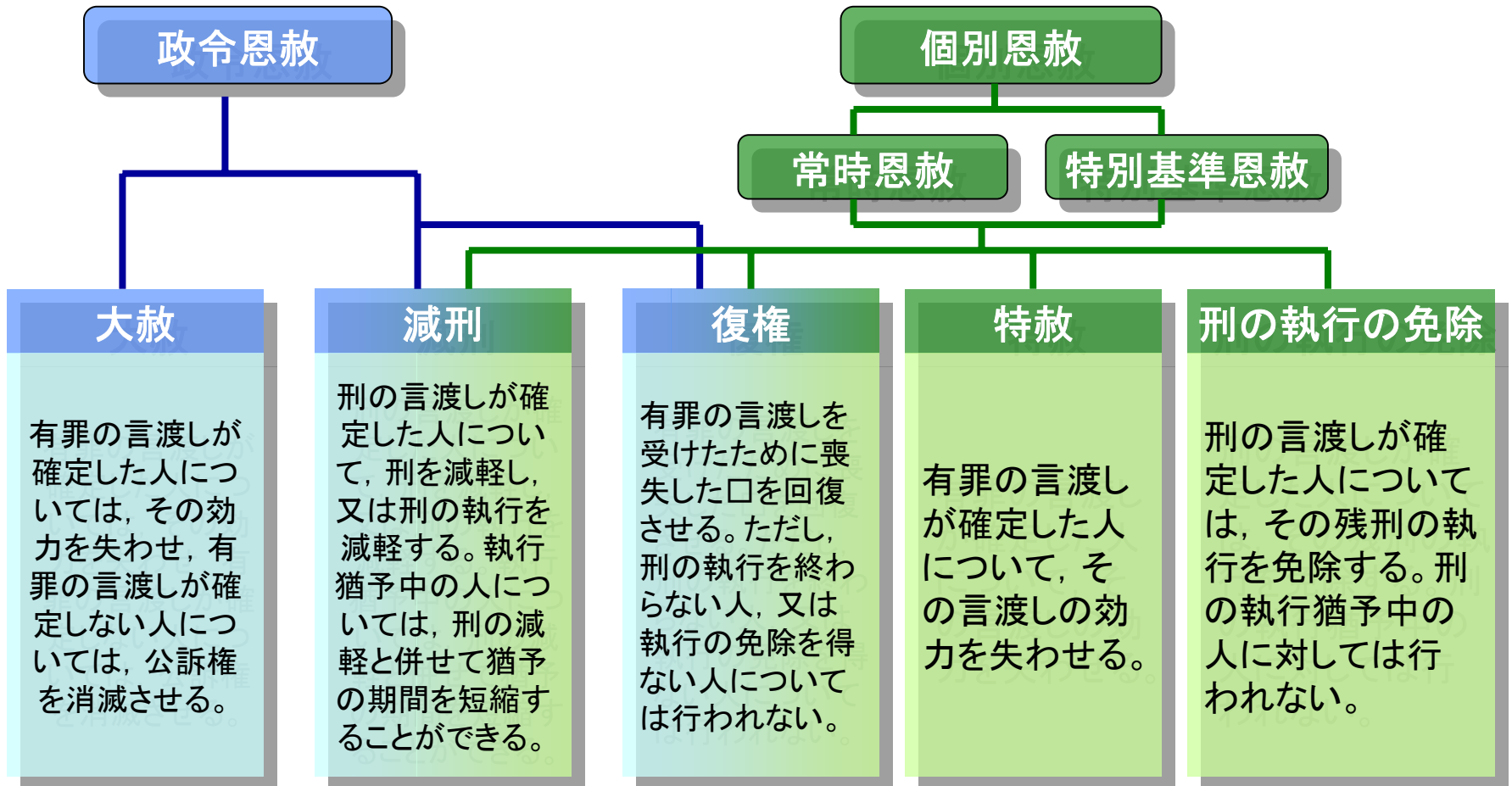
仮釈放（仮退院）の手続の流れ



恩赦



行政権によって、①国の刑罰権を消滅させ、②裁判の内容を変更し、又は③裁判の効力を変更もしくは消滅させること。





犯罪予防活動

犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進・強化し、犯罪や非行を未然に防ぐための犯罪予防活動を推進。

伝える

更生保護制度の理解を求める広報活動や講演会の開催などを通じて地域住民の理解の呼びかけ

“場”づくり

犯罪や非行をテーマとしたミニ集会、子育て支援地域活動など、地域社会の一人ひとりが真剣に考える場を提供

犯罪予防活動

手をつなぐ

個人・家庭・学校・地方公共団体・福祉機関など、関係団体とネットワークを結ぶ。最近では、学校と更生保護との連携が顕著。

地域住民・住民を取り巻くネットワークづくり

“社会を明るくする運動”

経緯

- 昭和24年7月1日、「犯罪者予防更生法」が施行され、この法律の思想に共鳴し、東京・銀座の商店街の有志が同年7月13日から1週間、「銀座フェア」を開催。
- この銀座フェアが刺激となり、また犯罪者予防更生法施行1周年を記念して、昭和25年7月1日から10日まで「矯正保護キャンペーン」が全国的に実施される。
- 昭和26年7月、「銀座フェア」と「矯正保護キャンペーン」を通じて、法務府（現在の法務省）は、この啓発活動を将来とも継続して一層発展させる必要があると判断し、“社会を明るくする運動”と名付け、国民運動として世に広げる。

実施主体: 国, 地方公共団体, 経済・産業団体, 教育機関, ボランティア団体等の参加を求め, 実施委員会(国, 都道府県, 市区町村レベル)を結成。

活動内容

- ◎強化月間(7月)における行事の実施
- ◎住民集会, フォーラム, シンポジウム等の開催
- ◎非行防止教室や弁論大会等の開催
- ◎作文コンテスト, 標語一般募集
- ◎ポスター, パンフレット, 電光掲示板等による広報
- ◎運動の趣旨を盛り込んだビデオの活用
- ◎テレビ, ラジオ, 新聞, 官公署, 団体等の発行する広報誌等による広報
- ◎更生保護に功労のある協力者の顕彰 等

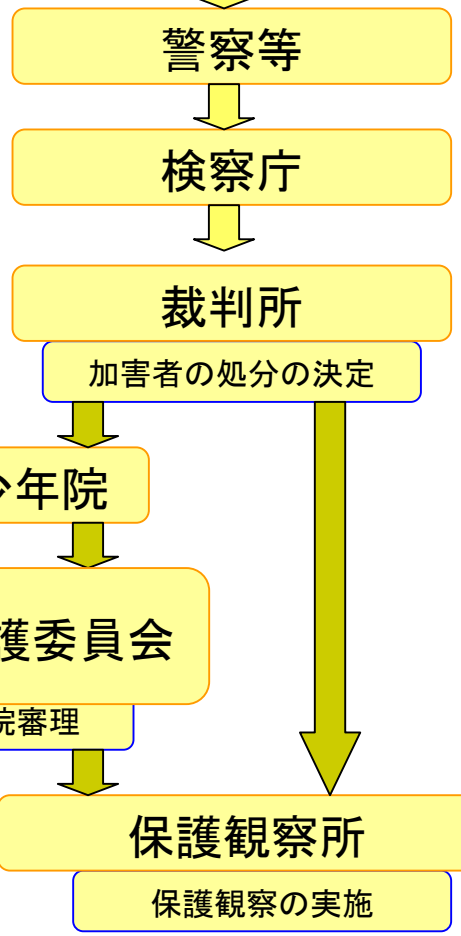


第58回“社会を明るくする運動”広報ポスター



更生保護における犯罪被害者等施策

犯罪・非行による被害の発生

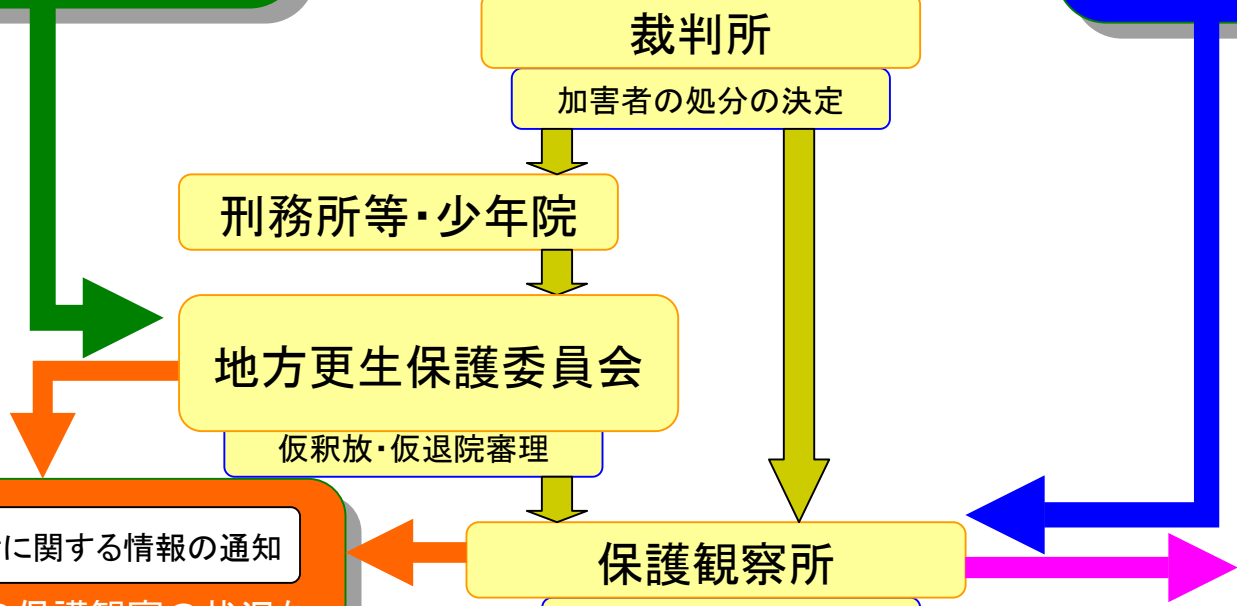


1 意見等聴取制度
加害者の仮釈放・仮退院についての意見を述べることができる制度

2 心情等伝達制度
保護観察中の加害者に、被害者の心情を伝えることができる制度

3 加害者に関する情報の通知
加害者の保護観察の状況などを知ることができる制度

4 相談・支援
選任の担当者に不安や悩み事を相談することができる制度



更生保護制度の改革について

保護観察対象者による重大再犯事件（平成16年11月奈良県女児誘拐殺人事件，平成17年2月安城市スーパーマーケット通り魔事件，同年5月青森女性監禁事件）

国民の期待にこたえる更生保護に向けて「更生保護有識者会議」提言（平成18年6月）

○犯罪や非行をした人と共に生きる社会の実現

更生保護制度に対する国民や地域社会の理解の拡大

- 地方公共団体との連携強化
- 犯罪被害者等への支援

○実行性の高い官民協働態勢の実現

民間ボランティア，更生保護施設に頼りすぎていた現状を改め，国の役割を明確化，体制の強化

- 自立更生促進センター構想の推進
- 更生保護官署の体制の充実
- 保護司，更生保護施設に対する支援の強化

○強靱な保護観察の実現

保護観察の有効性を高め，これまで改善更生させられなかった人たちを立ち直らせ，再犯を減らす

- 処遇プログラム等の義務化
- 保護観察官による直接的関与を強めた特別処遇部門の設置
- 就労支援及び定住支援の強化

更生保護法

平成20年6月1日から施行

犯罪者予防更生法

○保護観察処分少年，少年院仮退院者及び仮釈放者の保護観察等について規定

執行猶予者保護観察法

○保護観察付執行猶予者の保護観察について規定

更生保護法

○保護観察処分少年，少年院仮退院者，仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について，一つの法律に規定

1 再犯防止と改善更生が一体であることを明記

この法律は，犯罪をした者及び非行のある少年に対し，社会内において適切な処遇を行うことにより，**再び犯罪をすることを防ぎ，又はその非行をなくし**，これらの者が善良な社会の一員として自立し，改善更生することを助け…（更生保護法1条）

2 遵守事項を整理・充実

【一般遵守事項】 ●すべての保護観察対象者について面接義務や生活状況の報告義務を明記

【特別遵守事項】 ●保護観察の実施状況に応じ，設定・変更・取消しを可能に

●専門的処遇プログラムの受講義務等定め得る事項を列挙 << **性犯罪者処遇プログラム，覚せい剤事犯処遇プログラム等** >>

3 社会復帰のための生活環境の調整を充実・積極化

4 被害者等が関与できる制度を導入（平成19年12月1日から先行施行）

5 保護観察官と保護司の適切な役割分担～実効性の高い官民協働の実現～

…**保護観察対象者の特性，とるべき措置の内容等その他の事情を勘案し**，保護観察官又は保護司をして行わせる（更生保護法61条1項）

刑事施設出所者の概要(推計値)



受

仮釈放者
16,000人

更生保護施設
で受け入れ
4,000人

入所以外の
一時保護
1,500人

仮釈放期間満了

仮釈放期間満了後も更生緊急保護を必要とする者 1,710人

(内訳)
更生保護施設で受け入れ 1,250人 入所以外の一時保護 460人

刑

満期釈放者
14,500人

満期
釈放

引受人の
いる者
7,300人

更生緊急保護を必要とする者 350人

(内訳)
施設入所以外の一時保護 350人

引受人の
いない者
7,200人

高齢者、障害者等であり支援を必要とする者
1,000人

出所後直ちに自立が困難な者 2,700人

その他 3,500人

者

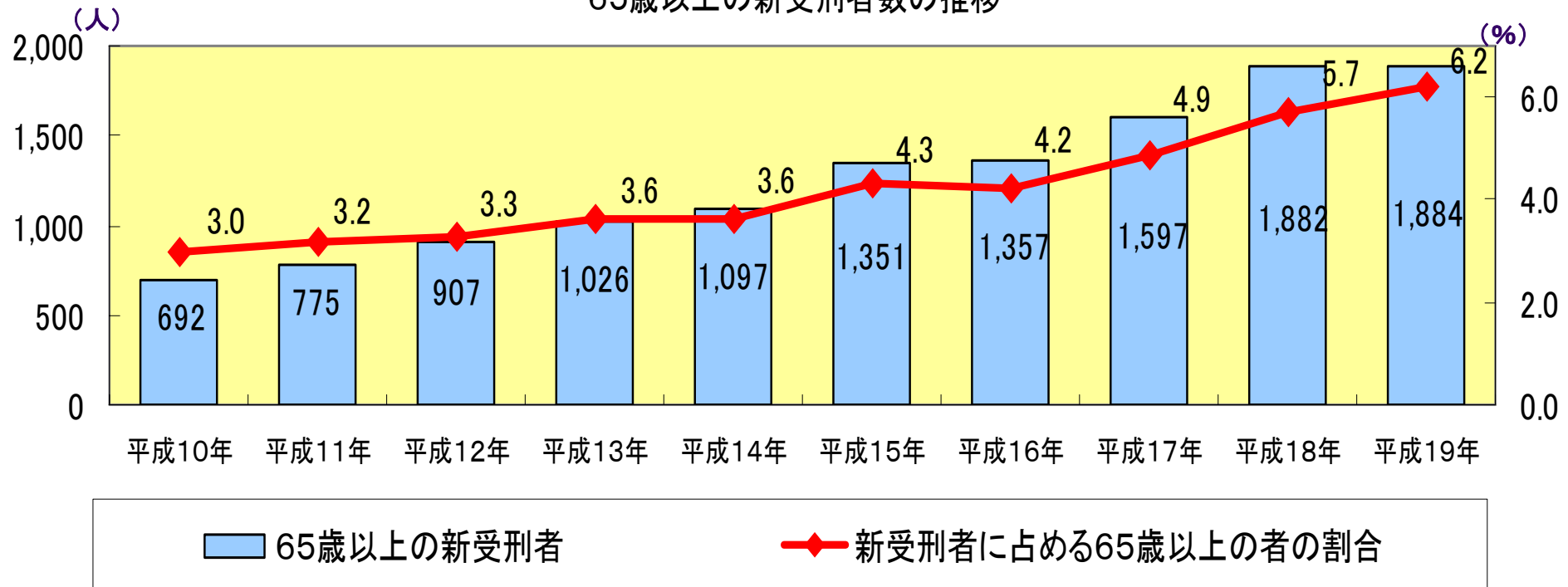
※ 数値は推計値としての概数である(平成18年 矯正統計年報, 保護統計年報及び特別調査等から推計)。

※ 引受人のいない者の「その他」は保護を求めてこない者などを含む。

高齢犯罪者の現状



65歳以上の新受刑者数の推移



注 矯正統計年報による

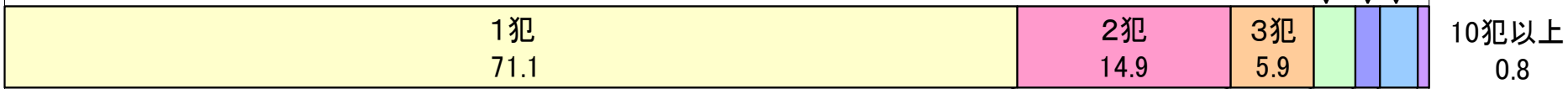
65歳以上の者については、その再犯期間が短く、5年以内の再犯率が上昇傾向にある。(平成19年版犯罪白書)

再犯の現状



総犯歴数別人員・犯歴の件数構成比

① 人員 (1,000,000)



② 犯歴の件数 (1,680,495)



注 法務総合研究所の調査による。

犯罪者の約30%を占める再犯者が、全体の約60%の犯罪を起こしている。

再犯者 ⇒ 社会に多大な脅威と被害

再犯防止施策の推進が重要

自立更生促進センター構想

矯正施設

(刑務所・少年院)

親族・親元等適当な帰住先がなく、かつ、既存の民間の更生保護施設では受入困難な者

問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を必要とする者(主に成人)

農業等を通じた自立更生に適し、そのための社会内処遇を必要とする者

仮釈放

仮退院・
仮釈放等

自立更生促進センター構想

- 保護観察所に宿泊機能を付加
- 保護観察官が直接処遇に当たり、濃密な指導監督を実施
(規則正しい勤勉な生活習慣, 遵法精神等を涵養)
- 手厚い就労支援その他の援護を実施
- 24時間・365日体制による対応

自立更生促進センター



- ・専門的な処遇プログラムの実施, 濃密な指導監督等による改善更生の促進
- ・多様な職種の中から本人の適性に
応じた就労先の斡旋

⇒福島自立更生促進センター
北九州自立更生促進センター

就業支援センター



- ・濃密な指導監督に加え、農業等の体験を通じた改善更生の促進
- ・農業等に特化した就労支援
(職業訓練と就労先の斡旋)

⇒沼田町就業支援センター
茨城就業支援センター

退所

退所

円滑な社会復帰

出身地等に帰住

更生保護施設, 親族等のもと, アパート等

自立

センター所在地の
周辺地域に定住
(農業等に従事)

出身地等に定住

自立

沼田町就業支援センター

旭川保護観察所

連携

北海道 沼田町

駐在

設置運営



沼田駐在官事務所
(沼田町就業支援センター)

就農支援実習農場

少年院からの
仮退院者等

農業実習
(職業訓練委託)

自立・就業

宿泊保護施設 定員12名

- 生活指導
- 社会技能訓練
- 保護観察処遇
- 自立支援

施設内農場

農業生産技術指導
(花卉・野菜栽培など)

施設外町営牧場・一般農場等

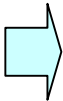
研修作業

旧北海道開発局石狩川開発建設部
北空知河川事業所沼田分駐所を改修

刑務所出所者等に対する就労支援の推進について

無職の刑務所出所者等が増大（保護観察終了時の無職者数）

6,347人



9,622人

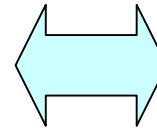
（平成8年）

52%増

（平成18年）

無職者の再犯率が有職者に比べ高水準（保護観察終了時の再犯率，平成19年）

7.1%



37.0%

約5倍

平成18年度から厚生労働省と連携した総合的就労支援策を実施

1. 矯正施設の職業訓練の充実，職安担当者による受刑者に対する出張相談
2. 就労支援チーム（保護観察所・職安）によるきめ細やかな職業相談
3. 就職促進につながるトライアル雇用・身元保証等の就労支援メニューの活用
4. 犯罪前歴を承知で雇用する協力雇用主の開拓等

地域産業界に対する雇用受け入れの働きかけ（保護観察所）

都道府県就労支援推進協議会（保護観察所が，経済団体，関係行政機関等と連携して開催）

- 地域経済界に対する出所者等の雇用についての理解促進・協力要請
- 業界団体等の協力を得た効果的な協力雇用主開拓等について協議等

地域経済界の自発的な活動を助長

地域の経済団体等による協力雇用主支援組織（NPO）の設立推進（各都道府県に設立）

地域の経済団体，主要企業，協力雇用主で構成

- 業界と連携した地域住民，企業に対する広報，協力雇用主開拓の推進
- 刑務所出所者等の円滑な受入れ・定着のための支援・相談活動
- 刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対する助成・顕彰

支援

特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

（日本経団連，日商，トヨタ，新日鉄等の中央の経済人等により，平成20年9月，設立総会を開催し，同21年1月に法人設立。）

- 協力雇用主開拓のための宣伝資材の作成配布
- 雇用ノウハウのとりまとめと提供
- 地方における助成・顕彰活動の支援

刑務所出所者地域生活定着支援 ～高齢者又は障害を抱える出所者に対する社会的受け皿の整備～

法 務 省

刑 務 所

親族等の受入先がない満期釈放者 約7,200人
うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者 約1,000人

社会福祉士等の活用

保護観察所

確実な福祉への移行のための
生活環境の調整

調整担当の保護観察官を配置

更生保護施設(民間施設)

直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、
更生保護施設での受入れを促進し、福祉への移行準備を
行うとともに社会生活に適応するための指導・訓練を実施

厚生労働省

地域生活定着支援
センター(仮称)

福祉サービス実
施主体の決定に
向けた調整

福祉サービス受
給のためのコー
ディネート・福祉
等実施機関への
働きかけ

福祉による支援を
受けるための調整等

福祉による支
援を受けるた
めの調整等

福祉等実施機関

都 道 府 県
市 町 村

福 祉 事 務 所

地域包括支援センター

障害相談支援事業者

社会福祉施設

医 療 機 関

社会保険事務所

「事実に基づいた刑事政策 vs ポピュリズム刑事政策」

龍谷大学 浜井浩一

はじめに

筆者の研究得スタンスは、簡単に言うと、統計や実務を含む事実を積み上げることで、厳罰化なら厳罰化という対象を、でき得る限り実証的に理解しようということである。というのも、最近死刑判決や死刑執行が急増しているが、現在の厳罰化の最大の問題点は、「凶悪犯罪が増加するなど治安が悪化している」、そして、「厳罰化によって治安の悪化に歯止めをかけられる」という二つの事実に基づかない前提(信仰)に基づいて議論が行われているからである。正しくない前提(現実認識)に基づいた対策は効果を持ち得ないばかりか、大きな害をもたらしかねない。比喩的に表現すると、中世の魔女狩りと同じである。噂や疑心暗鬼に基づいて存在しない魔女を狩り出し、気がついたら普通の人間である隣人又は自分自身が処刑の対象となってしまうことになる。地球温暖化でも、環境破壊でも、まず、何が起きているのか、その原因は何か、つまり、対処すべきターゲットを正しく理解することが有効な対策の第一歩である。つまり、厳罰化で言えば、治安はそもそも悪化しているのか、悪化しているとすれば、どこがどの程度悪化しているのか、刑罰を重くすることで、どのような効果(副作用も含めて)があるのかをきちんと見極めた上で議論をする必要がある。

犯罪を対象とする刑事政策の不幸な点として、それが社会問題になるとときには、何か重大かつ悲惨な事件が発生し、それをきっかけにマスコミが集中砲火的な報道を行い、感情的な議論が展開されやすい点を挙げることができる。特にありがちな傾向として、「通り魔事件」や「家族内殺人」などが問題になると、それが、格差社会(非正規雇用)や家族の崩壊といった社会の変化の兆候として語られやすい点が挙げられる。しかし、きちんと事実を検証してみれば、通り魔事件は、年間 5-10 件程度の割合でランダムに発生しているし、家族内殺人は日本の殺人の 4 割近くを占める殺人の典型例であり、現在よりも昭和 30 年代の方がはるかに多い。

また、最近の通り魔事件の報道の特徴として「誰でもよかった」というキーワードが使われているが、これは、ある意味、メディアが事件を物語化して分かりやすく報道するために使っているキーワードである。劇場型事件にはコピーキャット(模倣犯)がつきものであるが、その多くは、マスコミの作り出す事件の物語に反応して事件を起こしている。マスコミが、「誰でもよかった」と心の闇を作り、興味深い物語として報道すれば、その影響を受けた模倣犯が生まれる。刑務所や少年院で出会う模倣犯の多くは、マスコミ報道の影響を強く受け、マスコミに注目された加害者をヒーロー化し、注目を集めたくて事件を起こしているケースも少なくない。つまり、マスコミが事件の再発を本当に防ぎたいならば、事件を独自のストーリーから掘り下げるのではなく、事実のみをたんと伝えることである。犯罪学的に見れば、耳目を集めるような凶悪事件はランダムに発生する例外的な犯罪

であり、一般化できないケースがほとんどである。社会の変化が現れるような犯罪は、後で紹介する増加する高齢者の万引きなどといった地味で一般的な犯罪である。評論家が、殺人事件を解釈して時代や社会を読むのは自由だが、それはフィクションであり、科学的事実ではない。

前置きが長くなったが、以上のようなことから、本稿では、「裁判員制度」の導入を前に、治安(犯罪情勢)や刑事司法の実態を統計的に検証しつつ、最近の厳罰化を犯罪学的に評価しなおしてみたい。なお、厳罰化の部分については、筆者が編集委員長をしている犯罪社会学会の機関誌である『犯罪社会学研究』の33号(2008年10月発刊予定)においてPenal Populism(厳罰化ポピュリズム)の国際比較研究を特集しているので、そちらも参照願いたい。

治安の現状

近時、専門家といわれる人を含めて治安が悪化していると感じている市民は多い。2006年に内閣府が行った「治安に関する世論調査」によると国民の80%以上の回答者が、治安は悪化していると感じている。マスコミ、政治家や有識者とされる人の多くも、犯罪や非行について語る際には、「最近、治安が悪化し、犯罪が凶悪化している中・・・」などの枕詞をつけて、治安が悪化していることを前提に話を進めることが多い。

図1を見てもらいたい。これは、筆者が行った全国調査の結果である¹。この調査では、2年前と比較して犯罪が増加したと思いますかという質問を二つの条件で、同じ回答者に対して行っている。一つの質問では、犯罪増加を、日本全体について聞いており、もう一つでは、居住地域(「あなたの地域では」)について聞いている。もし、人々の犯罪増加に関する認識が正確であるとすれば、全国から無作為抽出している世論調査では、この両者の質問に対する回答は一致するはずである。しかし、図1にあるように、日本全体では約50%の人が、犯罪がとて増しているとは認識する一方で、居住地域では約4%の人しか犯罪がとて増しているとは認識していない。こうした傾向は、治安に限らず社会問題全般に認められる現象で、環境問題などマスコミや活動家が社会問題として大きく取り上げられた問題では、人々が客観的な事実を超えてその問題を重大だと認識する傾向があることを示している。しかし、マスコミの犯罪報道だけが、犯罪不安を作り出しているのだろうか? 決定木²という統計手法を用いて図1のデータを分析した辰野文理³は、「日本の犯罪が増加している」という意識に最も影響を与えているのは、「最近の若者のモラルが低下している。」

¹ 浜井浩一、2006、『治安・犯罪対策の科学的根拠となる犯罪統計(日本版犯罪被害調査)の開発』(課題番号16330016)、平成16年度～平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(B)研究報告書)

² 決定木とは、データマイニングの手法で、データを様々な条件を基準に木の枝葉のように分類していく分析手法。

³ 辰野文理、2007年、「第4部第2章犯罪不安」、前掲、浜井浩一編『治安・犯罪対策の科学的根拠となる犯罪統計(日本版犯罪被害調査)の開発』

という意識であり、次いで「クレジットカード詐欺などへの不安(個人情報への漏洩不安)」などが影響を与えていることを見出した。また、日本全体と居住地域での犯罪情勢について乖離の大きい人は、若者のモラルが低下していると感じつつも、「(居住地域の)暗い夜道の一人歩き」を安全だと感じている矛盾した人たちであった。この分析では、マスコミの影響についても、報道番組の視聴時間、購読新聞、マスコミへの信頼度などとの関連を分析したが、これらとの直接的な関係は認められなかった。もちろん、これは、これらの変数がマスコミの影響を測る上で必ずしも適切な変数ではなかったためであると思われるが、マスコミ報道は、直接的に治安意識を作り出しているというよりは、若者のモラル低下や個人情報の漏洩などへの不安を煽ることで治安意識に影響を与えているのかもしれない。

(1)殺人や他殺統計から見た治安

さて、それでは、日本の治安の現状を統計的に見ていこう。

図2は、殺人の認知件数(警察に届けられ、警察が認定した犯罪の件数)等を見たものである。しかも、この数字には未遂が含まれている。信じられないかもしれないが、1950年代の後半から、日本の殺人事件は一貫して減少傾向にあり、検挙率は95%前後で推移している。検挙率が高いのは、殺人の8割以上が顔見知りの中で、4割は家族間で起こるためでもある。最近、親が子どもを、子どもが親を殺す事件が多数報道されているが、これは、戦後一貫して日本の殺人事件の主要な特徴の一つでもあり、特に珍しいことではない。

図3は、死因統計から他殺によって殺された人の数を、総数と子ども⁴について見たものである。他殺の被害者は、子どもを含めて年々減少傾向にある。最近、子どもの安全が脅かされているとして、防犯パトロールや不審者対策が活発に行われているが、客観的に見た場合、虐待を含めて殺害される子どもの数は減少傾向にあり、不審者に殺される子どもは年間数人であり、交通事故や水の事故で死亡する子どもの数は、その何十倍にも及ぶ。不審者対策として、交通量の多い街道沿いを通学路に指定した結果、よそ見運転の車が集団登校中の児童の列に突っ込む事故が起きたのでは本末転倒ともいえるのではないだろうか。

(2)犯罪被害調査から見た治安

殺人や放火といった犯罪以外には多くの暗数(さまざまな理由で警察に届けられない犯罪)が存在する。こうした暗数の問題を解決するために作られたのが犯罪被害調査である。犯罪被害調査は、内閣支持率などの世論調査と同じ科学的方法で、国民の犯罪被害経験を調べたものである。表1は、法務省が2000年と2004年に行った犯罪被害調査の結果を比較したものである。ほとんどの犯罪被害について2000年から2004年にかけて犯罪被害率が低下している一方で、暴力犯罪や性犯罪では警察への通報率が増加している。この表1は、最近の警察統計における暴力犯罪の不自然な動き、つまり、1999年から2000年にか

⁴ ここでは実数のみを示しているが、少子化を考慮に入れて人口比に直しても傾向にほとんど変化はない。

けて暴力犯罪が極端に増加したのが、桶川のストーカー殺人事件などをきっかけに警察が被害者対策に力を入れ、暴力犯罪に積極的に取り組むようになった結果認知件数が増加したという仮説を証明したともいえる。

(3)長期的に見た殺人や窃盗の動向

図4は、凶悪犯罪の代表である殺人と一般刑法犯の8割近くを占める窃盗について年齢層別に検挙人員の変化を見たものである。殺人と窃盗でかなり異なった動きを見せている⁵。殺人についてみれば、1960年ぐらいから検挙人員(認知件数も同じ傾向)が下降傾向にあるが、その減少に最も貢献しているのは10-20代の若年層である。その半面、最近、低下傾向が足踏み状態にあるが、これは60代の検挙人員が増加しているためである。こうした実態は、マスコミ等で喧伝されている少年非行の凶悪化・低年齢化とは正反対の現象ともいえる。この図4からだけでは、わかりにくいと思われるが、これを年齢層別に切り分けて見ると、更に異なる姿が見えてくる。10-20代では、1960-1970年にかけて検挙人員が急激に減少し、あとは低空飛行が続いているが、30代では、戦後600人前後で安定して推移していたものが1980年代に大きく減少し、その後300人前後で落ち着いている。40代では、戦後一貫して増加していたが、1985年をピークに減少傾向にある。50-60代以上では、戦後100人前後で推移していたものが、1970-80年代から一貫して増加傾向にある。これを総合的に見ると、ある意味、団塊の世代の移動とともに、殺人の検挙人員の山が移動しているともいえる。興味深いのは、人口の影響を取り除いた人口比で見ても、団塊の世代の山が若干残ること、また、人口比で見ると、団塊の世代よりも数年前に生まれた世代、つまり戦争中に生まれた世代にやや大きな山⁶ができる点にある。

次に、窃盗について見てみよう。殺人と異なり、1970年代から1980年代にかけて検挙人員は増加傾向にある。この検挙人員の増加に貢献したのは、10-20代の若年層であるが、罪種別に見てみると、このほとんどは万引きと自転車盗である。この時期の非行は戦後第三の波(ピーク)と呼ばれ、警察は、この時期の非行のキーワードとして「遊び型非行」という言葉を使用している。ある意味、万引きや自転車盗を遊び半分の軽い気持ちで行っている少年を、警察が、積極的に検挙した結果、第3の波が作られたとも考えられる。少なく

⁵ 殺人については、暗数は非常に少ないと考えられており、検挙人員が犯罪動向と一致していると思われるが、窃盗については、ICVSの結果を見ても手口によって30-60%程度の暗数があると推定されている。ただし、暴力犯罪と比較すると暗数率は低く、受理手続がマニュアル化されているため、警察の受理方針の影響は受けにくいともいわれている。また、検挙人員は、検挙件数と比較すると、余罪をどの程度掘り起こすかといった余罪検挙の影響を受けないため、比較の実態を反映した数値と考えられる。ただし、比較的軽微な窃盗事件の場合、万引きをどの程度許容し、通報するかといった通報行動や、職務質問等によって自転車盗をどの程度積極的に検挙するかといった検挙活動の影響を受ける。

⁶ 1936-1945年生まれ。現在62-71歳に当たる人。この世代が、人口比で見ると、もっと殺人で検挙される人が多い世代である。この世代は軍国主義時代に生まれ、戦時中に幼少期を過ごした世代である。

とも殺人を見ている限り非行の第三の波は存在しない。

また窃盗の検挙人員の特徴として景気の影響を受けている点を挙げる事ができる。財産犯らしく、バブル経済の始まりとともに急激に減少し始め、バブル崩壊とともに増加に転じている。これを年齢層別に切り分けてみると、1980年代にかけて増加したのは、前述のとおり14-17歳までの若年層と40歳以上の中高年層を中心としている。若年層には、バブルの影響はほとんど見られず、バブル期の急激な減少に貢献したのは30-50代の働き盛りの年齢層である。バブル崩壊後、検挙人員は増加に転じたが、この時期、若年層の検挙人員は横ばい又は減少傾向を続けており、検挙人員の牽引車となったのは50歳以上の検挙人員の増加である⁷。殺人と共通しているのは、最近、60歳以上の高齢層においてのみ検挙人員が増加していることである。これは、人口比で見ても同じであり、高齢者が犯罪を起こしやすく、又は、警察に検挙されやすくなっていることを意味している。

少子高齢化というのは、発達犯罪学的(ライフコース犯罪学)に見た場合、犯罪に対して活発な青少年層が減少し、犯罪を起こしにくい高齢者層が増加するため、犯罪活動全体としては、犯罪発生を抑制する方向に働く。日本の検挙人員の特徴は、刑法犯の40%を少年が占めるなど、成人が犯罪を起こしにくい点にあった。この点から考えても、少子高齢化の影響は他の先進国以上に犯罪を減少させる方向に働くはずである。

先に述べたように、近時、日本では、治安悪化不安の高まりから、犯罪に対する警戒心が強まるなどして、警察に対する犯罪通報が増加し、警察も市民からの通報に対して積極的に対応するようになった。さらに、女性や子どもを被害者とする犯罪に対する規制の強化など被害者支援の流れの中で、運用上、立法上も刑事司法ネットが拡大したことにより、警察が認知する犯罪数は増加傾向にあった。今後、窃盗を中心とする認知件数がどのように動くかは、景気や社会における犯罪への許容度や厳罰化傾向が極端な動きを示さない限り、少子高齢化から、横ばい又は漸減傾向になるものと推測されるが、同時に、万引きや自転車盗(占有離脱物横領)を中心に高齢者の検挙人員が増加していることだけは確かであり、少子高齢化がもたらす社会が、犯罪のライフコースそのものを変化させつつある可能性がある。一つ例を挙げると、1980年代には、万引きは少年犯罪であり、検挙人員の実に50%以上を占め、60歳以上の高齢者は10%に満たなかった。しかし、2006年には、高齢者の割合は30%を超え、ついに少年の割合を超えた。今や、万引きは高齢者の犯罪といっても過言ではない⁸。

参考までに確認しておくが、少年犯罪は、凶悪化もしていなければ、低年齢もしていない。凶悪化については、すでに殺人のところでも述べたが、低年齢化については、図10を見てもらいたい。世代別に少年の検挙人員を人口比で見ると、非行のピークは次第に高

⁷ もっともバブル期はどんどん売ってもうける時代なので、費用対効果の関係から、万引き等を警察沙汰にしなかった可能性も否定はできない。

⁸ この背景には、単なる貧困だけでなく、高齢者の孤立化があり、非行少年のように、周囲から関心をもたれたいとして万引きに及ぶ場合もある。

年齢に移行しつつあり、しかも 20 歳ごろの収束率にかけりが見られる。つまり、非行から足を洗えないまま成人になる若者が近年やや増加していることを示している。

刑事司法の現状

図 5 は、刑事司法の流れを統計数値ともに便宜的にフローチャートにして示したものである。警察に検挙された約 200 万人のうち、受刑者となるのは約 3 万人であり、受刑者は、犯罪者のごく一部に過ぎない。つまり、刑事司法手続の各段階で選抜された犯罪者が受刑者となる。といっても、犯罪者の中のエリート（悪の中のワル）が刑務所に送られると考えるのは短絡的である。一般的に、家族や仕事があり社会基盤がしっかりしている者や、経済的に豊かな犯罪者は、弁護士の支援も受けやすく、被害弁償を行うことで示談を得やすい。教育水準の高い者は、コミュニケーション能力も高く、取調べや裁判の過程で、警察官や検察官、裁判官の心証をよくするために、場に応じた謝罪や自己弁護等の受け答えができる。その結果、こうした人々は、起訴猶予、略式裁判（罰金）、執行猶予を受けやすく、よほどの重大（又は有名）事件でなければ実刑判決にはなりにくい。これに対して、受刑者の多くは、無職であったり、離婚していたりと社会基盤が脆弱であるものが多い。現実には、受刑者の 4 割弱が窃盗・詐欺であり、その中には、常習累犯とはいえ被害額 1,000 円以下の万引きや無銭飲食が少なからず含まれている。ある学会で筆者の発表を聞いたドイツ・マックスプランク研究所の当時の所長から、日本は受刑者人口が少なく、一見すると刑罰が甘い国のように見えるが、犯罪の質と量刑を考えると超厳罰の国ではないかと質問され、回答に窮したことがある。さらに、受刑者になる人には、教育水準や IQ が低く、不遇な環境に育ち、人から親切にされた経験に乏しいため、すぐにふてくされるなどコミュニケーション能力に乏しい者が多い。当然、刑事司法プロセスの中では、示談や被害弁償もままならず、不適切な言動を繰り返し、検察官や裁判官の心証を悪くしがちである。その結果、判決では、まったく反省していないとみなされ、再犯の可能性も高いとして実刑を受けやすい。このフローチャートは、刑事司法手続が、ある意味で壮大な勝ち抜けゲームであり、大多数の 98%の犯罪者は、起訴猶予、罰金、執行猶予などで勝ち抜ける仕組みになっている。ただし、勝ち抜くには、それなりの条件が整わなくてはならない。図 6 は、起訴猶予と被害弁償の関係を見たものである。被害弁償が行われたものほど勝ち抜けるようすがよく表れている。これ自体は、いろいろな条件を整えることで刑罰を回避するという意味で、誰にでも杓子定規に刑罰を科すシステムと比較すると、決して悪いことではない。ただ、社会的弱者といわれる人ほど、条件を整えられず、勝ち抜けないシステムになっている点に問題があるのはたしかであろう。

さて、それでは、この事実を踏まえつつ、最近の受刑者人口の推移を見ておこう。図 7 は、新たに確定した受刑者（以下、新受刑者という。）人員と年末受刑者人員の推移を見たものである。1995 年以降、それまで減少傾向にあった受刑者人口は増加に転じ、2000 年以

降は、定員を超えた過剰収容が続いている⁹。一般的に考えれば、治安が悪化して犯罪が増えれば、受刑者人口が増えると思われがちであるが、先に、**図 5** で説明したように、犯罪が増加して、受刑者が増加するにはいくつもの手続があり、そこでスクリーニングがかけられる。犯罪学の分野では、犯罪の認知件数と刑務所人口が相互に因果関係のない独立した現象であることはよく知られた事実である¹⁰。また、刑務所人口は、次の式で得られる。受刑者人口は、どの程度新しい受刑者が増加し、どの程度滞在するかによって決まる。つまり、ホテル同様に、滞在が長期化すれば、新しいお客さんは少なくなっても、刑務所はあつという間に満室になる¹¹。

(必要とされる)受刑者定員=(刑期×仮釈放率×執行率+刑期×(1-仮釈放率))×新受刑者数÷12

*刑期はすべて月数で計算する。

では、どのような受刑者が増えているのか。**図 8** は、受刑者の増加を年齢層別に見たものである。近時、高齢受刑者の増加が顕著である。

先に見たように、我が国では、少子高齢化によって犯罪を起こしやすい若年層が減少し、全体として犯罪は減少傾向にある。事実、多くの年齢層で犯罪を起こして検挙される人員が減少している。しかし、その一方で、中高年齢層の検挙人員が、人口比で見ても急激に増加している。その背景には、経済成長の減速や少子高齢化によるセイフティーネットの破綻や、格差社会の進行がある。少子高齢化の中で、犯罪の総量は減少傾向にあるが、同時に進行する格差社会の広がりによって中高年齢層を中心に犯罪者として検挙される者が増加している。彼らは、社会基盤が脆弱であるがゆえに実刑を受けやすく、**図 8** に示したように、新たに刑務所に来る高齢受刑者が増加している。加えて、厳罰化によって刑期が長期化する傾向にあるため、刑務所の中で年老いていく受刑者が増加し、それが受刑者人口の高齢化に拍車をかけている。その他、ここでは詳述しないが、年々、受刑前に無職であった者（特にバブル崩壊後）や、離婚等によって配偶者のいない者が増加傾向にある。また、これは、以前から恒常的に指摘されていることだが、IQ でみると受刑者の 25%程度が知的障害を示す 70 未満のレベルにあり、精神障害を有する受刑者も増加傾向にある。

さらに、**図 9** は、満期釈放者の帰住予定地の構成比の推移を見たものである。次第に「その他」の割合が増えているのがわかる。「その他」以外の選択肢を見ればわかるように、帰る場所のある受刑者については、考えられる帰住先はすべて選択肢に含まれている。つ

⁹ 過剰収容の原因は、新確定受刑者の増加と刑の長期化によるが、最近では、検挙人員の減少によって、新確定受刑者の伸びが減少しつつあり、刑務所人口の増加もやや緩やかになっている。（拙稿、2006年「過剰収容の原因と背景にあるもの」刑法雑誌第45巻第3号、479頁以下）

¹⁰ 詳しくは、Lappi-Seppälä, T., 2008, “Explaining National Differences in the Use of Imprisonment,” *Japanese Journal of Sociological Criminology*, 33.を参照されたい。

¹¹ ただし、刑務所人口については、後で述べるように 2005 年ぐらいから公判請求人員が減少、財産犯を中心に不起訴率が上昇し始め、同時に、平均刑期の長期化にもやや歯止めがかかりつつあるなど、過剰収容がやや緩和する傾向も認められる。

まり、「その他」に含まれるのは、その一部に退去強制となる外国人、措置入院、病院保護など本人の希望とは関係なく帰住先が指定される者が含まれるが(施設によっては、特定の個人ではなく、暴力団事務所と申告した場合、その他に分類することもあるなどの誤差も含まれる。)その多くは、帰住先が未定の者である。「その他」が増えている大きな理由のひとつとしては、満期釈放になりやすい身寄りのない高齢受刑者が増加していることをあげることができる。

仮釈放者と比較して、満期釈放者は、3年未満の早期に再犯に至っている者が多い。図 10 は、65歳以上の高齢受刑者の再犯パターンについて見たものである。満期で出所する高齢受刑者の多くが短期間で再犯に至っているのがよく分かる。また、平成19年の犯罪白書が再犯を特集しているが、それによれば、近年、中高年齢層の再犯率に上昇傾向が認められるなど、日本社会が次第に犯罪者にとって更生の困難な社会になりつつあることが統計的にも確認されている。

以上、受刑者を統計的に見た場合、社会的基盤が脆弱で、いわゆる社会的弱者に分類される者が多く、それゆえに、社会に受け皿が見つからず、再犯に至る悪循環に陥っていることが理解できたのではないだろうか。こうした事実を、図 5 のフローチャートを見ながら、刑罰が誰を対象に、どのように発動されているのかを考えるとなかなか興味深い。検察官や裁判官を含めて日本の刑事法専門家の多くにとって、判決までに関心が集中し、刑罰の本当の効果について無関心であることが、日本の刑事政策の最大の問題点ともいえる。これは、司法試験から刑事政策がなくなったこととも無関係ではないだろう。このあたりでもう一度、司法試験を始め法曹養成における犯罪学や刑事政策の重要性を考え直してみるべきではないだろうか。日本の刑事ドラマの原点ともいえる「遠山の金さん」は、悪人が裁かれて、金さんが「これにて一件落着!」と宣言して終わりであるが、現実の世界では、その後には本当の筋書きのないドラマが始まり、それこそが再犯防止の要なのである。

Penal Populism

さて、最後に、最近の厳罰化を見ておこう。厳罰化の兆候はいろいろなところに現れる。それは、刑罰だけでなく、犯罪とされる対象そのものの範囲の拡大や検挙基準の引き下げ(検挙者の増加)、勾留率や勾留期間の長期化、公判請求率の増加、量刑の引き上げなどがそれにあたる。一見すると、刑務所人口が増加していない国においても、保安監置が増えていたり、措置入院が増えていたりするなど、刑罰類似措置の増加がみられる場合もある。日本の厳罰化は、大なり小なりこの全てで厳罰化が起きているが、特に、刑期の長期化、無期徒刑や死刑判決の増加に顕著に表れている。図 11-12 は、新たに無期徒刑を言い渡された受刑者、無期徒刑の仮釈放者と在所期間、新たに死刑を言い渡された者、年末死刑確定者、死刑執行者を表したものである。「無期といっても15年で仮釈放になる。」という一般的な言説に反して、無期徒刑は運用上終身刑化しつつある。現在、アジアで、死刑執行と刑務所人

口の二つの側面で同時に厳罰化の兆候が認められるのは日本だけである¹²。

厳罰化は、実は、英米圏を中心とした欧米先進国において共通に見られる現象でもある。厳罰化をめぐる思想的な議論としては、ニューヨーク大学のGarland¹³による「後期近代」(社会)の議論や、刑事法の分野ではドイツ・ボン大学のJakobs¹⁴の「敵味方刑法」の議論などがある。Garlandは、後期近代の特徴として、犯罪の増加によって、それまで共同体(社会)がかかえていた犯罪リスク(リスクを共同体の中から犯罪が生まれるとして共同体の成員が共有する)が、個人としての危険な犯罪者としてのリスクに置き換えられようになり、結果として共同体の外に犯罪者という他者が作られ、彼らを社会から排除する排他的な刑事政策が行われると指摘している。また、Jakobsは、従来の(市民)刑法が、犯罪者を市民としてとらえていたのに対して、敵味方刑法では、犯罪者を社会に害をなす敵としてとらえるようになることを指摘する。当然、犯罪者を自分たちの仲間である市民とみなすか、敵とみなすかでは対応方法も異なる。敵味方刑法のもとでは、テロリストや性犯罪者を想定しながら、犯罪者を危険源としてあらかじめ排除しようということになる。刑事法的な表現で言えば、従来の人権保障的、謙抑的な刑法から脱却し、可罰性の広範な前倒しが行われることになる。敵とみなされた以上犯罪者の人権を考慮する必要はなくなるのである。この延長線上にあるのが、アメリカ大統領選の合言葉ともなったWar on DrugやWar on Crimeであるのかもしれない。まさに、犯罪(者)という敵との戦争なのである。このように両者に共通しているのは、犯罪者が、自分たちの仲間ではなく、危険な敵とみなされ、排除されていく様子を説明したことにある。この延長線上にあるのは、いわゆる排除と包摂(social inclusion and exclusion)の議論¹⁵であり、それは、どのようにして現代社会に即した形で排除型から包摂型に転換していくのかという議論につながっていく。この枠組みの中で、最近の環境犯罪学の台頭を考えると、とても分かりやすい。環境犯罪学のすべてがそうではないが、それを受け入れる人の意識には、外からコミュニティに侵入してくる不審者である他者をいかに排除するかがテーマになるからである。世間で流行っている環境犯罪学には、犯罪者の更生や共生という発想はない。ただ、これは思想的な議論で見ると、とても分かりやすく結びつくということであり、英米の犯罪学会における環境犯罪学はとてもマイナーな存在であることは指摘しておきたい。いずれにせよ、社会的排除の機論は、それはそれで面白いが、思索や理念が先行しがちであるため、やや実証的な議論になりにくいところがある。

¹² アジアの死刑の動向から日本の厳罰化を研究したものとしては、Johnson, T.D., 2008, "Japanese Punishment in Comparative Perspective," *Japanese Journal of Sociological Criminology*, 33 を参照願いたい。Johnsonは、厳罰化と死刑は異なる原理で動いていると指摘している。

¹³ Garland, D., 2001, *The culture of control*, Oxford: Oxford University Press.

¹⁴ 松宮孝明 2007、「敵味方刑法」(Feindstrafrecht)という概念」、法の科学、第38号: 21-30.

¹⁵ この観点からは、本誌の読者であれば、Jock YoungやZygmunt Baumanの方がなじみが深いかもしれない。

一方、ニュージーランド・ビクトリア大学のPratt¹⁶は、厳罰化をPenal Populismという視点から研究している。彼の著書の中で、Prattは、Penal Populismを次のように述べている。

「Penal Populismにおいては、戦後の刑事政策を形作っていた多くの前提がひっくり返され、刑罰を運用・執行する権力構造の劇的な再構成が行われる。そこでは、より多くの刑務所が必要とされ、刑罰は、市民から隠されたところで役人によって密かに執行されるものではなく、より劇場的なものとなり、刑事司法の専門家の知識よりも一般市民の常識が優先される。同様に、広く市民の代弁者を自任する個人や市民団体と政府との関係がそれまで以上に緊密なものとなり、司法官僚と政府との結びつきが弱まっていく。その結果、そうした個人や市民団体の考えが刑事政策に強く反映されるようになる。」

つまり、Penal Populismとは、「法と秩序」の強化を求める市民グループ、犯罪被害者の権利を主張する活動家やメディアが一般市民の代弁者となり、政府の刑事政策に強い影響力を持つような一方、司法官僚や刑事司法研究者の意見が尊重されなくなる現象でもある。Prattは、ニュージーランドにおけるPenal Populismが進行する過程の特徴として、犯罪や刑罰の議論において、社会科学における研究成果よりも、むしろ、個人的な体験、常識や逸話といったものが重視されるようになり¹⁷、人々は、複雑な問題に対して、分かりやすく常識的な言葉で解決策を語る者に対する信頼感を高めていく現象が起きると指摘している。特徴的な出来事として、Prattは、ニュージーランドで、何の落ち度もない無力な母親を残酷な犯罪によって傷つけられた被害者の息子がカリスマ的な被害者となり、国民に対して、「自分の母親があのように無残に傷つけられるということは、つまり、他の誰もが同様に犠牲者になる可能性があるということである。彼女は、我々の上にいつ降りかかってくるかわからない危険な犯罪の生きた証である。」というメッセージを投げかけた事例を紹介している。このメッセージが、ニュージーランドでは、市民の安全を守ることでできなかった無力な刑事司法に対する怒りを生み出し、加害者に対する厳罰要求へとつながっていった。ちなみに、ニュージーランドでも、厳罰化が進行していた時期には、市民感覚とは逆に、犯罪は増加していない。Prattは、社会保障に対する信頼感が少なく、自分の身は自分でも守るしかないと考える市民の多い国ほど、こうしたPenal Populismに対する抵抗力が弱いとも指摘している。日本はどうだろうか？

さて、PrattのいうPenal Populismは、現在日本で起きている厳罰化によく似てはいないだろうか。小泉改革以来、経済をはじめとする複雑な社会現象に対して、力強く、常識的で、分かりやすい解決策がもてはやされるようになった。山口県光市で発生した母子殺害事件は、その事件そのものだけでなく、9年間にわたって続いた公判の様子が、マスコミを通じて大々的に報道され、多くの市民の関心を引いた。ここでも、ニュージーランドと

¹⁶ Pratt, J., 2007, *Penal Populism*, London and New York: Routledge.

¹⁷ これに対しては、統計などの研究成果よりも、メディアにおいては、逸話(narrative)の方が強い説得力をもち、それが分かりやすい世界を作り出すと指摘がある。(Fiske, J., 1987, *Television culture*, London: Routledge.)

同様に、殺害された被害者の遺族がカリスマ的な被害者となり、事件や公判の様子は、この被害者遺族の言葉を通して様々なメディアで報道され¹⁸、世論の強い支持を背景に、検察官の控訴、上告によって、無期懲役刑判決が破棄され、差し戻し控訴審において死刑判決が下された。この間、治安対策や刑事政策の分野でも、警察官の増員、監視カメラの設置や厳罰化が次々と打ち出された。

さて、日本の厳罰化はニュージーランドと同様の **Penal Populism** によって説明できるのであろうか。詳しくは、10月に発刊される『犯罪社会学研究』（現代人文社）を読んでいたが、Pratt のいう **Penal Populism** の基本は、マスコミを通して語られる市民団体や被害者支援の活動家の体験に基づいた常識的で分かりやすい声によって、司法官僚を含む専門家が刑事政策の蚊帳の外に追いやられた結果、厳罰化が進行することにある。この観点から、刑事司法統計や法改正等の議事録を通して日本の厳罰化を見つめ直してみるとニュージーランドとはやや異なった姿が見えてくる。もともと、**Penal Populism** はアメリカのように裁判官や検察官が選挙で選ばれるなど、司法官僚の人事が政治的な影響を受けやすい制度を持っている国で起こりやすい。日本の裁判官や検察官は、司法官僚と呼ばれるように、巨大な官僚機構の一員であり、終身雇用制度のもと人事は政治からほぼ独立している。したがって、ある意味、彼らのキャリアは、官僚組織の論理で動いており、最高裁や検察首脳といった人事に影響のある人たちが市民感情や世論を重視すれば、そこを通して一定の影響は受けるが、それを除けば市民感情や政治の影響が入り込む余地はない。つまり、国際比較的な観点から見ると、日本は、制度的にみて、**Penal Populism** の影響に対して最も強い抵抗力を有している国だといえる。このことを前提に、近時の日本の厳罰化の過程を見てみる。司法統計を仔細に検討すると明らかであるが、**図 5** を見れば明らかのように、日本の刑罰は、その 80%以上が事実上検察官によって運用されている。裁判所には、検察官の処分や意見に対する拒否権があるが、それは統計的(量的)に見た場合、象徴的な意味を持つにすぎず、現実には、検察官の提出書類に基づいて、検察官の処分を追認する作業に終始している。さらに、刑法や刑事訴訟法の改正や裁判員制度の創設を含めて、近時の厳罰化に向けた量刑等の動きは、市民や被害者遺族の声によって動き出したものであるが、すべて司法(法務)官僚である行政にいる検察官を通して実現されたものであり、詳細に見てみると検察官の権限が縮小された制度改革はまったくない。たとえば、刑罰運用の中で、検察官が唯一手を出せないのが家庭裁判所での決定であるが、2000年の少年法の改正も、この視点から見れば、原則逆送(検察官送致)など家庭裁判所の裁判官の裁量が縮小し、検察官の関与が拡大する方向での改正となっている。また、2004年の刑法改正において殺人の法定刑の下限が3年から5年に引き上げられたことについても、原則、殺人については、裁判官は、執行猶予判決が出せなくなり、裁判官の裁量が縮小した改正であるともいえる。また、厳罰化とは逆方向の改正であるが、2005年の刑法改正による窃盗罪への

¹⁸ メディアにおける犯罪報道のドラマ化については、Cavender, G., 2004, "Media and crime policy," *Punishment & Society*, 6(3), 335-348.を参照されたい。

罰金刑の導入についても、うがった見方をすれば、検察官が窃盗を略式請求できるようになった改正であり、検察官の裁量が拡大したと評価することもできる。

いずれにしても、日本の厳罰化は、組織上、検察官(いわゆる法務・検察)が、それを了承しなければ実現不可能であり、その端緒(原動力)が、アメリカやニュージーランドのようにマスコミを通して語られる市民団体や被害者支援の活動家の事例に基づいた常識的で分かりやすい声が世論を作り出したPenal Populismにあることは間違いないが、その声は、いわゆる司法官僚である法務・検察を動かし、むしろ彼らがPenal Populismを追認する形で実現されたものである。つまり、ニュージーランドと日本の違いは、司法官僚や刑事法の専門家が厳罰化への抵抗勢力とはならず、むしろ世論と一体となって厳罰化を押し進めた点にある。その意味で、日本の厳罰化は、PrattがいうPenal Populismとはやや異なるものであり、ポピュリズムによって、日本の刑事司法における検察官の影響力はまったく弱まっていない。その意味で、厳罰化にどこで歯止めがかかるのかは、実は司法官僚としての検察官の果たす役割が大きいともいえる。もし、死刑廃止を含む日本の厳罰化政策の転換を求めるのであれば、働きかける相手は、一般市民ではなくむしろ検察官かもしれない。事実、耳目を集めるような殺人事件に対しては、検察官は死刑を求め続けるなど厳罰化の手を緩めてはいないが、2005年ぐらいから全体として公判請求人員が減少し始め、財産犯を中心に不起訴率が急激に増加し始めている。その結果、新たに懲役刑を言い渡される受刑者数が減少し、刑期の長期化にも歯止めがかかり始め、刑務所の過剰収容が少しずつ緩和されつつある。これは、検察庁が刑務所の過剰収容に一定の配慮をしている可能性も少しはあるが、主としては、最近の冤罪(無罪)事件や裁判員制度の導入を踏まえて、検察庁が起訴基準を、同じ法曹である裁判官が有罪としていた基準から、一般人である裁判官が有罪にできる基準に、厳格化(適正化?)し始めた可能性がある。また、積極的に公判請求をするということは、それだけ検察官の事務量が増えることであり、一人の検察官が適切に処理できる事件件数には、当然限界がある。このように、日本の刑事司法を理解する上で忘れてはならないのは、裁判官や検察官といった日本の司法官が、国土交通省や財務省などと同様に巨大な官僚機構の一員であり、その判断基準や行動原理も、法律の専門家としての判断であると同時に、官僚組織の一員としての枠を超えたものにはなりにくい点にある¹⁹。

Penal Populismに代表される厳罰化の流れは、先進各国を席卷しつつある。少なくともPenal Populismの、「ユビキタス社会や被害者支援運動の高まりを背景に、人々が、犯罪という複雑な問題に対して、メディアを通して分かりやすく常識的な言葉で解決策を語る者に対する信頼感を高め、世論における厳罰化圧力が高まっていく」という部分は、フラン

¹⁹ 裁判官は、形式的には、判決の最終決定者であり、理論的には、検察官による処分や意見等を覆せる立場にあるが、実務上は、検察官や弁護人から提出された証拠を評価する受け身の立場であり、結果として、圧倒的な量の証拠をそろえる検察官の意思を追認しやすい。また、裁判官も裁判所に所属する司法官僚であるが、三権分立の建前から、法務・検察に出向した上でなければ立法行政に携わることはできない。

ス、ドイツやスカンジナビア諸国を含めて各国に共通してみられる現象である²⁰。しかし、実際の厳罰化の程度は、国によってかなり異なっている。アメリカのように 200 万人を超える人が刑務所に収容され、700 万人以上の人何らかの刑事司法の監視下にあるような国もあれば、スカンジナビア諸国のように市民からの厳罰化要求に政府が抵抗し、刑務所人口の増加を最小限に抑えている国もある。これは、それぞれの国における政治体制の違い、文化や教育の違いからくる刑罰や犯罪・犯罪者に対する考え方の違い、刑事司法制度の違い(刑事司法を実質的に誰が運営しているのか)、裁判官や検察官といった司法官僚の養成の仕方の違いなどによる。先に紹介した『犯罪社会学研究』の特集では、日本の厳罰化を **Penal Populism** 及び国際比較の観点から、厳罰化が誰によってどのように進化したのかを検討する。まず、厳罰化が極端に進んだアメリカや日本同様に、伝統的に修復的司法の観点が刑事司法に生かされてきたとされていたニュージーランドの厳罰化の実態やその原因を検討する。その上で、厳罰化に対して最も抵抗力があるとされるフィンランドを中心とするスカンジナビア諸国の刑事政策を検討することで、厳罰化や **Penal Populism** に対する対抗策を探る。興味のある方は、こちらもぜひご一読願いたい。

Penal Populism が進む中で導入される裁判員制度が量刑にどのような影響を与えるのかは不透明である。普通に考えれば、厳罰化が進むと考えるのが妥当であるし、最高裁判所が行った市民と裁判官を対象としたアンケート調査(仮定事例に対する量刑)でも、死刑・無期判決を含めると、一般市民の方が重罰に傾きやすい傾向が示されている。しかし、それは、マスコミを通じた犯罪者に対するイメージに影響されたもので、法廷で現実の被告人を前にしたときにもそれが維持されるのかは、人間としての被告人をどれだけ表現できるのかという弁護人の力量にもよるし、裁判官がどれだけ議論をリードできるのかにもよるし、やってみなくてはわからない。ただ、同時期に、被害者の公判参加も開始され、被害者遺族が被害の悲惨さを訴え、厳罰化を求めた場合には、その影響をかなり受けることになるだろう。いずれにしても、裁判所や法務省には、裁判員制度を評価する上でも、裁判員の量刑意識などに関する実証的な調査研究を望みたい。

最後に、テーマの重複の関係から、本稿は、筆者が 2008 年に執筆した以下の 3 つの原稿を基に加筆修正したものであることとお断りしておく。

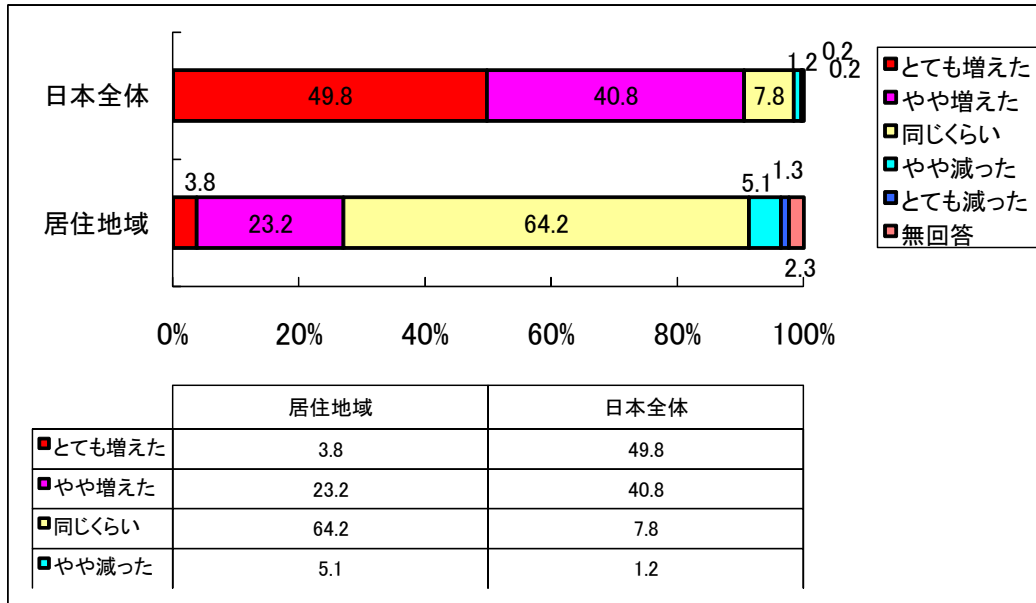
(1) 「治安悪化の真実とその対策」、こころの科学(日本評論社) 139 号

(2) 「犯罪者とはどんな人たちか?」、現代のエスプリ(至文堂)『加害者臨床—憎しみの環を断つために』491 号

²⁰ フランスについては、Daems, T., 2007, “Engaging with Penal Populism: the case of France”, *Punishment & Society*, 9(3), 319-324. スウェーデンについては、Demker, M., et al., 2008, “Fear and punishment in Sweden: exploring penal attitudes”, 10(3), 319-332. を参照されたい。いずれも、それぞれの国において法廷やメディアにおける犯罪被害者の存在の台頭が厳罰化圧力を高めていることを指摘している。特に、スウェーデンでは、タブロイド紙が、犯罪を犯罪被害の悲惨さを中心に描くようになった結果、加害者が悪魔的に描かれ、市民の厳罰感情が煽られていると指摘している。

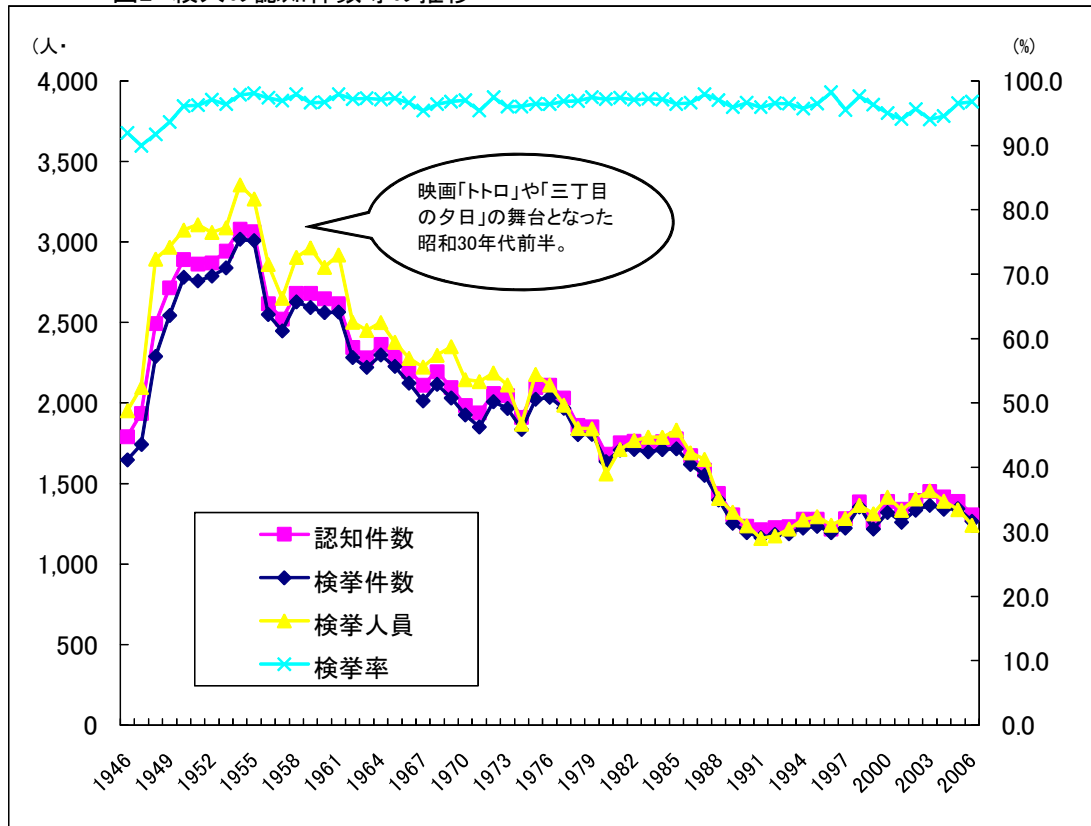
(3) 「Genbatsuka: Growing Penal Populism and the changing role of Public Prosecutors in Japan?」、犯罪社会学研究(現代人文社)『Globalized Penal Populism and its countermeasures』 33号(2008年10月刊行予定)

図1 2年前と比較して犯罪が増えたと思いますか？



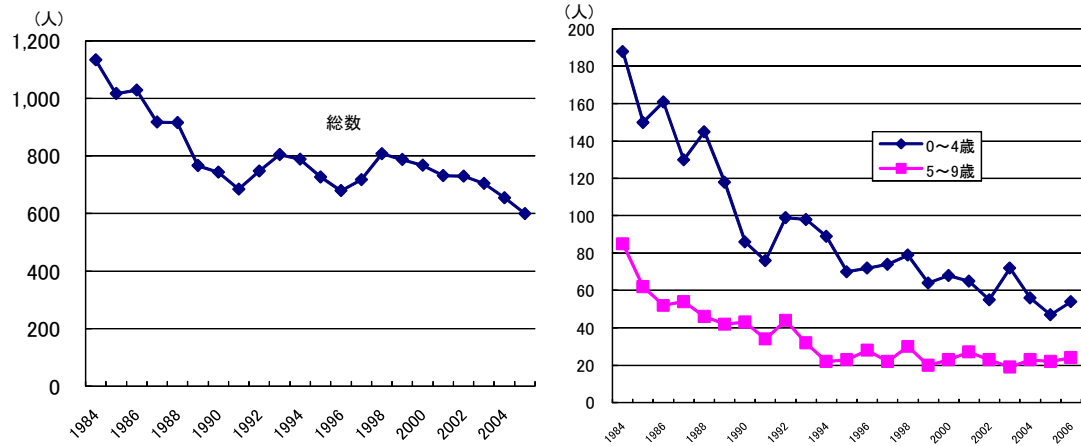
出典：2006年に筆者が実施した犯罪被害調査による。

図2 殺人の認知件数等の推移



注：警察庁の統計による。

図3 年齢層別加害にもとづく傷害及び死亡人員の推移



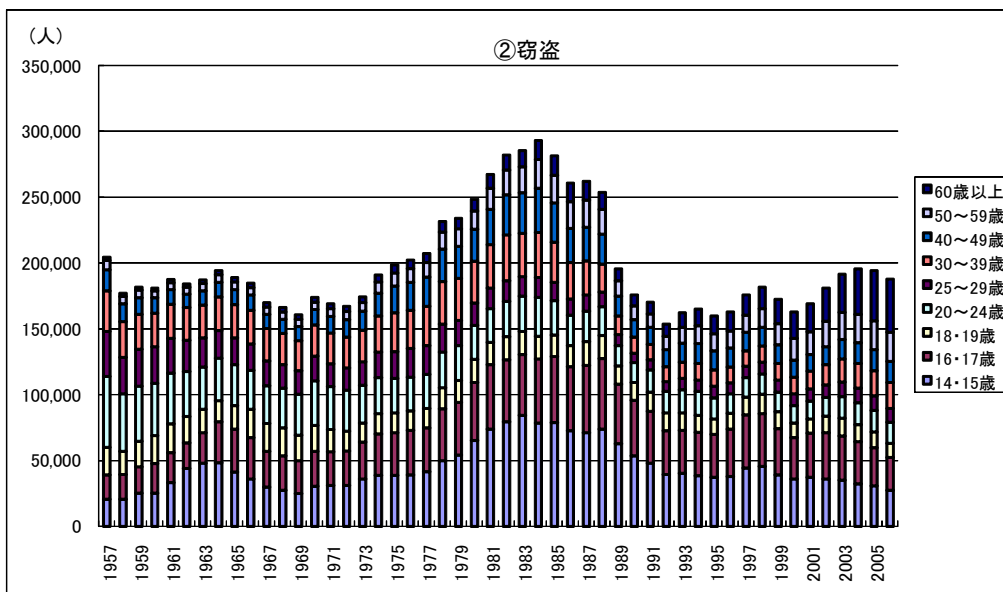
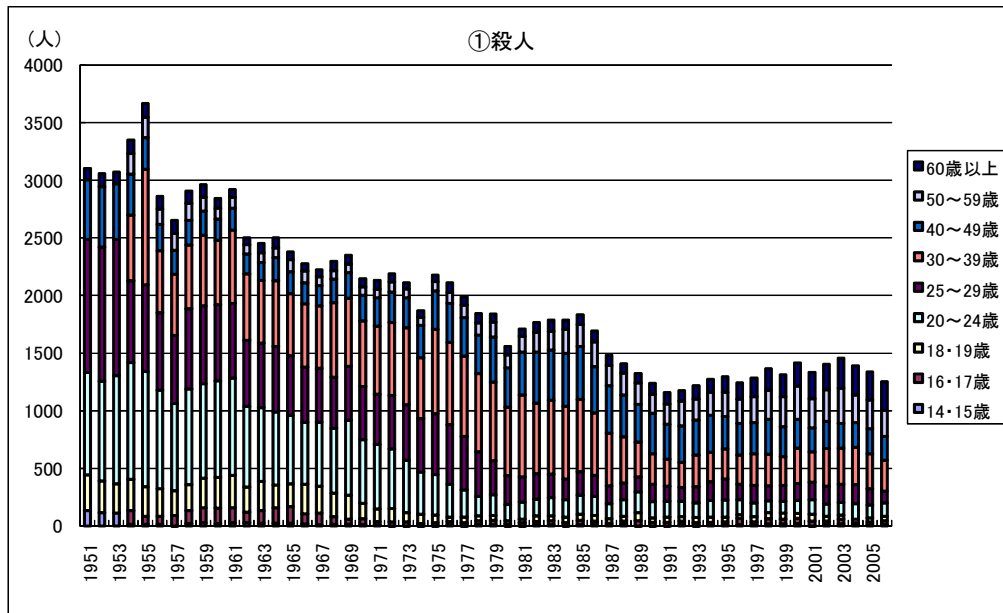
出典: 人口動態統計による。

表1 ICVS2000及びICVS2004に見る犯罪被害率・警察通報率

	犯罪被害率		警察に対する通報率	
	2000	2004	2000	2004
自動車盗	0.7	0.7	61.5	100.0
車上盗	5.7	7.1	41.7	64.3
自動車損壊	16.8	15.5	20.9	21.5
バイク盗	12.4	10.3	72.7	75.0
自転車盗	27.3	23.2	36.1	48.1
不法侵入	4.1	3.9	61.1	64.2
不法侵入未遂	2.6	2.7	36.2	19.3
強盗	0.6	0.3	30.8	28.6
窃盗(すり等)	2.7	2.2	43.3	33.3
性暴力	2.7	2.5	9.7	14.8
暴行・脅迫	2.1	1.1	21.3	50.0

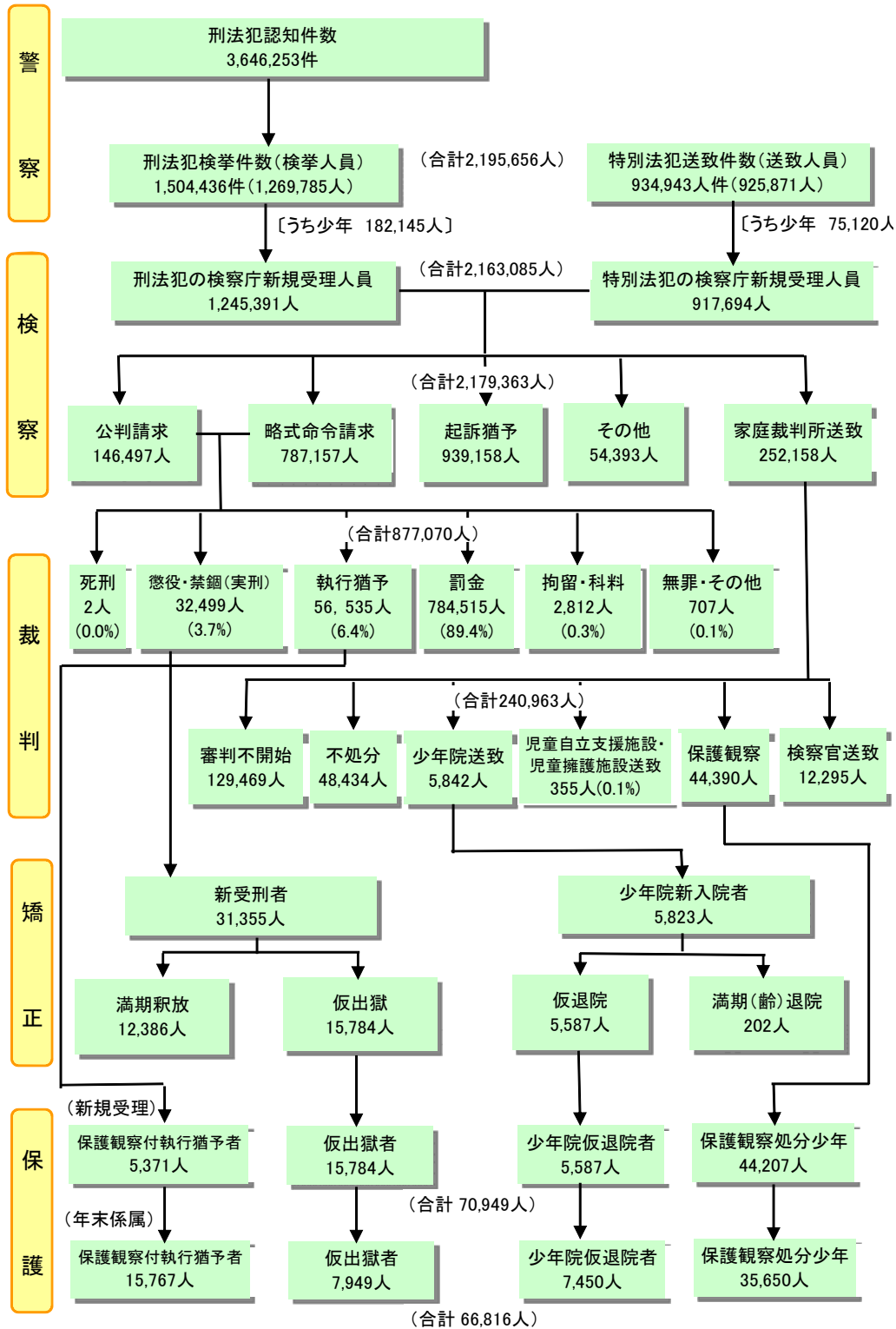
出典: 平成16年版犯罪白書

図4 年齢層別殺人・窃盗検挙人員の推移



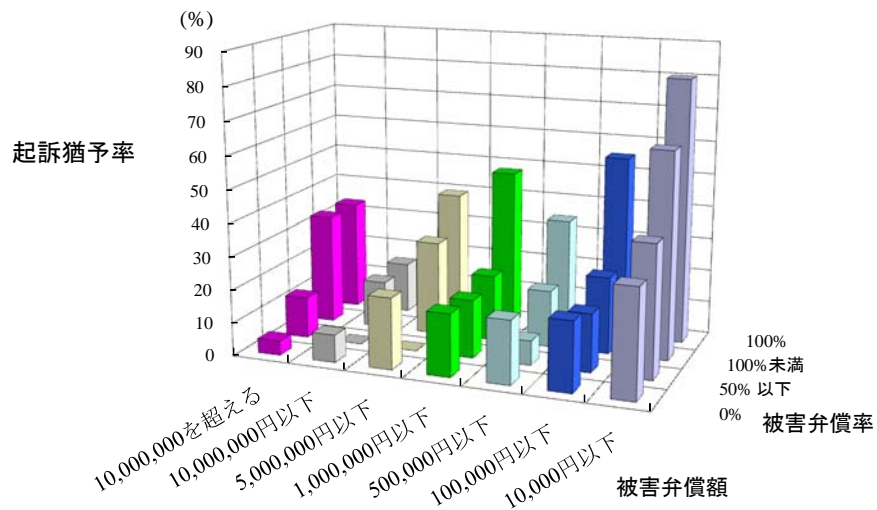
注：警察庁の統計による。

図5 刑事司法の流れと主要データ



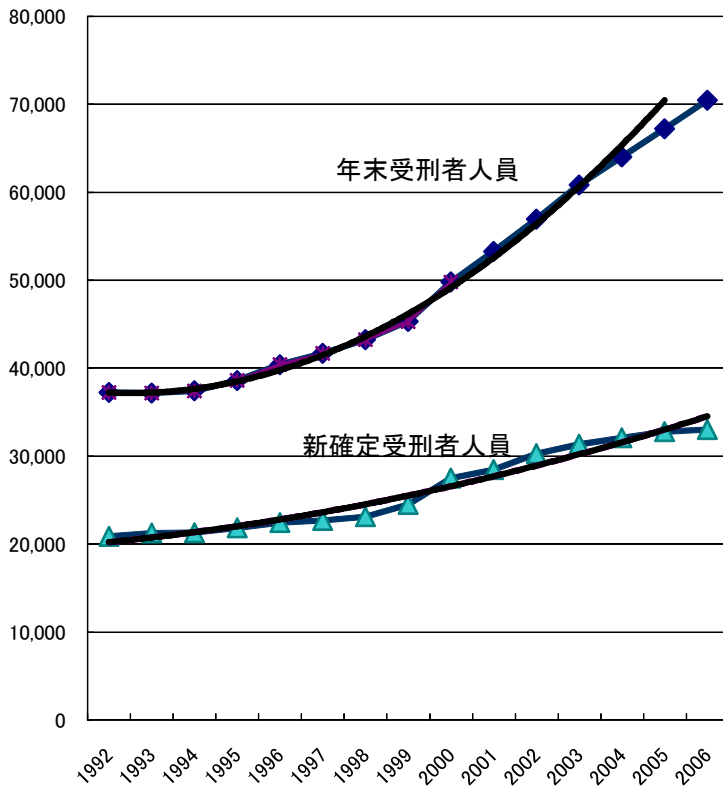
* 数値はいずれも平成15年

図6 財産犯の被害額・被害回復率と起訴猶予の関係



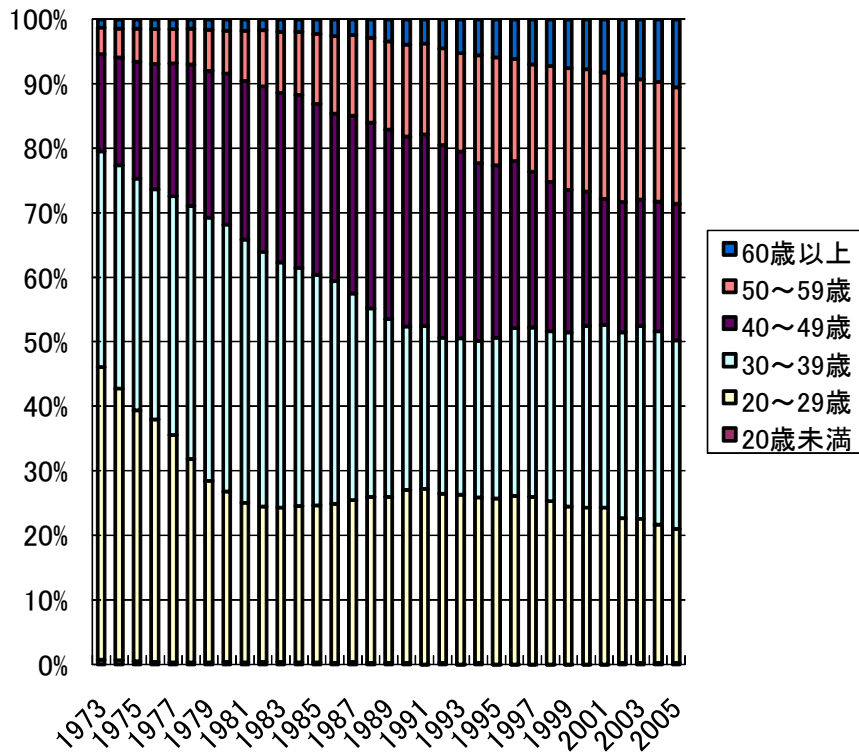
出典：平成11年版犯罪白書から作成。

図7 年末・新確定受刑者人員の推移



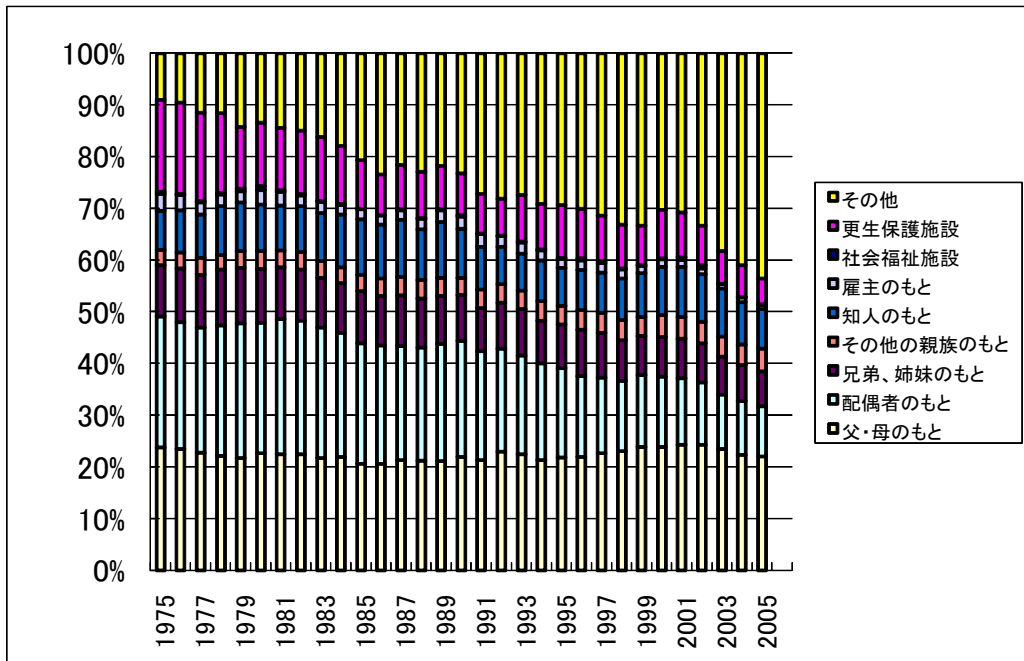
出典： 矯正統計年報による。

図8 新受刑者の年齢層別構成比の推移



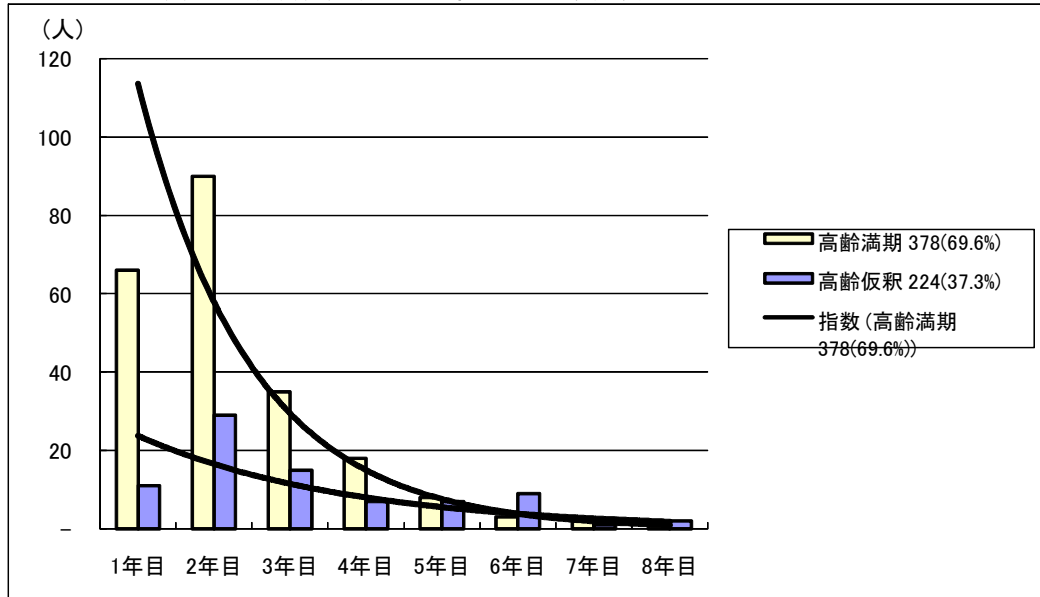
出典： 矯正統計年報による

図9 満期釈放受刑者の帰宅先(構成比)の推移



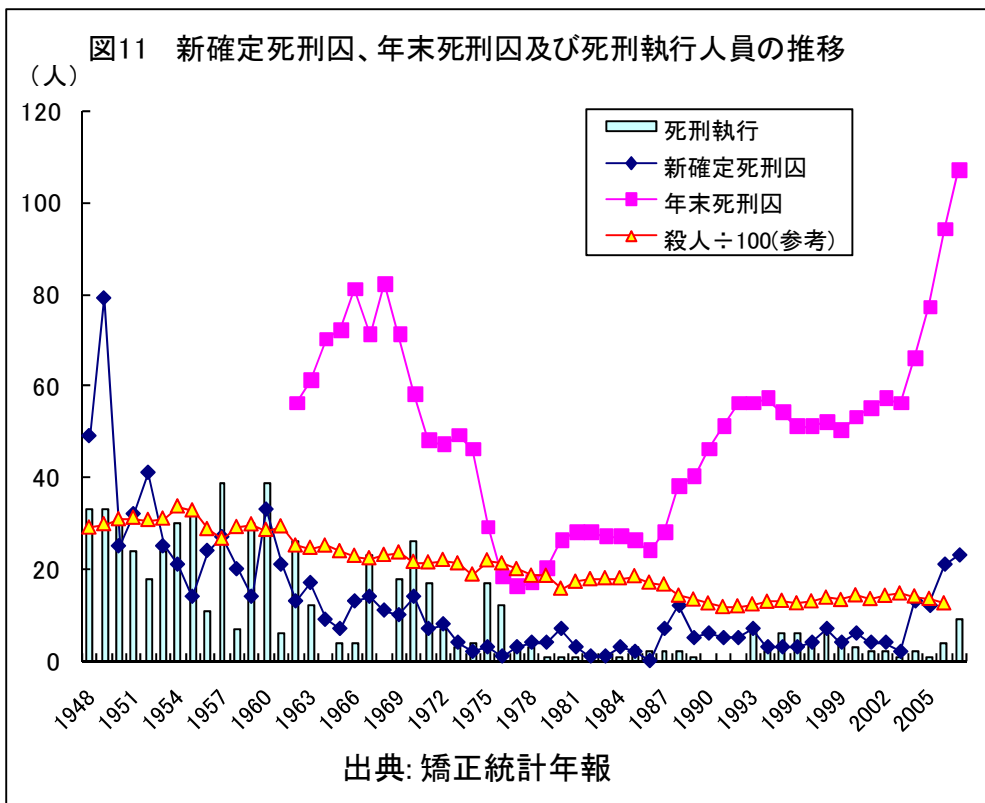
出典： 矯正統計年報による。

図10 65歳以上の高齢受刑者の再入状況(1996年釈放)

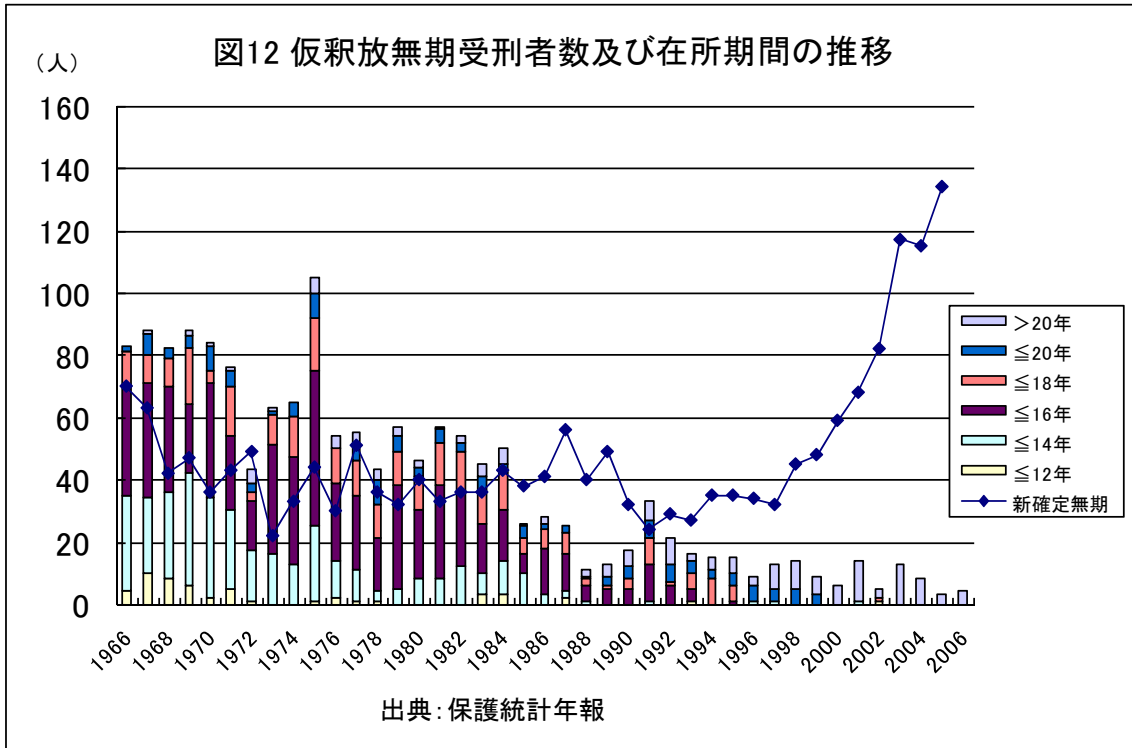


出典: 法務総合研究所研究部報告37による。

図11 新確定死刑囚、年末死刑囚及び死刑執行人員の推移



出典: 矯正統計年報



『現代思想』08年10月号から



ふるさとの会



ふるさとへの会のミッション

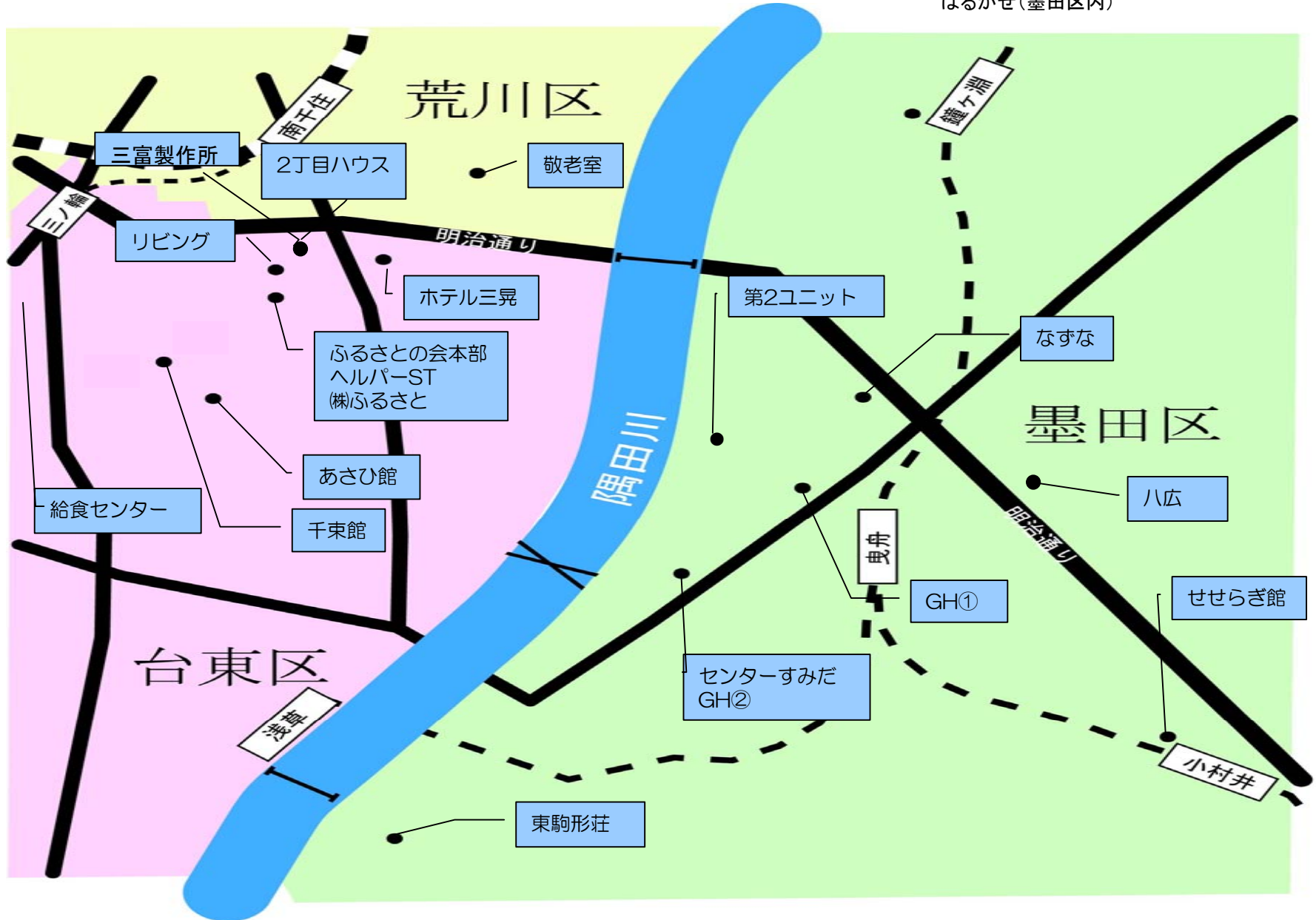
生活困窮者が地域のなかで、安定した住居を確保し、安心した生活を実現し、社会のなかで再び人としての役割や尊厳・居場所を回復するための支援を事業として行うこと

多様・継続→包括（地域）



地域ケアエリア

女性施設
日の出館(台東区内)
はるかぜ(墨田区内)



法人概要

名称: ふるさとの会

所在地: 東京都台東区

従業員数: 142名(常勤45名、非常勤97名)

ふるさとの会
関連団体

法人構成

年間事業規模

08年度 約6億円(予測)



NPO法人 自立支援センター ふるさとの会

(1999年 認証)

ボランティアサークルふるさとの会

(1990年 設立 夏祭り・越年事業等)

有限会社ひまわり

(2002年設立 介護事業)

株式会社ふるさと

(2007年設立 建物清掃・賃貸借保証事業)

有限責任事業組合 新宿・山谷ネットワーク

(2008年設立 就労支援相談事業)

すまい・まちづくり支援機構

(2009年NPO認証予定 企画起業支援事業)

更生保護法人 同歩会

(2009年認可予定 更生保護相談事業)

ふるさとへの利用者像

主たる支援対象者

① 稼働層

働くことの可能な生活困窮者、自立支援センター・更生施設等の入所者、「ネットカフェ難民」、様々な就労阻害要因を抱えた要保護者

② 非稼働層

高齢・疾病・障がいを持つ生活困窮者



①稼働層

就労支援ホーム

2丁目ハウス(男性)10名

年齢層

20代:3名

30代:3名

40代:1名

50代:2名

60代:1名

疾病及び障がい認定

愛の手帳4度:1名

アスペルガー・発達障害疑い:1名

統合失調症等:4名

内科外科疾病:4名

就労支援ホーム

はるかぜ(母子・女性)3世帯

年齢層

0歳 :1名

30代:2名

40代:1名

疾病及び障がい認定

うつ :1名

内科 :1名

世帯構成

単身 :2世帯

母子(生後4ヵ月):1世帯

①稼働層（就労支援ホーム 17名）

氏名	性別	年齢(層)	前職	支援前居住地	路上歴	備考
A	男性	30	派遣	ネットカフェ	1ヶ月	アスペルガー、発達障害の疑い
B	男性	60	建設日雇	友人宅・サウナ	0	糖尿病、高血圧
C	男性	30	派遣	ネットカフェ	0	愛の手帳4度
D	男性	50	非正規	友人宅・サウナ	0	腰痛
E	男性	30	派遣	サウナ	0	HIV
F	男性	50	建設日雇	サウナ・路上	3か月	胃潰瘍、適応障害
G	男性	20	派遣	社員寮	0	適応障害
H	男性	20				統合失調症、触法
I	男性	20	非正規	ゼロゼロ物件	数日	鬱
J	男性	40	非正規	路上	8か月	右腕骨折
K	男性	60	タクシー	簡易宿泊所	0	借金、法外
L	男性	60	自営業	路上	4年	借金、法外
M	男性	50	警備	簡易宿泊所	0	糖尿病
N	男性	50	自営業	アパート	0	借金、法外
O	女性	30	介護補助	内縁の夫宅	0	母子(4ヵ月)
P	女性	40	派遣	社員寮	0	鬱・眠剤服用
Q	女性	30	派遣	友人宅・ネットカフェ	0	高血圧

②- I 非稼働層(宿泊所、支援付住宅、GH) 合計202名

介護

※要介護認定

要支援1：6名

要介1：38名

要介3：25名

申請中：1名

計120名(59.4%)

要支援2：11名

要介2：32名

要介4：6名

要介5：1名

【年齢構成】202名総計

30代	7名
40代	10名
50代	30名
60代	80名
70以上	77名

認知症患者(要介護認定問わず)

47名(23.2%)

(65歳以上が125名61%)

3障害、要介護認定等のいずれかに該当する
177/202(87.6%)

②-Ⅱ 非稼働層(宿泊所、支援付住宅、GH) 合計202名

3障がい 手帳取得者

計68名 (33.6%)

療育手帳 (愛の手帳)

4度：5名

計5名 (2.4%)

精神障がい者保健福祉手帳

1級：2名

2級：21名

3級：4名

手続中：1名

計28名(13.8%)

身体障がい者手帳

1種1級：8名

2級：10名

3級：4名

4級：9名

5級：2名

2種2級：1名

4級：1名

計35名(17.3%)

3障害 手帳未取得 計30名(21.5%)

知的 7名(5.0%)

精神 23名(16.5%)

二種社会福祉事業宿泊所 利用者像

(2009年1月現在 在籍102名)

【精神疾患】 34名 33.3%

*精神障がい者保健福祉手帳12名 : 11.7%
 うち1級 : 2名 2級 : 8名 3級 : 1名 手続中 : 1名
 認知症 (疑い含む) 22名 : 21.5%

【知的障がい】 5名 4.9% (うち3名は疑い)

*療育手帳 (愛の手帳) : 1名 (4度) 0.98%

【要介護認定】 62名 60.7%

支援1 : 2名 支援2 : 4名
 要介1 : 20名 要介2 : 16名 要介3 : 16名 要介4 : 4名 (65歳以上が59名57%)

【身体障がい者手帳】 17名 16.6%

うち1種1級 : 4名 2級 : 3名 3級 : 1名 4級 : 6名 5級 : 1名
 2種1級 : 1名 4級 : 1名

【精神または知的と介護の重複】 3名 2.9%

【上記のいずれかに含まれる人】 86名 84.3%

【年齢構成】

30代	2名
40代	4名
50代	15名
60代	43名
70以上	37名

支援付住宅 ふるさとホテル三晃利用者像

(2009年1月現在 在籍81名)

【精神疾患】 32名 40%

認知症16名 (20% うち3名は疑い) 認知症以外の精神疾患16名 (20%)

*精神疾患の重複2名

*精神障害者保健福祉手帳6名 3% うち2級:4名 3級:2名

【知的障害】 6名 7% (うち2名は疑い)

*療育手帳 (愛の手帳) 3名 4% うち4度:3名 4%

【要介護認定】 46名 57% (うち申請中1名)

支援1:4名 支援2:6名

要介1:14名 要介2:11名 要介3:8名 要介4:1名 要介5:1名

*脳卒中32名 40%

【身体障害者手帳】 16名 20%

うち1級:3名 2級:7名 3級:2名 4級:3名 5級:1名

【精神または知的と介護の重複】 20名 25%

【上記のいずれかに含まれる人】 70名 86%

(その他11名の平均年齢72歳、がん患者、在宅酸素、触法要保護者等)

【他施設からの受け入れ】 病院40% 宿泊所18% 更生施設9% その他6%

【緊急入所】 10名 13%

【年齢構成】

30代	1名
40代	4名
50代	13名
60代	33名
70以上	30名

(65歳以上が53名65%)

東駒形利用者像

(2009年1月現在 在籍12名)

【精神疾患】 9名 75%

認知症9名 (75% うち3名は疑い)

精神疾患の重複1名

*精神障害者保健福祉手帳2名 : 17%

【年齢構成】

60-64歳	0名
65-69歳	3名
70歳以上	9名

(65歳以上が12名100%)

【知的障害】 0名 0%

【要介護認定】 12名 100%

支援1 : 0名

支援2 : 1名

要介1 : 4名

要介2 : 5名

要介3 : 1名

要介4 : 1名

【身体障害者手帳】 3名 25%

【精神または知的と介護の重複】 9名 75%

【上記のいずれかに含まれる人】 12名 100%

【他施設からの受け入れ】 病院33% 宿泊所50% その他17%

③地域居宅・移行層(アパート) 合計513名

・3障害 手帳取得

身体障がい者 6級:1名(0.1%)

・要介護認定

要介護3: 1名(0.1%)

要介護1: 1名(0.1%)

未取得

療育手帳 6名(1.1%)

精神 12名(2.3%)

身体 3名(0.5%)

介護 9名(1.7%)

【年齢構成】

20代	1名
30代	7名
40代	44名
50代	190名
60代	208名
70代	47名
80代	1名

(65歳以上が129名25%)

この10年間の取組み

- 「応急援護」の限界から「居場所づくり」へ
(ボランティアの炊き出し) (高齢路上生活者自立支援センター・共同リビング)
- 「社会的入院」という課題にぶつかる
(ふるさと千束館・日の出館)
- 要介護対応の宿泊所開設 ヘルパーステーションの設置
(ふるさとあさひ館・せせらぎ館)
- 支援付住宅の開設 居住支援＋社会サービスによる問題解決への筋道
(ふるさと東駒形荘・ふるさとホテル三晃)

主に非稼働層をNPOが支援

高齢・疾病・障がいを持つ 低所得者をめぐる状況

- 「社会的入院」から「社会的退院」
への潮流変化
診療報酬改定：出来高制→定額制→区分制
- 家族で支えられなくなった高齢者の増大
介護療養型病床の廃止（厚労省）2012年全廃撤回
→老老介護
介護する人の約1割が80歳以上の高齢者
介護者の3人に1人は70歳以上（厚生労働省：07年国民生活基礎調査）
- 地域における居住確保の困難と遠隔化

課題は「居住支援」 地域での受け皿づくり

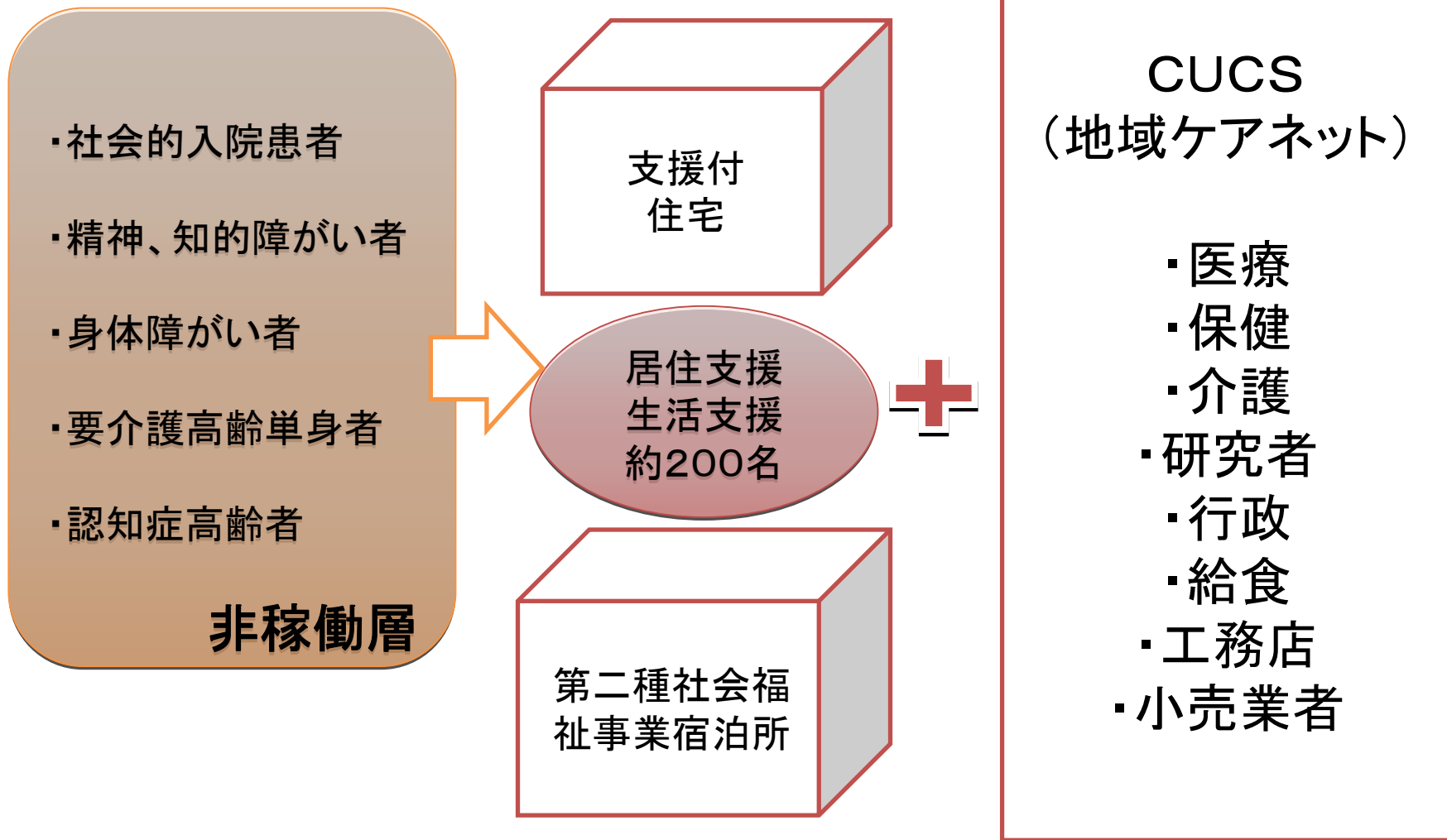
- 問題解決の基点は居住支援から
- 地域の社会資源をコーディネートする生活支援



支援付住宅

＝居住・生活支援＋社会サービス

居住支援と社会サービスのリンクが
ソーシャルインクルージョンを実現する





支援付住宅
東駒形荘(墨田区)



支援付住宅
ホテル三晃(台東区)



第二種社会福祉事業宿泊所
あさひ館(台東区)

第二種社会福祉事業宿泊所
千束館(台東区)



居住・生活支援

居住・生活支援と社会サービス

- ① 24時間365日職員常駐
 - ② 食事提供
 - ③ 服薬サポート
 - ④ 社会サービスコーディネート
 - ⑤ 金銭管理・各種手続き代行など
- 中間施設

第二種社会福祉事業宿泊所
せせらぎ館(墨田区)



精神障がい者グループホーム
ふるさとホーム(墨田区)
2ユニット

第二種社会福祉事業宿泊所
日の出館(台東区)
女性専用



地域社会資源との連携、
地域における危機感の共有

- 多様な利用者受け入れ
雑多性 【mixed community】
- 多様性を支える地域ケアネット
CUCS
【Conference for Urban Community Services】

ヘルパーステーションと給食センター

ヘルパー派遣事業(訪問介護ステーション)

「ヘルパーステーションふるさと」は、ふるさとの会各宿泊所や地域で一人暮らしの介護が必要な高齢者等にヘルパーの派遣を行っています。また、ホームヘルパー育成により、ヘルパー2級取得による就労自立を目指す男性のための資格取得後の受け皿としての機能も持っています。介護福祉を担う男性ヘルパー育成の場としての役割も担っています。

2003年10月より居宅介護支援事業を開始し、現在は、ケアプラン作成からヘルパー派遣までトータル的なサービスの提供を行っています。

・この事業は、宿泊所運営と介護サービスの提供を明確に分離するため、2002年9月より「有限会社ひまわりヘルパーステーションふるさと」の事業として運営しています。

事業者番号:1370601245



2005年12月22日に給食センターを開設しました。ふるさとホテル三晃の立ち上げに伴い、ふるさとの会が運営する宿泊所および自立援助ホームでの配食を効率よく行い、また利用者さんの生活の質の向上のため、一元化することとしました。味、栄養価ともに均一な3食をきちんと提供することで、生活のリズムを整えてもらいたいと考えています。

現在、各施設の賄いさんに混じって地域移行支援事業でアパートへの入居をされた方たちが力をあわせて、6ヶ所の宿泊所および自立援助ホーム(朝昼夕)およびいろは商店街で行っているリビングサービスの利用者さん(昼のみ)へ、毎日合計約600食の調理および配達を行っています。

地域ケア連携をすすめる会

共同呼びかけ人 代表

浅草病院医師 本田徹
友愛会理事長 吐師秀典
ふるさとの会理事長 佐久間裕章

所属一覧

【在宅診療・看護・介護・薬局等】

かとう医院(事務長)、浅草病院(医師、看護師、MSW)、亀戸中央通りクリニック(コーディネーター)、塩川内科(院長)、川崎メンタルクリニック(院長、PSW)、入谷歯科(部長)、スズキ鍼灸整骨院(院長)、コスモ薬局(代表取締役)、げんきケアサービス(代表取締役、相談員)、アイ・サポート(代表取締役)、あさくさ地域包括センター(介護係長代行)、マルコ食品(管理責任者)、ヘルパーステーションふるさと(ケアマネージャー)

【病院・診療所】

信愛病院(MSW)、賛育会病院(MSW)、国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター(患者支援調整官)、浅草寺病院(MSW、看護師)、椿診療所・永寿綜合病院(医師)、社会保険中央病院(看護師)

【行政・福祉事務所】

東京都保護課(指導担当係長)、城北労働福祉センター(管理係長)、新宿区福祉事務所(相談係長、生活福祉第一係長)、東京ソーシャルワーク(代表)、墨田区福祉事務所(CW)、日本堤消防署(救急係長)

【山谷地域NPO】

訪問看護ステーションコスモス(理事長、看護師、ケアマネージャー)、友愛会(理事長、主任)、山友会(代表理事、相談員)、ふるさとの会(代表理事)

【大学・研究機関】

国立社会保障・人口問題研究所(室長)、国立精神・神経センター精神保健研究所(精神保健計画部長)、東京女子医大看護学部(准教授)



地域生活支援

ホームレス地域生活移行支援事業

テントなどで生活をしている人が東京都と23区が借り上げたアパートを利用して地域での自立した生活に再び戻ることを目的とする事業。

地域生活支援参加者

年度	対象地域	移行人数
平成16年度	隅田公園	105
平成18年度	白鬚橋～清洲橋	136
平成19年度	白鬚橋～綾瀬橋	139

【アパート入居後の支援】

- * 生活に関する相談窓口
(健康・生活保護・住民登録・借金問題等)
- * アパートを借りる際の入居保証
- * イベント、講習会の開催等



ホームレス地域生活移行支援事業 生活サポートの実績

◆対象地域 墨田区立隅田公園（17年1月31日から順次アパート入居）

	世帯数	人数	割合
入居者	103	105	
「自立」	27	28	26.7%
「生活保護（居宅保護）」	62	63	60.0%
「その他」			10.5%
退去（自立）			
退去（就労）	1	1	1.0%
退去（路上）	2	2	1.9%
退去（不明）	4	4	3.8%
行方不明（拘留含む）	2	2	1.9%
生保（施設入所・入院等）	2	2	1.9%
「死亡」	3	3	2.9%

地域での相談拠点（生活支援の継続）



地域生活支援センター「台東」
(台東区いろは商店街)



地域生活支援センター「すみだ」
(墨田区向島)

地域生活移行支援事業

生活サポート: 380名を支援
墨田区 台東区 他区

16年度	39名	15名	51名
18年度	47名	14名	75名
19年度	65名	26名	48名
計	151名	55名	174名

地域生活支援
センター
513名

宿泊所・簡易旅館

居宅(アパート)

ふるさと共済会
共同購入・販売等
69名登録(重複あり)

共同リビングサービス 103名登録

- ① 食事提供・夕食会
- ② 訪問・安否確認
- ③ 金銭管理(任意)
- ④ 生活相談・各種手続き代行
- ⑤ 旅行・イベント
- ⑥ 社会サービスコーディネート

元ホームレス被保護者
自立生活支援プログラム

墨田区委託事業

47名 訪問・相談・講習会

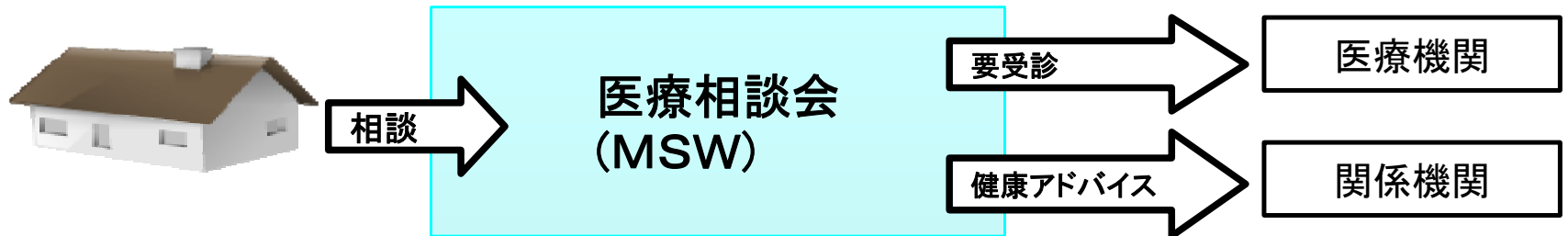
医療相談会・健康教室



血圧を測りながら、看護師からアドバイスを
受ける利用者



国立保健医療科学院より
保健師・調理師が参加し
「健康教室」を開催



- ※ 東京都社会福祉協議会医療部会のご協力により実施しています。
- ※ 「ホームレス地域生活移行支援事業」利用者96名に対して相談を実施しました（平成20年1月現在）

アパート保証（居住支援の継続）

株式会社ふるさと 賃貸借保証事業

◇事業内容：賃料滞納と原状回復費用の保証を行う

コンセプト

・NPO法人 ふるさとの会地域生活支援センターと連携、生活支援継続でトラブルの早期発見、対応を行う。

不動産屋取引実績

都内12区、他県1市 計56店舗

保証契約実績

1)生活保護受給者 150名

2)一般利用者 29名

計179名（H21.2現在）

※同業他社と比較しても不動産屋に好評

ふるさと共済会 (共同購入・販売)

ガレージセール開催のお知らせ!!

お米・野菜 

衣類 

花・苗木  販売します!

「ふるさと」メンバーズカード 登録のお知らせ

※会員登録には1000円（年会費）が必要です。
会員登録すると、
上記のお米・野菜・衣類・お花が
センター「すみだ」で購入できます。

「ふるさと」メンバーズカード登録のお知らせ。
※会員登録には1000円（年会費）が必要です。
会員登録すると、上記のお米・野菜・衣類・お花が
センター「すみだ」で購入できます。

今回は特別に、先着100名様に
特典

- ①お米1キログラム（500円相当）②ジュース
- ③おせち料理引換券をプレゼント

園芸
クラブ

医療相談会
も開催

ヨガ
教室

第3回ガレージセールのお知らせ!!

お米 1kg300円～

探偵探ミツなど 50円～

花・苗木 10円～

衣類 100円～

2月21日(土)13時～16時

場所：地域生活支援センター「すみだ」
時間：13時～16時
日程：12月27日
TEL：03-5819-3254
0120-670-820（フリーダイヤル）



障害者自立支援法に基づく 地域生活支援システムへ転換

ユニット



ユニット
GH/CH

ユニット

地域活動支援センター
Ⅰ型

地域活動支援センター
Ⅱ型

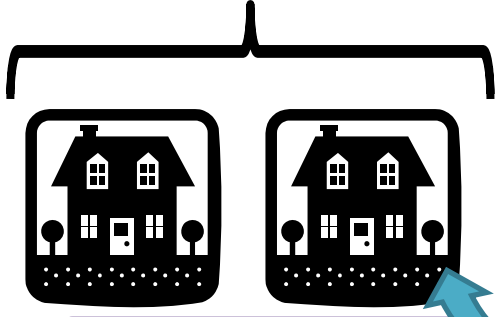
地域生活支援センター
すみだ

自立支援法に基づかない
日中活動(現在)

自立支援法に基づく日中活動
へ転換

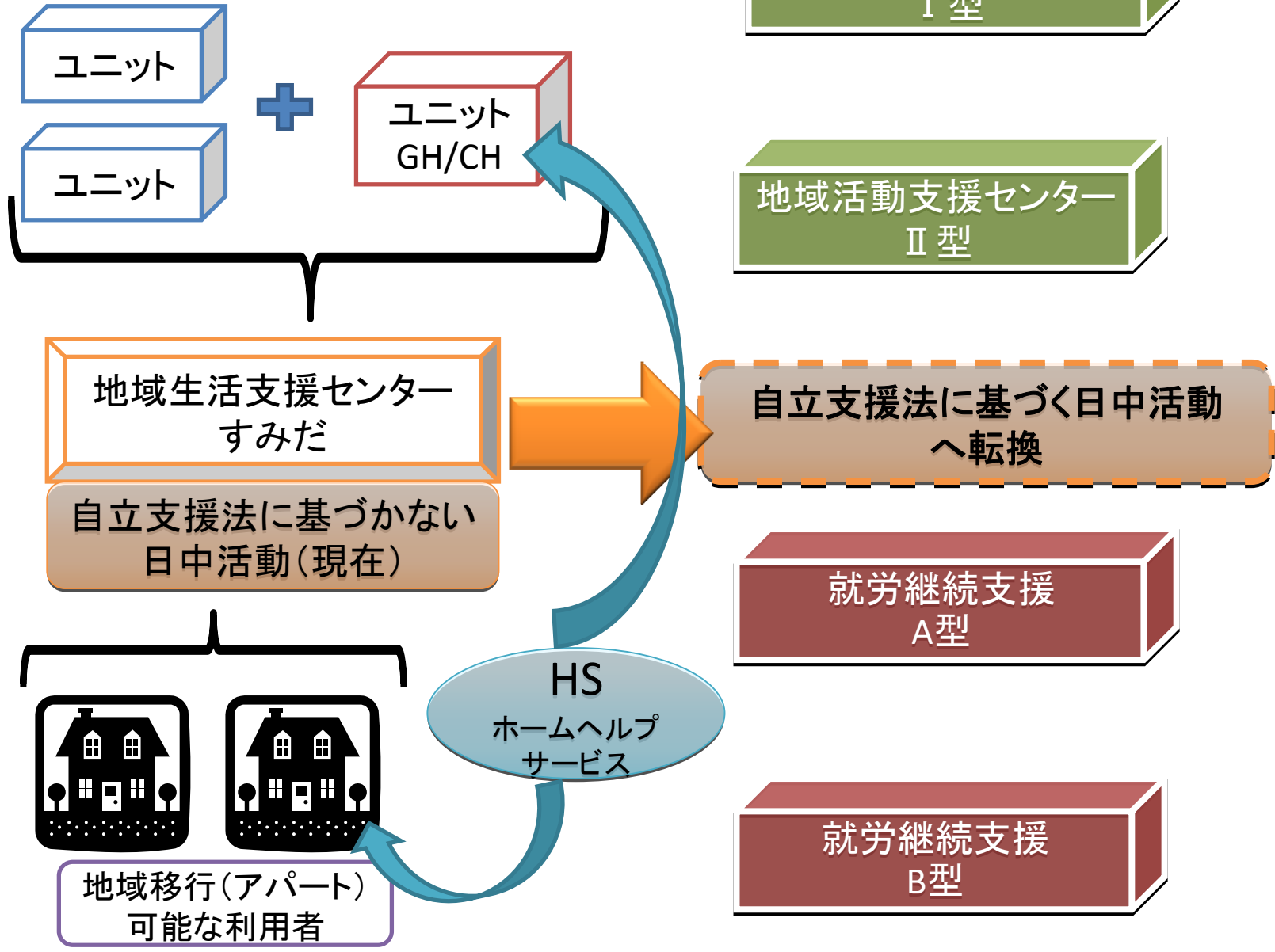
就労継続支援
A型

就労継続支援
B型



地域移行(アパート)
可能な利用者

HS
ホームヘルプ
サービス



居住・地域ケア・地域再生へ

- 一人ひとりの支援を通じて「地域包括支援」へ
- 自立援助ホームを基点にコミュニティビジネス【雇用】を生み出す
- 社会関係資本の再活性化による地域社会問題の解決

- ・社会的入院患者
- ・精神、知的障がい者
- ・身体障がい者
- ・要介護高齢単身者
- ・認知症高齢者

などの非稼働層

支援付住宅
ホーム

居住支援
生活支援
約200名

第二種社会福祉
事業宿泊所



社会サービス
(地域ケアネット)

- ・医療
- ・保健
- ・介護
- ・研究者
- ・行政
- ・食材
- ・工務店
- ・小売業者

コミュニティ・ビジネス

雇用
開発

就労
自立

半福祉
半就労

福祉事務所紹
介

アフター
ケア

ケア付き就労支援
ケアスタッフ育成

地域生活
移行支援事業

共済
事業

居住支援
生活支援

アパート
保証

稼働層

- ・路上生活者
- ・ネットカフェ難民
- ・DV被害者
- ・母子世帯

地域包括支援システム



就労支援

公的事業

①自立支援システム

②ホームレス就業推進協議会

③Tokyoチャレンジネット

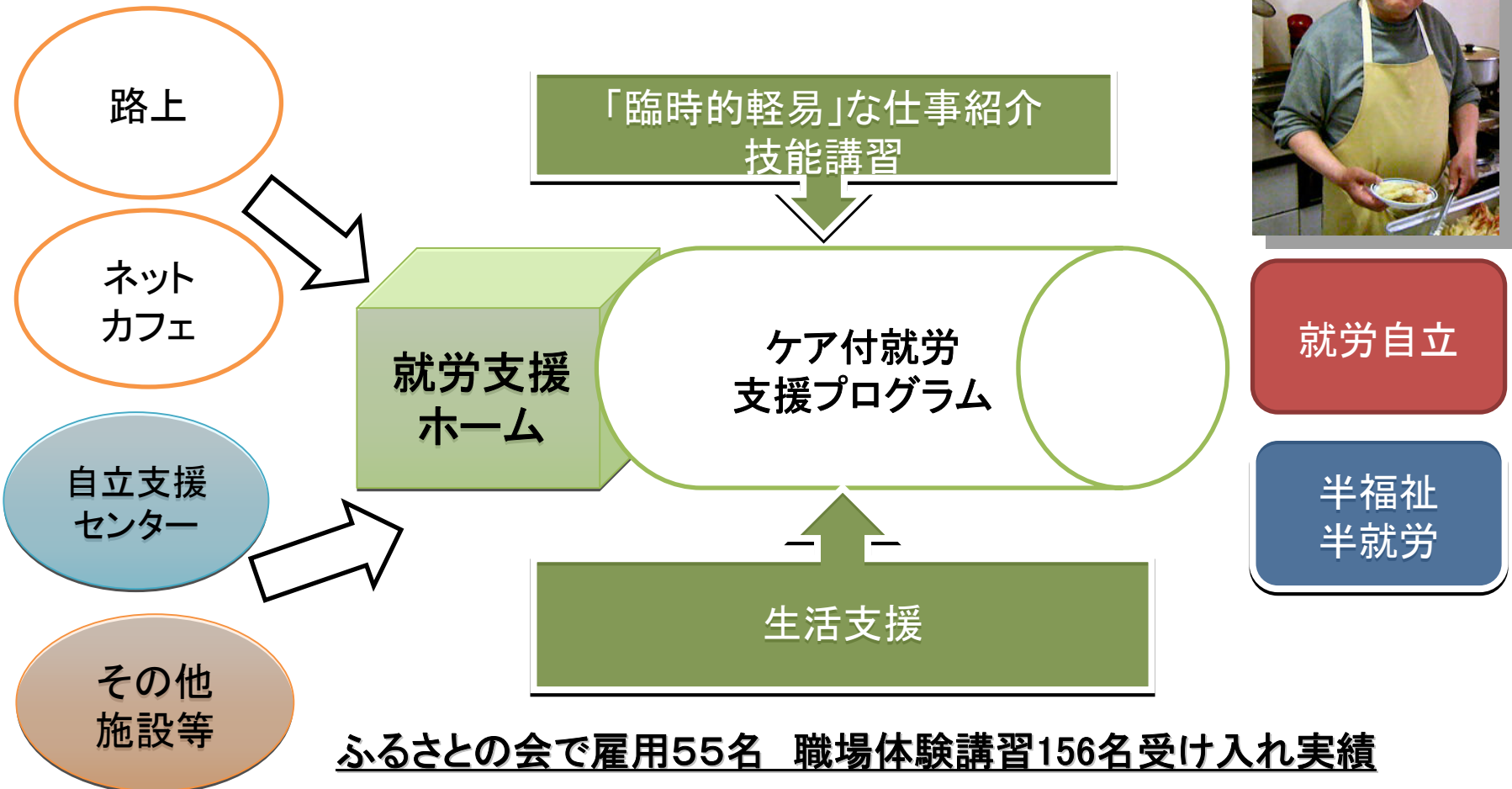
居住支援＋就労支援



仕事紹介で終わってしまい、継続的な定着支援(アフターケア)が不十分

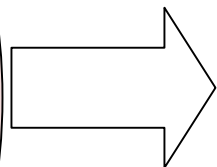
「ケア付就労支援プログラム」を導入

雇用側が就労をされる方のペースに合わせて職場環境を整える。職場内での見守り、就業時間、労働内容などフレキシブルに対応することで、就労の「リハビリ訓練」を行う。



就労支援に関わる取組み

福祉事務所



就労支援ホーム(合計22名)



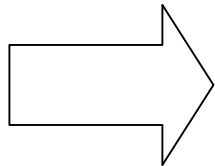
「2丁目ハウス」定員11名
・被保護単身 男性

なずな 定員5名
・被保護単身 男性
・法外稼働層 男性
(当法人社員)

「はるかぜ」定員6名
・被保護 女性



その他



ケア付就労

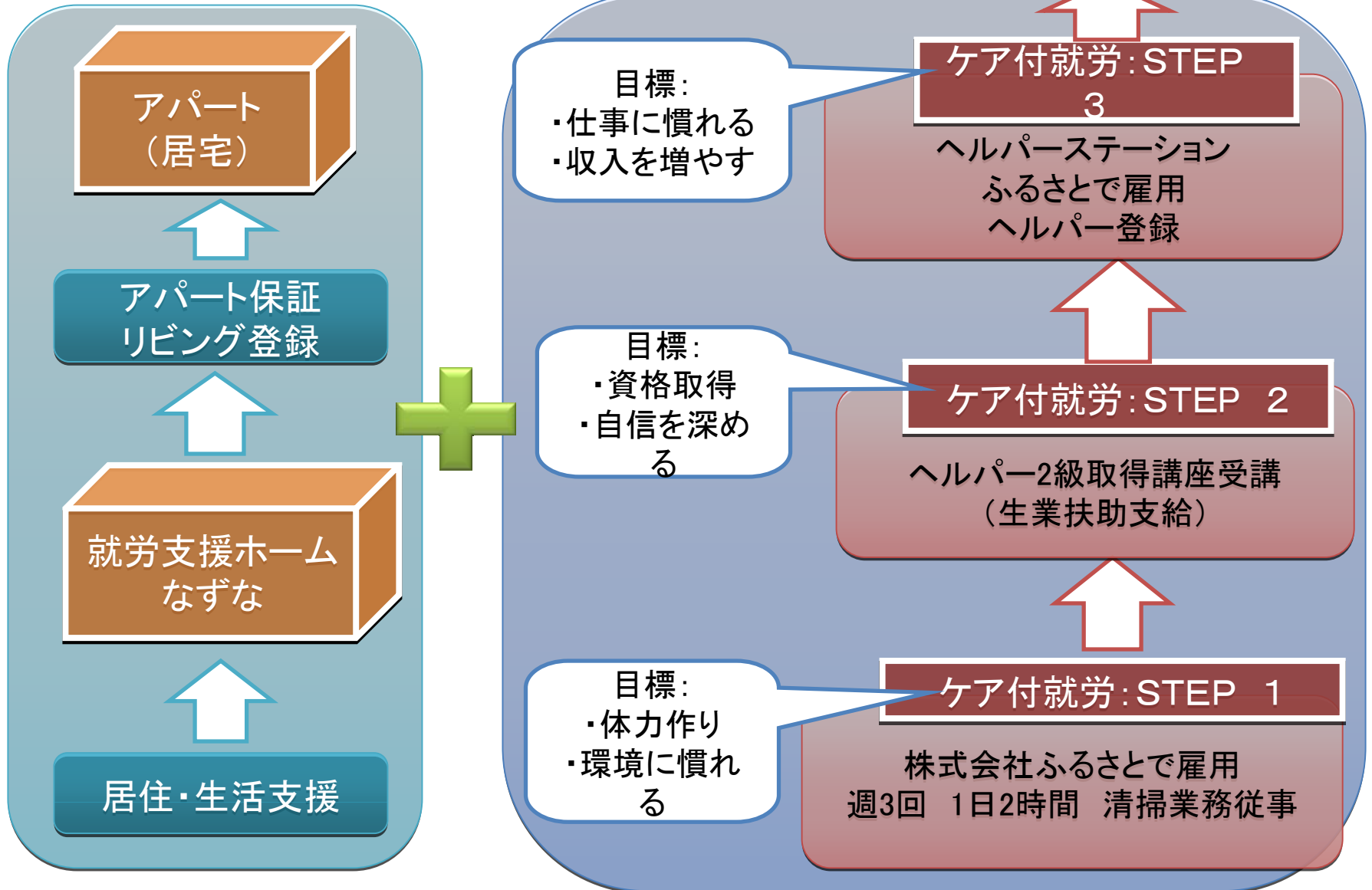
NPO法人 ふるさと
日勤/夜勤/法人内ゴミ収集
調理

株式会社 ふるさと
施設清掃/施設 賄い補助
ハウスクリーニング

有限会社 ひまわり
ヘルパー



プログラム事例:M氏 55歳 糖尿病 握力低下
S区生活保護受給



地域再生

まちづくり ソーシャル・インクルージョンから雇用開発へ

帰住先喪失の入院患者の地域生活移行による地域経済波及効果

東京学芸大学教育学部准教授(当時) 鈴木亘

長期入院層

入院医療費

60億円/年

(H15年T区行政資料)

100名が地域移行

自立援助ホーム
100名規模

波及効果内訳

①介護サービス関連産業	28,000万円
②地代家賃・不動産業	6,444万円
③医療、保健関連事業	4,972万円
④小売(地域内消費)	2,035万円
⑤その他(水光熱など)	1,549万円

一次波及効果
43,000万円

地域新規雇用創出
133名
40%介護関連

最終波及効果
72,000万円

地域社会関係資本の再活性化による地域社会問題の解決

ケア付き共同住宅、 ケアセンター開設

- ・精神障がい者GH
- ・認知症生活支援ホーム
- ・地域生活支援センター

地域の空き物件を活用

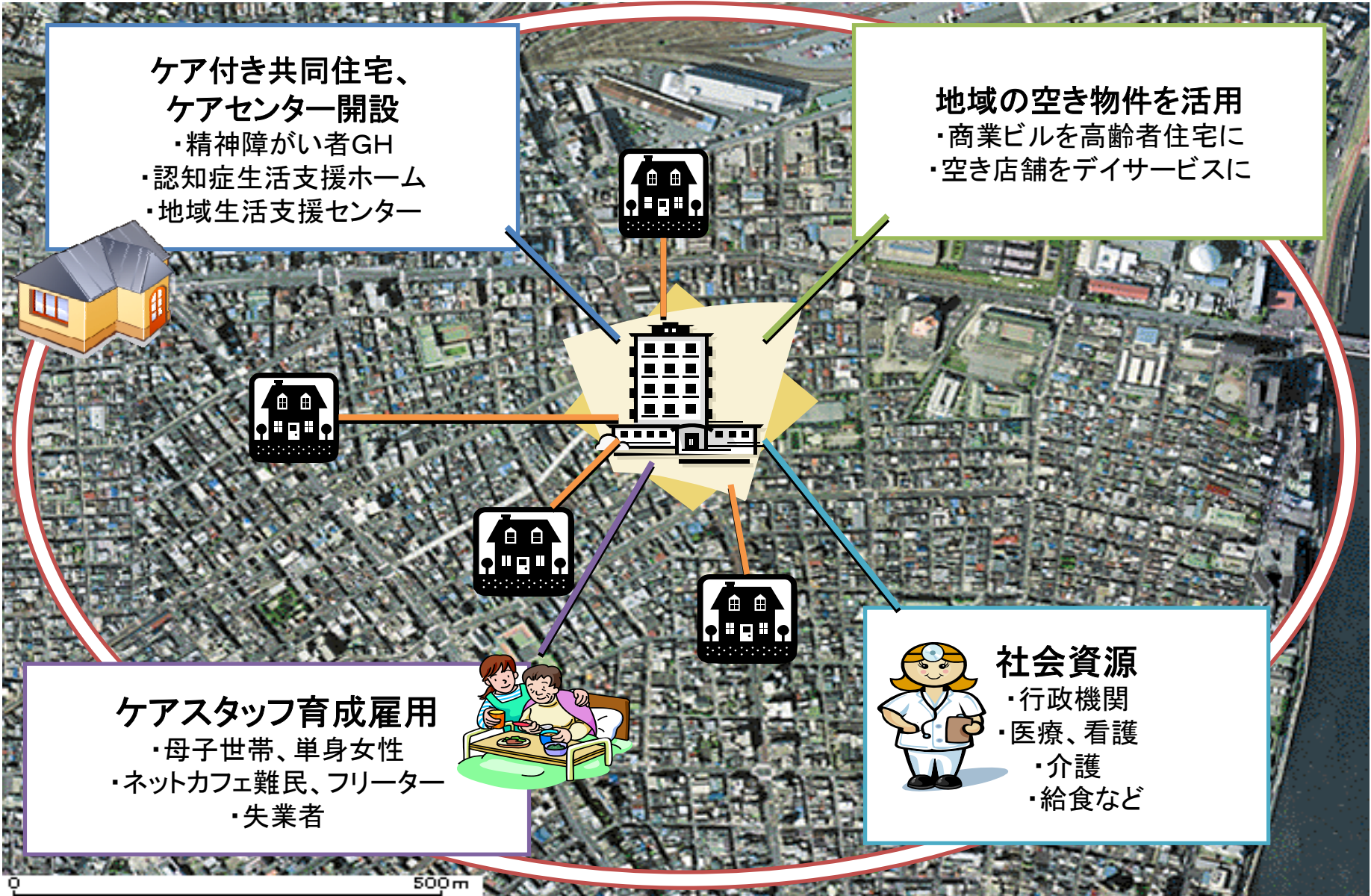
- ・商業ビルを高齢者住宅に
- ・空き店舗をデイサービスに

ケアスタッフ育成雇用

- ・母子世帯、単身女性
- ・ネットカフェ難民、フリーター
- ・失業者

社会資源

- ・行政機関
- ・医療、看護
- ・介護
- ・給食など



地域の社会問題を包括的に解決

高齢化社会 社会保障制度の変化 貧困連鎖

・都市型「限界集落」の発生

多摩ニュータウン、戸山団地、山谷などの高齢化率の高い「限界集落」地域

・家族介護の負担増大

老老介護 認認介護 介護ネグレクト 単身高齢者の社会的孤立

・若年者の居住・就労の不安定化

ネットカフェ難民 非正規雇用の増大 機会不平等 貧困連鎖

福祉関連産業(人が人を支援する産業)で 地域再生へ

CDC: Community Development Corporation

事業展開エリア

コールドスポット: 政策的再開発地域から除外され、民間資本の流入が停滞する地域

参考: 平山洋介著「東京の果てに」より

- ・ 大規模公営住宅群や被保護世帯が多く存在
- ・ 低所得世帯や生活困窮者集住地域



* 支援付住宅を軸にした事業展開 *

社会的入院患者を地域で受け入れ、

住宅供給と医療・介護・就労等の社会サービスを提供する。

⇒ 地域の社会資源をコーディネートし包括的な支援サービスを提供。



停滞地域において、福祉関連産業を立ち上げて
地域経済の振興を図り、地域再生につなげる

→社会的排除から包摂のまちづくり

刑務所出所者等に対する 雇用対策について

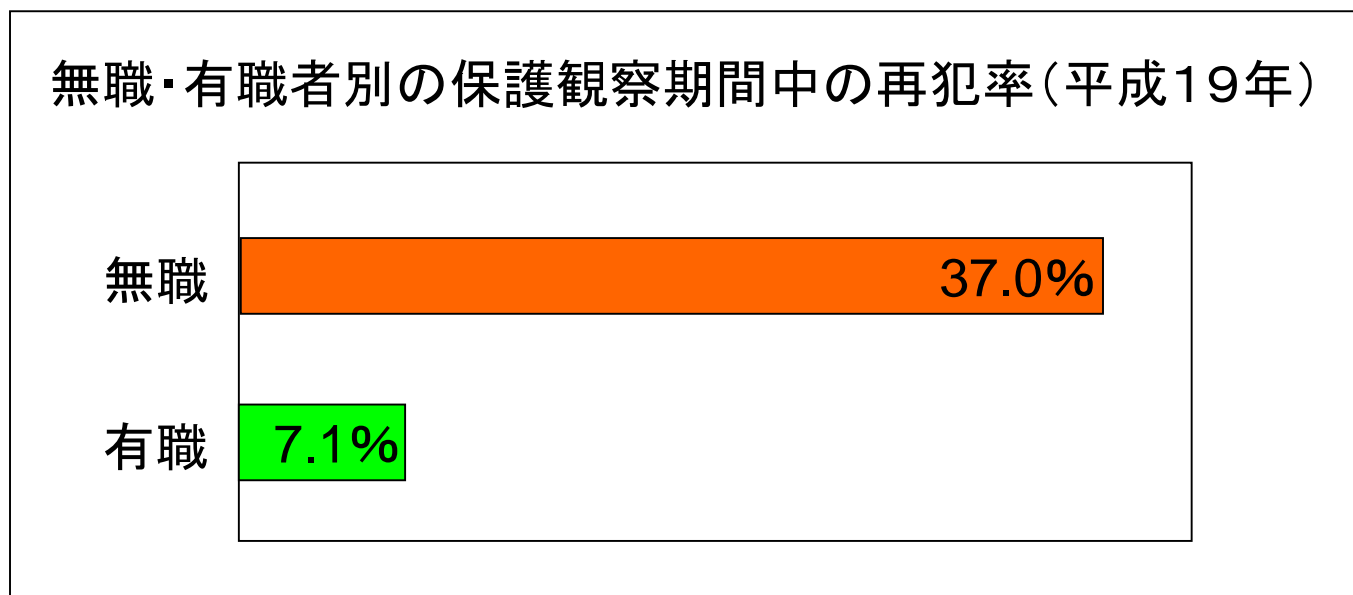
厚生労働省 

職業安定局 雇用開発課 就労支援室
熊坂洋三

○刑務所出所者等就労支援事業

【必要性】

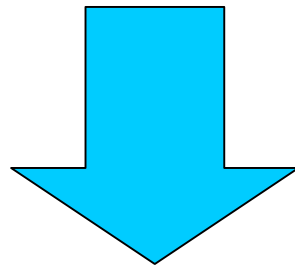
- ・刑務所出所者等の再犯事件の社会問題化
- ・無職者と有職者の再犯率



※有職者には学生、家事従事者を含む

【特性】

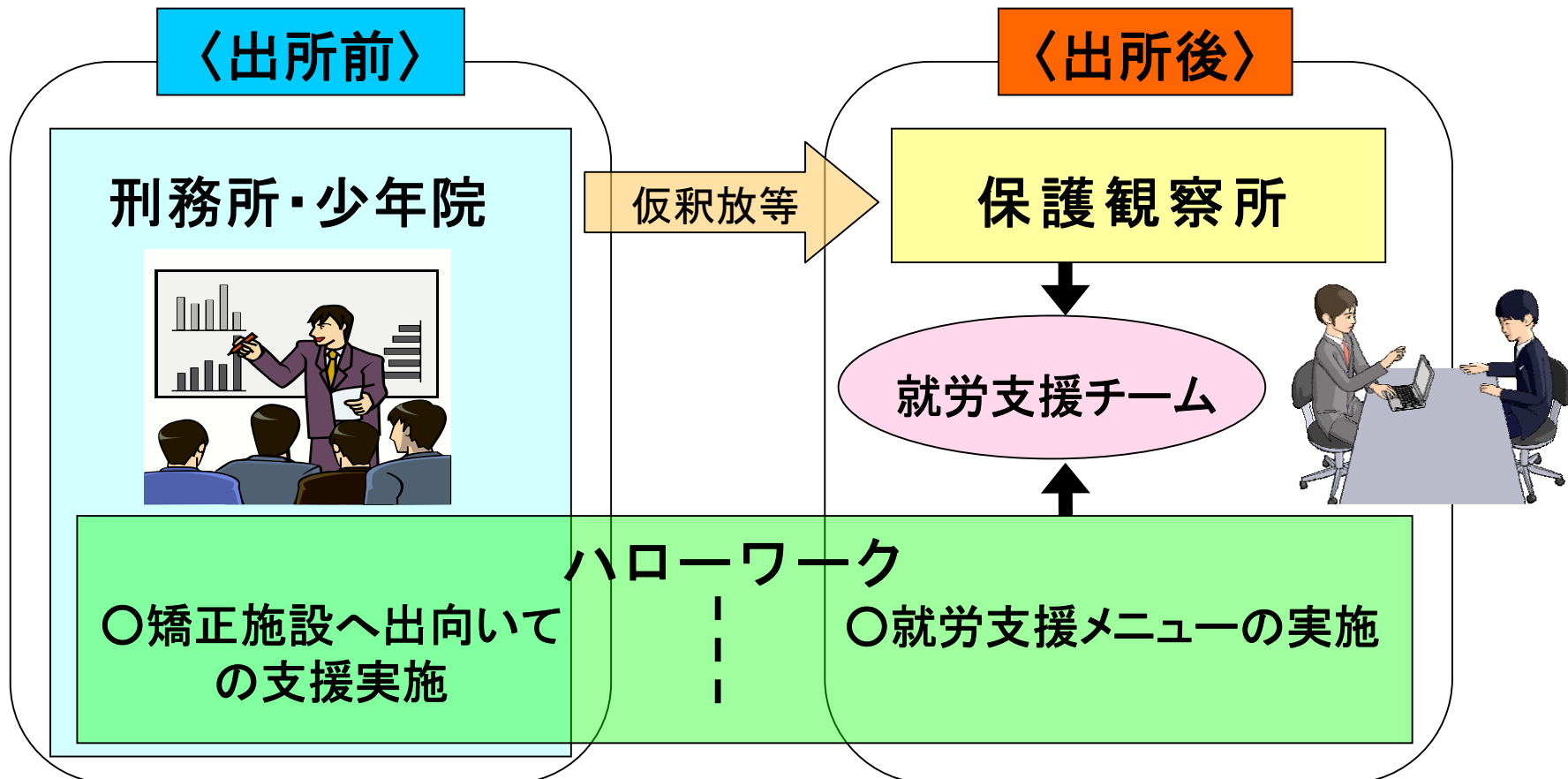
- ・刑務所等を出所後に、十分な貯蓄や住居の確保がされていない
- ・前歴が故に社会から排除されやすい
- ・就労経験が少なく職業能力が不十分な者が多い



就職が非常に困難

【事業の概要】

政府の治安対策の一環として、平成18年度から法務省と厚生労働省との連携により、刑務所出所者等に対する総合的な就労支援策等を実施



【事業の内容】

1. 〈出所前〉における支援

刑務所・少年院からの要請に基づき、ハローワークの担当者が、刑務所・少年院へ出向いて、出所前の対象者に対して、

- ①職業講話の実施、就職ガイドブックの配布
- ②職業相談・職業紹介等
等を行う。

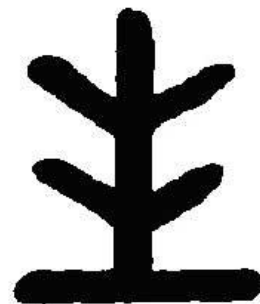
※刑務所・少年院においても、雇用情勢に応じた職業訓練の実施等を行っている



2. 〈出所後〉における支援

保護観察所からの要請に基づき、出所後の保護観察対象者等に対して、次の措置を講ずる。

- ① 保護観察官とハローワーク担当者から構成される「就労支援チーム」を設置し、きめ細かな就労支援を行う。
- ② ハローワーク担当者による「担当者制の職業相談」、「求人開拓」及び「職場定着指導」
- ③ 就労支援策の実施
 - ア セミナー・事業所見学会
 - イ 職場体験講習
 - ウ 試行雇用奨励金の支給



※保護観察所においても、協力雇用主の開拓、身元保証システムの活用等を行っている

【事業の実績】

- ・平成18年度：支援対象者数 2,112人
就職件数 1,438件
- ・平成19年度：支援対象者数 4,806人
就職件数 2,043件

※就職件数は、ハローワークにおける件数のほか、保護観察所における身元保証システムを活用して就職した件数を含む

【今後の課題】

- ・雇用情勢の悪化
- ・施策、体制の整備



【事例1】

○Aさん

- ・41歳、更生保護施設入所者
- ・トライアル雇用の活用
- ・廃品回収等作業の事業所に就職

【事例2】

○Bさん

- ・19歳、親が引き取りを拒否
- ・調理補助の経験があったが、現在は摂食障害
- ・身元保証制度の活用
- ・新聞販売店に住み込み就職



障害者雇用制度の概要と 就労支援の実際

(独)高齡・障害者雇用支援機構
障害者職業総合センター統括研究員
川 村 博 子



障害者雇用対策の体系

障害者が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるような社会の実現をめざし、障害者の雇用対策を総合的に推進

1 事業主に対する指導・援助

- 障害者雇用率制度
- 障害者雇用納付金制度等による事業主支援等

2 障害者の特性を踏まえたきめ細かな職業リハビリテーションの実施

- ハローワークにおける障害者の態様に応じた職業相談・職業紹介、職場定着指導の実施
- 障害者職業センターにおける職業評価等の専門的な職業リハビリテーションの実施

3 障害者雇用に関する啓発

障害者雇用率制度

事業主の社会連帯の理念に基づき、各事業主が平等に身体障害者又は知的障害者に健常者と同水準の雇用を、各事業主が平等な負担で保障するとの観点から設定されている(障害者の雇用の促進等に関する法律第43条2項)。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者の常用労働者数} + \text{失業している身体障害者数} + \text{知的障害者の常用労働者数} + \text{失業している知的障害者数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

- 精神障害者(手帳所持者)については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率(実雇用率)に算定することができる。
- 重度身体障害者、重度知的障害者は雇用率の算定に当たりその1人を2人(短時間労働者(週20間の場合には1人)とみなす。



障害者雇用率制度

法定雇用率

民間企業

一般の民間企業 = 法定雇用率 **1.8%**

特殊法人等 = 法定雇用率 2.1%

国及び地方公共団体

国、地方公共団体 = 法定雇用率 2.1%

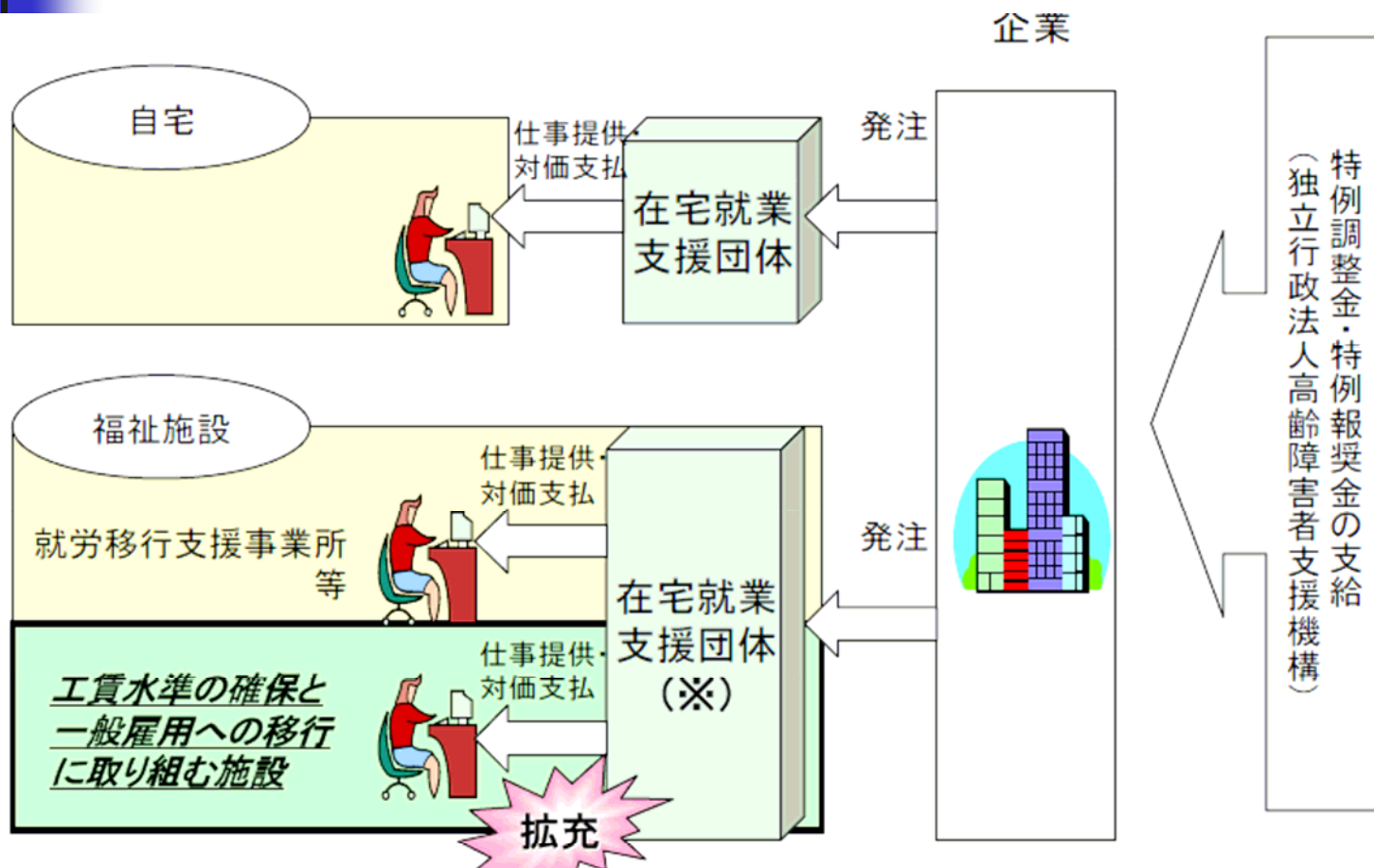
都道府県等の教育委員会 = 法定雇用率 2.0%



障害者雇用納付金制度

- 障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることが目的に、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給。
- 事業主が障害者の雇用に当たって、施設・設備の整備、雇用管理のために必要な介助等を行う場合に、助成金を支給

在宅就業障害者支援制度



※ 福祉施設を運営する法人が、在宅就業支援団体として登録を受け、福祉施設で就業する障害者に対し、仕事の提供・対価の支払い等を行う場合も、制度の対象となります。



改正障害者雇用促進法の概要 (H21. 4. 1施行)

1 中小企業における障害者雇用の促進

- ① 障害者雇用納付金制度の適用範囲拡大(H22. 7. 1～)
対象範囲を常用雇用労働者101人以上に拡大(H27. 4. 1～)
(一定期間は常用雇用労働者201人以上に拡大)
- ② 雇用率の算定の特例
中小企業が、事業主共同組合等を活用して、共同で
障害者を雇用する仕組みを創設

2 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し(H22. 7. 1～)

障害者の雇用義務の基礎となる労働者および雇用障害者に短時間労働者(週20時間以上30時間未満)を追加

3 その他

特例子会社(障害者の雇用に特別の配慮をした子会社)がない場合であっても企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設



職業リハビリテーションの実施

- (1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介・職場定着指導
- (2) 障害者職業センターにおける職業評価等の実施、ジョブコーチによる職場適応のための人的支援の実施
- (3) 職業能力開発の実施
- (4) 就業・生活支援の一体的推進
- (5) 医療、福祉当の関係機関との連携強化



ハローワークにおける障害者の態様に応じた 職業相談・職業紹介・職場定着指導の実施

- 就職を希望する障害者の求職登録を行い（就職後のアフターケアまで一貫して利用）、専門職員及び職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導を実施



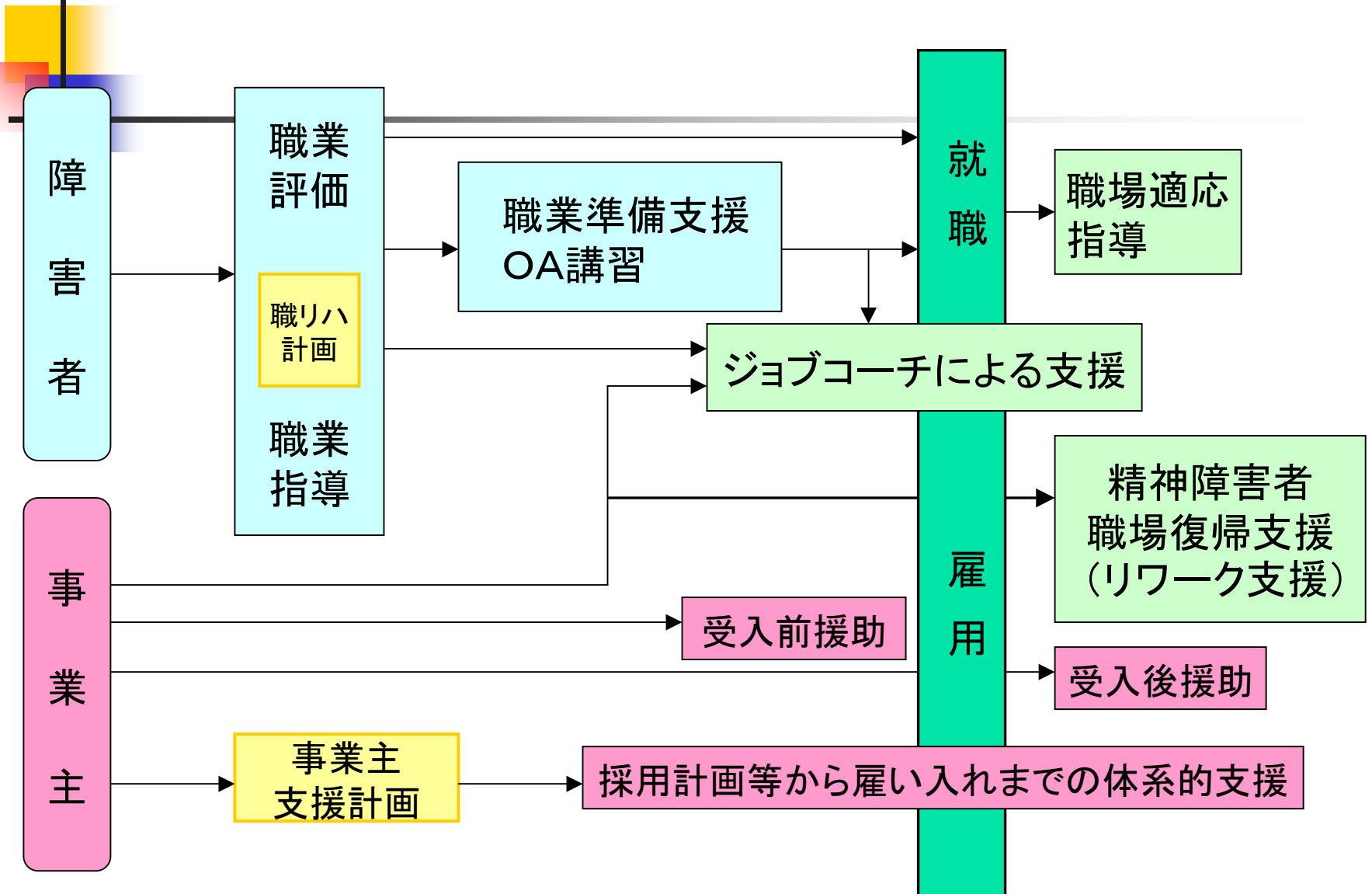
障害者職業センター(独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構)

- (1) 障害者職業総合センター〔1センター〕
 - 職業リハビリテーションに関する研究、技法の開発、専門職員の養成等の実施
- (2) 広域障害者職業センター〔3センター〕
 - (国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、せき髄損傷者職業センター)
 - 障害者職業能力開発校や医療施設等と密接に連携した系統的な職業リハビリテーションの実施
- (3) 地域障害者職業センター〔各都道府県1センター、5支所〕
 - 障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備及び職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施

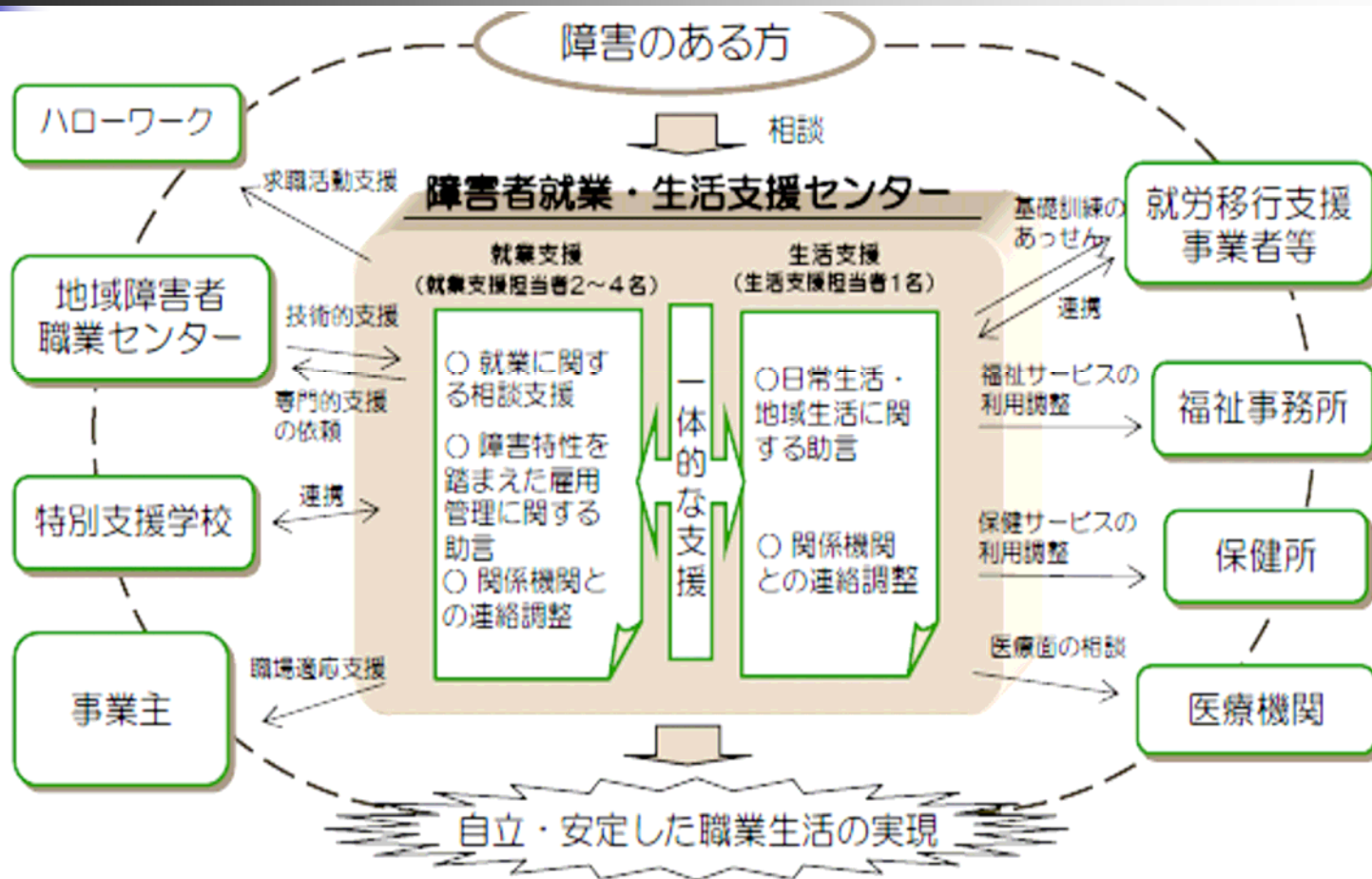
地域障害者職業センターの概要

- 職業評価
職業能力等を評価し職業リハビリテーション計画を策定。
- 職業準備支援
作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。
- 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業
事業所にジョブコーチを派遣し、障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。
- 精神障害者総合雇用支援
主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。
- 事業主に対する相談・援助
事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。
- 地域における職業リハビリテーションのネットワークの醸成
障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センター、医療、保健、福祉、教育分野の関係機関等、地域における就労支援のネットワークを形成。

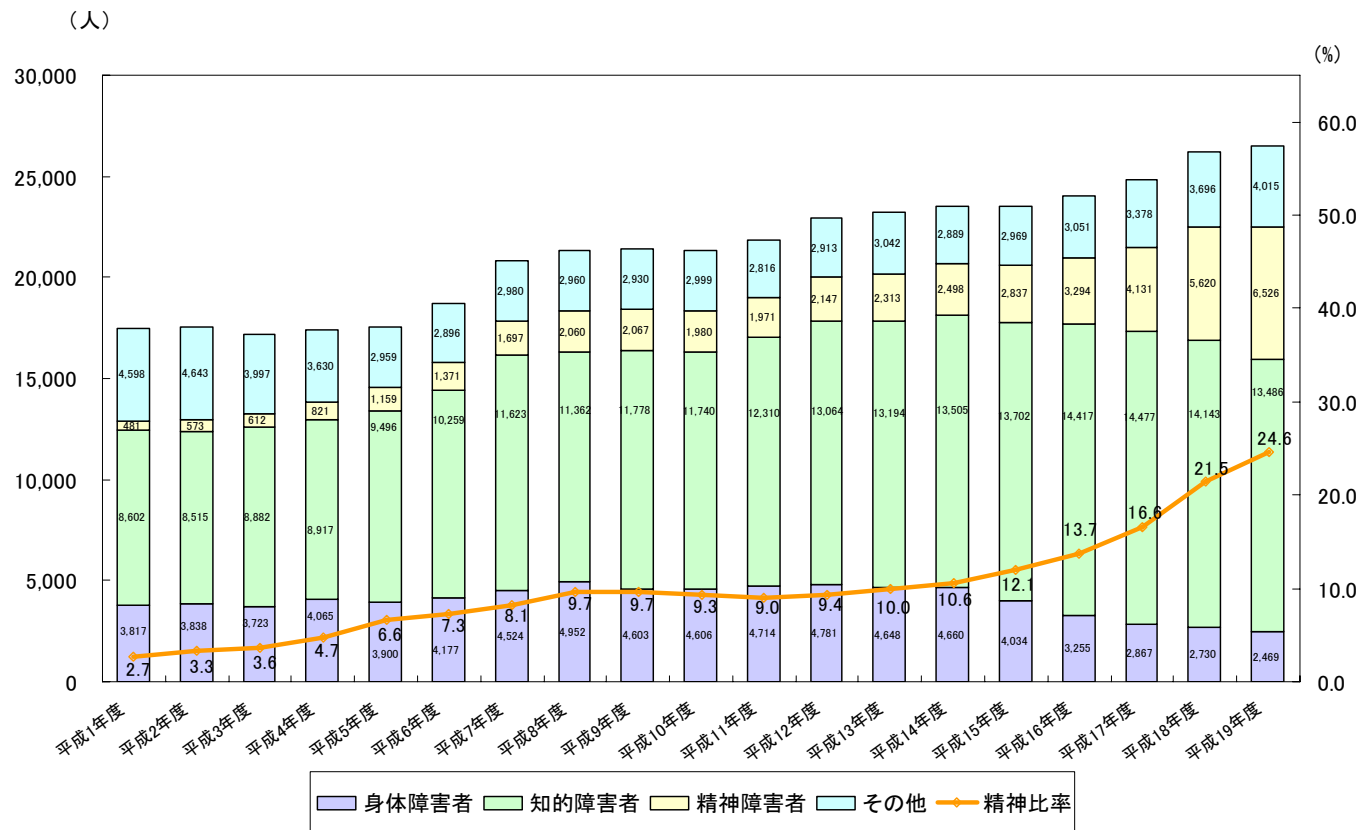
地域障害者職業センターの業務の流れ



障害者就業・生活支援センター事業 (雇用と福祉の連携事業)

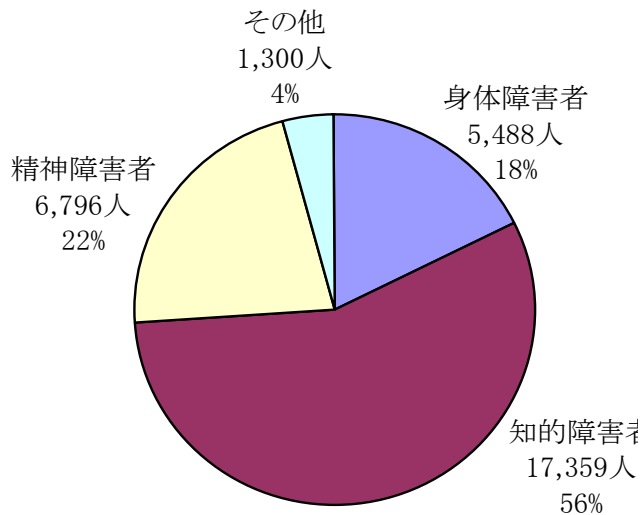


障害者地域センター利用者の推移

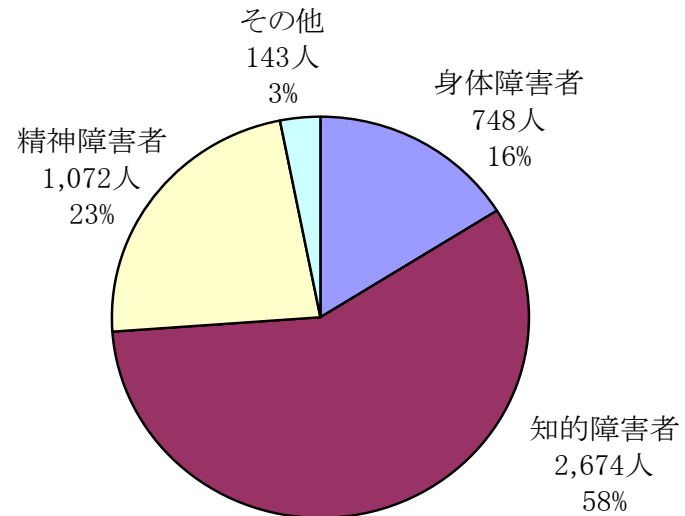


障害者就業・生活支援センター における障害者の支援状況

障害種別登録状況（計30,943人）



就職状況（計4,637人）



障害者職業能力開発校

- 障害者職業能力開発校 (国及び県が設置、都道府県、高齢・障害者雇用支援機構が運営)[国立13校、府県立6校]
 - 訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施
- ※ 民間の能力開発施設(事業主、民法法人等が運営)[22施設]

民間施設において、障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業(厚生労働大臣の定める基準に適合するもの)を実施



民間企業における障害者の雇用状況

障害者数 325,603.0人(対前年比7.6%増)

身体障害者 266,043人

知的障害者 53,563人

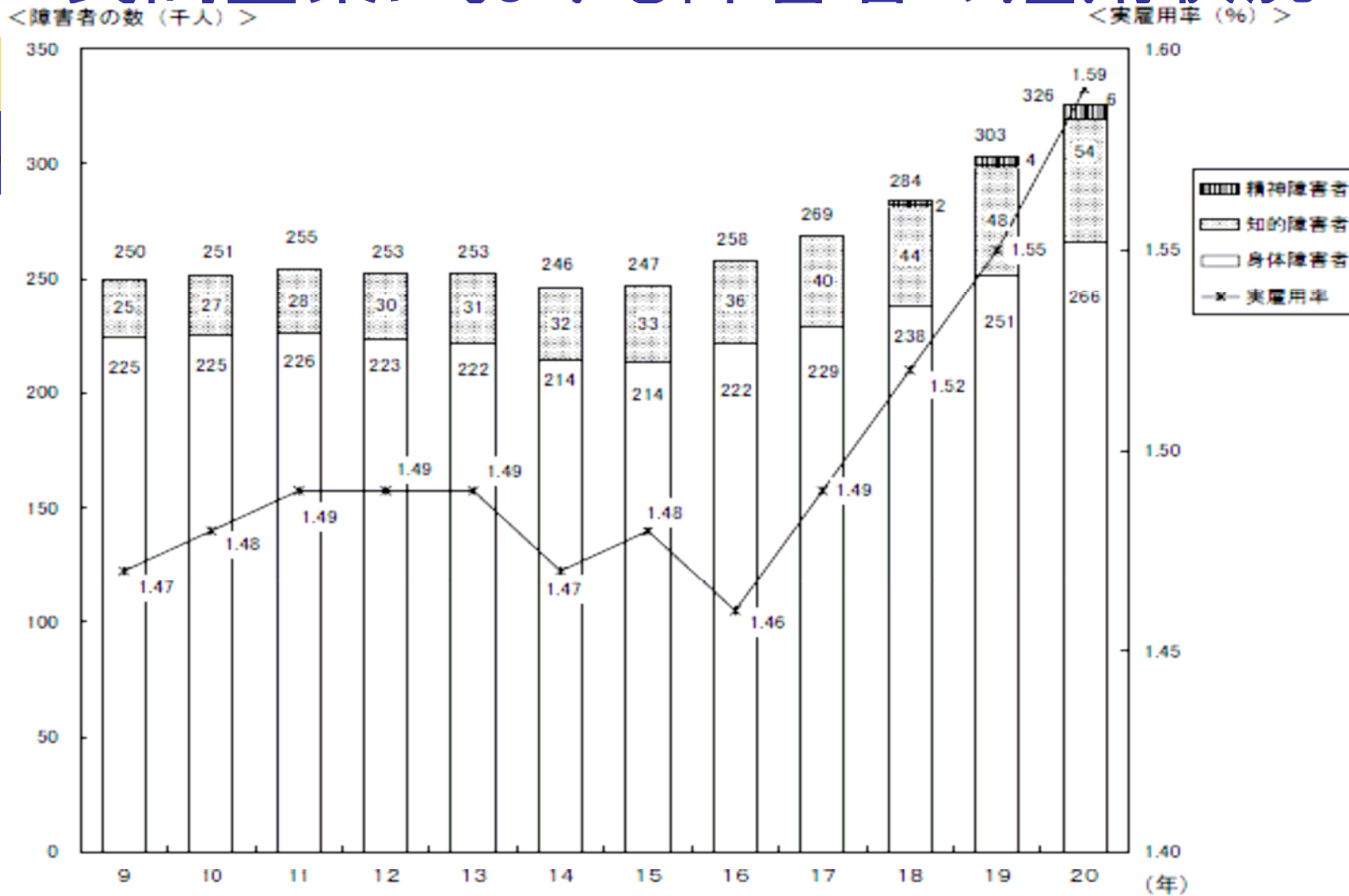
精神障害者 5,997人

実雇用率 1,59%(前年1.55%)

法定雇用率達成企業割合 44.9%

(厚生労働省平成20年6月1日障害者の雇用状況調査結果)

民間企業における障害者の雇用状況



厚生労働省平成20年6月1日障害者の雇用状況調査結果

知的障害者の数

- 在宅知的障害児・者・・・41万9,000人(推定)

<障害の程度>

「最重度」「重度」・・・16万4,600人(39.3%)

「中度」「軽度」・・・20万4,200人(48.8%)

不詳・・・・・・・・・・・・ 5万100人(12.0%)

<年齢>

18歳未満・・・・・・・・・・11万7,300人(28.0%)

18歳以上・・・・・・・・・・28万9,600人(69.1%)

不詳・・・・・・・・・・・・1万2,100人(2.9%)

(厚生労働省「知的障害児・者基礎調査結果(平成17年11月))

- 施設入所知的障害者・・・11万2,512人

(社会福祉施設等調査(平成18年10月))



雇用を目指す知的障害者について

- 雇用されている知的障害者が相談した相手(資料出所)

「障害者雇用実態調査」2003

(単位:%)

学校の先生	家族	ハローワーク	障害者職業センター	授産施設作業所	通勤寮、グループホーム	自分で探した	知り合い友達
30.0	27.5	14.7	9.0	8.4	3.4	2.9	1.8



知的障害者の雇用状況(平成15年度)

- 知的障害者数
11万4,000人(対平成10年:62.9%増)
(5人以上の常用労働者雇用事業所)
- 障害の程度別
重度障害者 32.1%(対平成10年度1万6,000人(80%)増)
重度以外の者 36.8%
- 産業別状況
製造業:35.3%、卸売・小売業、飲食店・宿泊業:32.4%、サービス業:29.6%
- 事業所規模状況
5~29人:44.1%、30~99人:22.3%、100~499人:30.6%

職業の傾向

- 常用雇用知的障害者が従事している職業
「その他の労務作業」・・・27.9%
「接客・給仕職業従事」・・・10.9%
サービスに関する職業が上位となっている。

従事する知的障害者の多い順番	職業名	構成比
1	その他の労務作業	27.9
2	接客・給仕職業従事	10.9
3	その他のサービス職業従事	10.4
4	販売類似職業従事	9.4
5	食料品製造作業	8.5



知的障害者の就業実態

調査対象者数 a	3,896人
本調査が不能なもの(長期不在、調査拒否等)b	1,436人
本調査が可能なもの a-b=c	2,460人
調査票が回収されたもの d	1,741人
知的障害者に該当	1,610人
知的障害者に不該当	131人
調査票が回収されなかったもの	719人

回収率	$d/c \times 100$	70.8%
-----	------------------	-------

(平成18年7月1日現在 厚生労働省就業実態調査)

障害程度別・知的障害就業状況

(単位 : 千人、%)

障害程度	総計	就業者	不就業者	無回答
計	355 (100.0)	187 (52.6)	160 (45.0)	9 (2.5)
重度	139 (100.0)	59 (42.6)	75 (54.3)	4 (3.1)
非重度	190 (100.0)	116 (61.0)	71 (37.3)	3 (1.7)
その他	27 (100.0)	12 (44.3)	14 (51.1)	1 (4.6)

(平成18年7月1日現在 厚生労働省就業実態調査)

年齡階級別・知的障害者就業状況

(単位 : 千人、%)

年齢階級	総計	就業者	不就業者	無回答
計	355	52.6	45.0	2.5
15～19歳	50	24.4	73.6	2.0
20～24歳	54	70.0	28.5	1.5
25～29歳	50	62.0	35.9	2.0
30～34歳	55	63.6	32.3	4.1
35～39歳	42	56.8	40.8	2.4
40～44歳	33	52.5	45.1	2.5
45～49歳	20	52.1	44.8	3.1
50～54歳	21	44.1	52.9	2.9
55～59歳	16	47.4	50.0	2.6
60～64歳	12	16.4	83.6	0.0
無回答	3	30.8	61.5	7.7

(平成18年7月1日現在 厚生労働省就業実態調査)

障害程度別・知的障害者就業状況

(単位：%)

障害程度	就業者計	常用雇用	常用雇用以外							無回答
			臨時・アルバイト	自営業	(単位： %) 自営手 伝い	授産施設等	作業所等	その他		
計	100.0	18.8	80.0	10.8	0.9	2.8	32.2	26.9	6.4	1.1
重度	100.0	3.1	96.2	2.4	0.7	0.7	50.3	36.9	5.2	0.7
非重度	100.0	26.8	72.2	14.3	0.9	4.2	23.5	22.2	7.1	1.1
その他	100.0	18.9	77.5	18.9	1.7	0.0	27.6	22.4	6.9	3.4

(平成18年7月1日現在 厚生労働省就業実態調査)

障害程度別・就業時間別知的 障害者常用雇用状況

(単位 : %)

障害程度	常用雇用計	30時間以上	20時間以上30時間未満	20時間未満	無回答
計	100.0	82.6	12.8	1.2	3.5
重度	100.0	88.9	11.1	0.0	0.0
非重度	100.0	82.9	12.5	1.3	3.3
その他	100.0	72.7	18.2	0.0	9.0

(平成18年7月1日厚生労働省
就業実態調査)

障害程度別、就業希望の有無別 知的障害者不就業者の状況

(単位 : %)

障害程度	不就業者計	就職希望あり	就職希望なし	無回答
計	100.0	40.9	49.3	9.8
重度	100.0	25.5	61.0	13.6
非重度	100.0	57.1	37.5	5.5
その他	100.0	41.8	46.2	11.9

(平成18年7月1日厚生労働省
就業実態調査)

障害程度別・希望する就業 形態別知的障害者状況

(単位：%)

障害程度	就業希望有り 計	常用雇用	常用雇用以 外	無回答
計	100.0	20.9	73.8	5.3
重度	100.0	6.4	91.5	2.1
非重度	100.0	29.3	65.2	5.6
その他	100.0	10.7	74.9	14.3

(平成18年7月1日厚生労働省
就業実態調査)

障害程度別・求職活動の有無別雇用を希望する知的障害者不就業者の状況

(単位 : %)

	雇用を希望する不就業者計	求職活動の有無		
		活動有	活動無	無回答
計	100.0	68.7	25.2	6.1
重度	100.0	50.0	41.1	8.3
非重度	100.0	75.0	18.5	6.5
無回答	100.0	36.4	63.6	0.0

(平成18年7月1日厚生労働省
就業実態調査)

障害程度別・求職活動の内容別 失業知的障害者状況

(単位：%)

障害程度	求職活動有									
		公共職業安定所に申込み	学校、訓練所等に相談	障害者職業センターに相談	就業・生活支援センターに相談	授産施設、作業所等に相談	知人、友人に相談	広告、ちらし等	その他	無回答
計	100.0	46.8	35.4	12.7	16.5	8.9	27.8	35.0	7.6	0.0
重度	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	33.3	50.0	0.0
非重度	100.0	46.4	39.1	14.5	18.8	7.2	29.0	34.8	2.9	0.0
無回答	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	50.0	25.0	0.0

(平成18年7月1日厚生労働省就業実態調査)



大企業における知的障害者雇用の阻害要因

《作業内容に関する制約》

- ① 製品・サービスの高度化・複雑化に伴う作業内容と能力要件の高度化
- ② 危険度、精密度が高い職務の増加
- ③ 作業体制面からくる制約
- ④ 事業の合理化、技術革新による作業工程の合理化、単純労働の外注化

《雇用管理面での制約》

- ⑤ 雇用管理面でのわずらわしさ・複雑さ
- ⑥ 雇用管理体制の未整備
- ⑦ 雇用・処遇制度に内在する阻害要因

《事業所を取り巻く条件からの制約》

- ⑧ 事業所の立地(したがって労働市場)面からの制約
- ⑨ 外からの働きかけと支援の弱さ

《知的障害者に対する理解不足に基づく制約》

- ⑩ 知的障害者に対する理解不足や誤解、それに基づく雇用管理面での不安

特例子会社制度の活用

- 特例子会社65社が雇用している知的障害者は「肢体不自由」「聴覚障害」に次いで3番目(14%)(日経団連調査)。
 - 知的障害者が90%を占めている5社の特徴
 - ① 90年代に入って設立されてきたこと
 - ② 第3セクター方式はなく、雇用者数が多い場合で40名未満であったこと
 - ③ 1人当たりの売上高は「500万円以上700万円未満」が多く占めたこと
 - 雇用管理課題
「障害者のキャリア・アップ」「障害者の職務開発」「障害者の生活指導」「家庭からの支援・協力」
 - 全国の特例子会社数:234社(平成20年4月末)

罪を犯した障害者を地域で支える職員の
研修プログラムの開発に関する研究事業
中央研修会

講師一覧

田島良昭（社会福祉法人南高愛隣会理事長／本研究事業委員長）

酒井龍彦（社会福祉法人南高愛隣会・常務理事）

荒木龍彦（法務省 東京保護観察所・次長）

山口雅敏（法務省東京矯正管区医療分類課・専門官／本研究委員）

前川洋平（法務省保護局観察課自立更生促進センター・係長）

浜井浩一（龍谷大学法科大学院・教授／本研究委員）

水田 恵（NPO 法人 ふるさとの会／生活再建相談センター・代表／本研究委員）

熊坂洋三（厚生労働省職業安定局雇用開発課就労支援室・専門官）

川村博子（高齢・障害者支援機構・統括研究員／本研究委員）

厚生労働省社会・援護局総務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

松友 了（社会福祉法人 南高愛隣会・東京事業本部長／
触法障害者●中央社会生活支援センター・センター長）

罪を犯した障害者を域移で支える職員の
研修プログラムの開発に関する研究事業

委員名簿

- 田島 良昭 (社会福祉法人南高愛隣会 理事長)
河 幹夫 (神奈川県立保健福祉大学 教授)
清水 義憲 (特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構 事務局長)
多田 一 (財団法人矯正協会 附属中央研究所 研究第3部長兼調査部長)
西村 朋子 (関東地方更生保護委員会 審査第2班 保護観察官)
副島 洋明 (根岸いんくる法律事務所 弁護士)
山口 雅敏 (法務省東京矯正管区・医療分類課専門職)
川島 志保 (川島法律事務所/弁護士)
水田 恵 (NPO 法人ふるさと会/生活再建相談センター・運営委員会代表)
浜井 浩一 (龍谷大学法科大学院・教授)
奥田 知志 (NPO 法人北九州ホームレス支援機構・代表)
荒 中 (仙台弁護士会・会長/荒・大橋法律事務所/弁護士)
金川 洋 (社団法人日本社会福祉士会・専務理事)
近藤 恒夫 (日本ダルク・代表)
大久保常明 (社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会・常務理事)
奥村 健
(全国更宿施設連絡協議会・会長/全社協・全国厚生事業団体連絡協議会・副会長)
川井 誉久 (社会福祉法人東京都社会福祉協議会・地域福祉部長)
西中間 貢 (社団法人全国保護司連盟・事務局長)
川村 博子
(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構・障害者職業総合センター/研究部門障
害者支援部門・統括研究員)
望月 春樹
(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構・障害者職業総合センター/職業リハビ
リテーション部・指導課長)
大塚 忠廣 (社団法人全国老人福祉施設協議会・在宅委員会委員長)
山角 駿 (社団法人日本精神科病院協会・政策委員会委員長)
尾上 義和 (社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会・常務理事)
大塚 淳子 (社団法人日本精神保健福祉士協会・常務理事)

「罪を犯した障害者を地域で支える職員の
研修プログラムの開発に関する研究事業」

要援助刑余者の地域生活定着支援の実際

発行日 平成 21(2009)年 3 月 11 日
発行者 田島 良昭
発行所 社会福祉法人南高愛隣会 (コロニー雲仙)
〒859-1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲 1572 番地
TEL.0957(77)2137 (代表) FAX.0957(77)3966
E-mail : unzen@airinkai.or.jp URL.<http://www.airinkai.or.jp>
編集者 松友 了
編集所 社会福祉法人南高愛隣会 (コロニー雲仙) 東京事業本部
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田二丁目 2 番 2 号
全国心身障害児福祉財団ビル 5 階
TEL.03(3207)8571 FAX.03(3207)8564
E-mail : tokyo@airinkai.or.jp
印刷所 大手町企画株式会社